水 道 事 業 年 報

令和２年版

羽 曳 野 市 水 道 局

水道事業年報（令和２年版）

目　　次

Ⅰ　事 業 の 沿 革

１．沿革（年表）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　　創　　設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（１）水道総合事業（第１次拡張事業）　・・・・・・・・・・・・　５

（２）第２次拡張事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（３）第３次拡張事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（４）水道施設整備事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（５）送配水施設改良事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（６）配水施設整備事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（７）配水管整備事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

（８）第４次拡張事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

（９）第２次水道施設整備事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（10）配水管改良事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（11）配水管改良事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（12）配水管改良事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（13）配水管改良事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

（14）第３次水道施設整備事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

（15）第４次水道施設整備事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

（16）第５次水道施設整備事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

（17）第６次水道施設整備事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

２．拡張事業等の総括　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

３．事業の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

４．普及状況の推移・自己水・企業団水（府営水）の推移　・・　１６

５．配水量分析　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

Ⅱ　機　　構

１．歴代管理者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

２．機構図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

３．職員構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

（１）職員構成（職員数及び配置）　・・・・・・・・・・・・・・１７

（２）年齢別・経験年数別構成　・・・・・・・・・・・・・・・・１８

４．事務分掌　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
５．安全衛生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（１）安全衛生委員会要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
（２）安全衛生管理体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
（３）地震・風水害・その他出動体制組織　・・・・・・・・・・・　２３

Ⅲ　財　政
１．決算の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
　収益的・資本的収支の比較（グラフ）　・・・・・・・・・・・・　２５
（１）収益的収入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（２）収益的支出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（３）資本的収入　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
（４）資本的支出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
２．収益的収支の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
３．資本的収支の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
４．貸借対照表の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
５．事業費用構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
（１）経常費用構成比（受託工事費等を含む）　・・・・・・・・・　３４
（２）経常費用構成比（受託工事費等を除く）　・・・・・・・・・　３４
（３）有収水量１㎥当り費用（性質別給水原価）　・・・・・・・・　３５
６．経営分析　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
７．業務分析　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
８．供給単価及び給水原価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

Ⅳ　業　務
１．月別配水状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
２．給水工事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
（１）給水装置工事状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
（２）貯水槽（受水槽）設置状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
３．量水器　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
（１）新設状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
（２）開・閉栓状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
（３）取替状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
４．動力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
（１）電力使用量・料金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

５．薬品　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
（１）薬品使用量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
（２）薬品費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
６．漏水等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
（１）漏水等修繕工事処理状況　・・・・・・・・・・・・・・・　４８
（２）漏水等の修理体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８
（３）漏水の内訳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０
（４）漏水発生件数構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
（５）漏水調査状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２
（６）鉛製給水管取替え件数　・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

Ⅴ　水　道　料　金

１．水道料金の変遷　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
（１）水道使用料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
（２）量水器使用料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
２．分担金の変遷　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
３．料金調定と有収水量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６
４．水道料金の収納状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
（１）年度別収納状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
（２）階層別使用水量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８
（３）地域別調定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５９
（４）用途別調定構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０
（５）月別水道使用料調定　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０
５．料金収納別一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１
（１）年度別状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１
（２）月別状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１
６．検針業務委託件数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２
７．水道料金・下水道使用料早見表（２ヶ月）　・・・・・・・　６３

Ⅵ　水　　　質

１．水質基準項目及び水質管理目標設定項目　・・・・・・・・・　６５
２．用語説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６
３．検査項目及び検査方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６９
４．基準項目検査成績表（浄・受水場・末端給水栓）　・・・・　７０
５．水質管理目標設定項目検査成績表（浄・受水場・末端給水栓）　７４
６．農薬項目検査成績表（浄水場）　・・・・・・・・・・・・・　７６
７．水質基準項目グラフ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７９

Ⅶ　施　　設

１．水道施設・配水区域図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１
２．送配水系統図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８２
３．集中監視システムの機器構成と機能　・・・・・・・・・・・・　８３
４．施設の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８４
（１）石川浄水場　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８４
（２）壺井浄水場　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
（３）伊賀受水場　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８
（４）西浦受水場　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８９
（５）羽曳山配水場　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０
（６）壺井配水池　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９１
（７）高区配水池　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２
（８）低区第１配水池　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
（９）低区第２配水池　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
（10）応急給水拠点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９５
５．導送配水管状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６

Ⅷ　資　　料

○広報「はびきの」より転載　・・・・・・・・・・・・・・・・・　９９
○水道局ホームページより転載　・・・・・・・・・・・・・・・・　103
○羽曳野市水道事業給水条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・　104

Ⅰ　事業の沿革

上水道創設の碑（石川浄水場内）

1. 沿　革(年表)

年 度	水　　道　　事　　業	法　・　制　度　関　係　等
昭和2年	旧古市町上水道の創設事業の認可を受け、工事に着手	
昭和3年	創設事業が完成し、旧古市町に給水を開始	
昭和23年	旧古市町上水道の拡張事業に着手し、完成	
昭和27年	旧駒ヶ谷村・駒ヶ谷簡易水道に着手し、完成	地方公営企業法公布
昭和28年	旧埴生村・埴生簡易水道に着手し、完成	
昭和29年	旧駒ヶ谷村・飛鳥簡易水道に着手し、完成	
昭和30年	旧高鷲町・高鷲簡易水道に着手	
昭和31年	旧西浦村・西浦簡易水道に着手	
	隣接の2町4村(古市町、高鷲町、埴生村、西浦村、駒ヶ谷村、丹比村)が合併し、南大阪町が誕生	
	高鷲簡易水道が完成	
昭和32年	西浦簡易水道が完成	
昭和33年	壺井通法寺簡易水道に着手し、完成	
昭和34年	市制の施行により、羽曳野市が誕生	伊勢湾台風
	丹比簡易水道に着手着手し、完成	第1次拡張事業認可
昭和35年	壺井通法寺簡易水道拡張事業に着手し、完成する。この事業の完成により、駒ヶ谷・飛鳥の各簡易水道を、壺井通法寺簡易水道に統合	
	水道総合事業に着手	
昭和36年		地方公営企業法改正
昭和38年	地方公営企業法の一部を適用	
	水道料金徴収事務の一部委託	
昭和39年	水道総合事業が完成。この事業の完成により、高鷲・埴生・西浦の各簡易水道を廃止し、上水道に統合	東京オリンピック
昭和41年	地方公営企業法の全部を適用	第2次拡張事業認可
	財政再建団体となる	
	第2次拡張事業に着手	
	水道課を水道局に改める	
	水道料金改定	
昭和42年	水道料金計算事務を電算委託する	
	水道料金徴収事務を全面委託し、量水器検針事務を一部委託する	
昭和43年	水道事業管理者を設置	
昭和45年	量水器検針事務を全面委託	大阪万博
	給配水管修繕工事を一部委託(昼間)	第3次拡張事業認可
	分担金制度を採用	
昭和46年	第3次拡張事業に着手	
	検針・徴収の隔月制を実施	
	水道料金口座振替制度を採用	
昭和47年	第2次拡張事業が完成。この事業の完成により、駒ヶ谷・丹比の各簡易水道を廃止	沖縄県復帰
	水道料金改定	
昭和48年	財政再建を完了する	オイルショック
昭和49年	量水器使用料改定	
	分担金改定	
	第3次拡張事業が完成	
昭和50年	水道施設整備事業に着手	
昭和51年	水道料金改定	市公共下水道事業着手
昭和52年	石川浄水場取水井において、職員5名、公認業者1名、酸素欠乏事故により死亡(3月15日)	水道法改正

年度	水道事業	法・制度関係等
昭和53年	分担金改定	渇水(府営水道取水制限)
	水道施設整備事業が完成	
昭和54年	送配水施設改良事業に着手し、完成	第4次拡張事業認可
	給配水管修繕工事を全部委託(昼夜間)	
昭和55年	配水施設整備事業に着手し、完成	
	水道料金改定	
昭和56年	第4次拡張事業並びに配水管整備事業に着手	
	分担金改定	
昭和58年	出納取扱金融機関・水道局派出所の開設	
	日本水道協会第52回関西地方支部総会を羽曳野市で開催	
昭和59年	配水管整備事業が完成	渇水(府営水道取水制限)
昭和60年	第2次水道施設整備事業に着手	
	第4次拡張事業が完成	
昭和61年		渇水(府営水道取水制限)
昭和62年	水道料金計算事務の電算導入	
平成元年	石川河川改修に伴う壺井浄水場取水施設工事	消費税法施行
平成2年	財務会計システムの電算化	
	第2次水道施設整備事業が完成	
平成3年	配水管改良事業に着手し、完成	
	検針業務にハンディターミナルの導入	
	石川河川改修に伴う石川浄水場取水施設工事	
平成4年	日本水道協会大阪府支部総会開催(事務局)	
	配水管改良事業に着手し、完成	
平成5年	配水管改良事業に着手し、完成	新水質基準施行
	水質基準46項目となる	
平成6年	配水管改良事業に着手し、完成	渇水(府営水道取水制限)
	水道料金改定(6月)	水源二法施行
	量水器使用料廃止(6月)	阪神・淡路大震災(平成7年1月17日)
	阪神・淡路大震災に係る応援給水(宝塚市)	地下鉄サリン事件(平成7年3月)
平成7年	第3次水道施設整備事業に着手	
	契約システムの電算化	
	管路管理システムの電算化	
	近隣13市町村災害相互応援協定締結	
平成8年	水道管理センター棟が完成(第3次水道施設整備事業)	O－157集団感染
	壺井浄水場沈澱池上屋が完成(　〃　)	クリプトスポリジウム集団感染
	旧飛鳥配水池跡地市長部局へ移管	
平成9年	石川浄水場集中管理システム完成(第3次水道施設整備事業)	消費税法改定(3%→5%)
	壺井浄水場無人化(10年3月)	
平成10年	水道法改正に伴い公認業者制度を廃止し、指定工事店制度開始	改正水道法施行
	分担金改定	市制40周年
	通水70周年記念式典を開催	府営水道高度浄水処理水受水開始
	第3次水道施設整備事業が完成	
	水道局庁舎移転(市役所別館総合福祉センター)	
平成11年	Y2K対策体制設置	コンピューター2000年問題(Y2K)
	コンビニエンスストアでの料金収納方式の導入	
	受配水場防犯設備(ITV、センサー)設置	
	水道事業懇談会設置	

年 度	水　　道　　事　　業	法 ・ 制 度 関 係 等
平成12年	集金制度の廃止	大阪府営水道料金改定(10月)
	水道料金改定(10月)	
平成13年	水道整備基本計画策定	大阪府広域的水道整備計画改定
	経営業務改善委員会設置	市情報公開条例・個人情報保護条例施行
	第4次水道施設整備事業着手	米国同時多発テロ事件(9月11日)
	水道局LAN運用開始	
平成14年	配水池施設機械警備委託開始	改正水道法施行(4月)
	検針徴収事務の法人委託(4月)	琵琶湖・淀川渇水(府営水道取水制限)
	浄水場運転管理業務の一部委託化(10月)	
	鉛製給水管更新事業開始(鉛対策)	
	水道局ホームページ開設(11月)	
	寒波による給水管凍結事故(1月)	
平成15年	水道料金・分担金改定(消費税転嫁) (4月)	水質基準改定(鉛濃度0.01mg/ℓ)
平成16年	浄水場運転管理委託業務の拡大(4月)	消費税法改正(総額表示方式)
	台風23号被害に係る京都府宮津市への応援給水(10月)	新水質基準施行(4月)・水道ビジョン公表(6月)
		水道事業ガイドライン制定(1月)
平成17年	設計積算CADシステム導入	石綿障害予防規則施行(7月)
	水道法第39条第1項の規定に基づく立入検査実施(9月)	
	第4次水道施設整備事業が完成(3月)	
平成18年	石綿セメント管更新事業開始	
	電子入札の導入	
	緊急連絡管の接続(松原市)(3月)	
	羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱制定(3月)	
平成19年	水道料金お客様センターの開設(4月)	水質基準改定(塩素酸が水質基準項目に変更)
	ステンレス製給水車配備(10月)	
	大阪市水道局と技術協力提携(11月)	
	緊急連絡管の接続(太子町)(3月)	
	水道整備基本計画改訂版(3月)	
平成20年	浄水場運転管理業務の全面委託(4月)	市制50周年
	壷井浄水場管理棟耐震補強	水道ビジョン改訂(7月)
	緊急連絡管の接続(藤井寺市)(3月)	新型インフルエンザ流行
平成21年	中区配水池解体撤去(5月)	
	羽曳野市水道事業ガイドライン公表	
	第5次水道施設整備事業着手	
	石川浄水場更新に伴う浄水処理検討委員会設置	
平成22年	羽曳野市水道事業の設置等に関する条例改正施行(水道事業管理者非設置)(4月1日)	大阪府営水道料金改定値下げ(4月)
	羽曳野市水道事業の設置等に関する条例改正施行(給水人口、1日最大給水量の変更)(10月1日)	大阪広域水道企業団設立(11月)
	水道料金等管理システム更新(10月)	東日本大震災(平成23年3月)
	水道事業変更認可取得(第5次水道施設整備事業)(11月22日)	
	ホームページのリニューアル(11月)	
	藤井寺市と緊急連絡管の接続2箇所(3月)	
	給水工事受付システム導入(3月)	
	東日本大震災に係る応援給水(岩手県)(3月)	
平成23年	東日本大震災に係る応援給水(岩手県)(4～5月)	大阪広域水道企業団事業開始(4月)
	石川浄水場更新工事詳細設計委託(2月～10月)	台風12号による水害(奈良県・和歌山県)(9月)

年 度	水　　道　　事　　業	法　・　制　度　関　係　等
平成24年	石川浄水場更新工事詳細設計委託(2月～10月)	地方公営企業法改正(4月)
	石川浄水場更新工事着工(11月～)	
	水安全計画の策定(初版)(3月)	
平成25年	羽曳野市水道整備基本計画の一部見直し	新水道ビジョンの公表(4月)
平成26年	石川浄水場新ろ過池棟が完成(第5次水道施設整備事業)	消費税法改正(5%→8%)
	水道料金改定(10月)	
	新会計制度適用開始	
平成27年	石川浄水場更新工事竣工(第5次水道施設整備事業)	
	第5次水道施設整備事業が完成(3月)	
平成28年	羽曳野市水道事業ビジョン・水道整備基本計画の見直し	
	木津川市と災害相互応援協定の締結	
平成29年	藤井寺市・羽曳野市の相互応援給水に関する協定の締結	
	藤井寺市・大阪広域水道企業団と非常用連絡管の維持管理運用に関する協定の締結	
	12企業体との災害時における水道施設の応援活動の支援に関する協定の締結	
平成30年	第6次水道施設整備事業着手	市制60周年
	大阪府北部地震に係る応援給水(高槻市)	大阪府北部地震(6月18日)
	中央監視制御設備改良工事竣工	
令和元年	水道事業認可変更【水源の種別及び取水地点の変更】(3月13日)	消費税法改正(8%→10%)
		新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行

創　　設

羽曳野市の水道事業の創設は、旧古市町上水道として昭和の初期に工事の設計を大阪市立都島工業学校土木科長山下直一氏に委嘱して、石川左岸の浅井戸を水源とし、給水人口2，500人、一日最大給水量375㎥、事業費5万円とした事業計画に基づき、昭和2年3月に大阪府知事の認可を受けて、同年8月に工事に着手し、翌昭和3年5月に完成して通水を開始した。この通水は大阪府下の町村営水道の先駆をなすものとして各方面から注目をあびた。しかし、第2次大戦後の町勢の発展と人口の増加によって使用水量が伸び、給水量が不足する状態となったので、昭和23年4月に取水井、ろ過池の改良及びポンプ場の増設等の工事に着手し、同年8月に完成した。これによって旧古市地区への円滑な給水をはかることができた。

・認可年月日　　昭和　2年　3月　2日
・着工年月日　　昭和　2年　8月 16日
・竣工年月日　　昭和　3年　5月　6日
（基本計画）
○計画給水区域　　旧古市町全域
○計画給水人口　　2，500 人
○計画一日最大給水量　　375 ㎥
○総事業費　　50，000 円

〔創設時の配水池〕

（１）水道総合事業（第1次拡張事業）

昭和20年代後半より、産業の発展、人口の増加等によって給水量の伸びは著しくなり、また昭和31年9月には隣接の2町4村（古市町、高鷲町、埴生村、西浦村、駒ヶ谷村、丹比村）が合併して南大阪町が誕生し、さらに昭和34年1月には市制の施行により、羽曳野市が発足した。このようなことから、創設当時からの施設能力では十分な給水活動ができなくなり、水道施設拡充の必要性が高まり、昭和35年3月に給水人口50，000人、1日最大給水量12，500㎥、事業費1億8千万円とする事業認可を受けて、同年4月から昭和40年3月までの5ヵ年計画で実施した。なお、この事業の完了によって、旧古市町上水道と高鷲、埴生、西浦地区の各簡易水道が統合された。

・認可年月日　　昭和 35 年　3 月　8 日
・着工年月日　　昭和 35 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　昭和 40 年　3 月 31 日
（基本計画）
○計画給水区域
　駒ヶ谷・丹比地区を除く市内一円
○計画給水人口　　50,000 人
○計画一日最大給水量　　12,500 ㎥
○総事業費　　203,978,885 円

〔羽曳山配水場〕

（2） 第2次拡張事業

昭和40年に完了した水道総合事業によって、古市上水道と3ヶ所の簡易水道を統合して施設の整備拡充を図ることができた。しかし、本市の人口は年々急激な上昇をつづけ、昭和40年において総人口が50，000人を超え、当初の計画を大きく上回る結果となった。このような情勢により、水の需要も増え現有施設能力では安定給水が不可能となったため、昭和40年に給水人口72，450人、一日最大給水量25，360㎥、事業費4億3千8百万円とした第2次拡張事業を計画し、同年12月に認可を受け、昭和41年4月に着手し、昭和47年6月に完了した。なお、この事業における拡張分の新水源は、すべて大阪府営水道に依存することになった。また、駒ヶ谷地区及び丹比地区の簡易水道は廃止され、それぞれの給水区域を本事業の区域に統合し、全市給水の一元化が達成された。

・認可年月日　　昭和 40 年 12 月 23 日
・着工年月日　　昭和 41 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　昭和 47 年　6 月 30 日
（基本計画）
○計画給水区域
羽曳野市一円（ただし、南宮 438 番地の 1 から 457 番地まで及び北宮 506 番地、535 番地、550 番地の 3 から 9 まで並びに埴生野 1 番地から 9 番地までを除く）美陵町野中 462・463 番地
○計画給水人口　　72，450 人
○計画一日最大給水量　　25，360 ㎥
○総事業費　　717，049，253 円

〔高区配水池〕（平成 21 年解体撤去）

（3） 第3次拡張事業

第2次拡張事業の完了によって、昭和50年度までの安定給水を見込んでいたが、折からの高度成長下、地勢的な環境に恵まれた本市は最適な住宅地として伸展し、あわせて住民生活の向上による使用水量の増加が著しく、これらの需要に対処するため、第2次拡張事業の完了を待つことなく、昭和46年4月に別途第3次拡張事業に着手した。この事業は主として自己水の開発と配水施設の整備拡充をはかるものであり、目標年次を昭和50年度、計画給水人口100，000人、1日最大給水量40，000㎥とした事業計画に基づき、昭和50年3月に完了した。

・認可年月日　　昭和 46 年　2 月 20 日
・着工年月日　　昭和 46 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　昭和 50 年　3 月 31 日
（基本計画）
○計画給水区域
羽曳野市一円（ただし、高鷲 3 丁目 1 番から 3 番まで及び 9 番、10 番、高鷲 4 丁目 1 番から 9 番まで及び高鷲 5 丁目 1 番から 5 番

〔壺 井 浄 水 場〕

まで並びに埴生野 73 番地から 79 番地までを除く）藤井寺市綾南町全域
○計画給水人口　　100，000 人
○計画一日最大給水量　　40，000 ㎥
○総事業費　　1，271，400，873 円

（4） 水道施設整備事業

水道事業の創設以来第3次拡張事業までは、水需要の増加と施設の建設との追いかけあいという状態であった。

しかし、昭和50年の第3次拡張事業の完了によって、当面の水需要に対応する施設を備えることができた。そこで、現有施設の維持、改良を目的とした水道施設整備事業を計画し、昭和50年度より4ヵ年継続事業として実施した。この事業の主な内容は、河川汚濁防止対策として汚泥処理施設の新設、配水管の新設と老朽管の入替えによる配水系統の整備、赤水対策としての配水管モルタルライニング工事等であり、さらに集中管理装置を改良し、充実させたことにより、伊賀受水場の無人化をはかった。

・着工年月日　　昭和 50 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　昭和 54 年　3 月 31 日
・総事業費　　763,671,325 円

〔石川浄水場汚泥処理設備〕

（5） 送配水施設改良事業

水道施設整備事業の完了に伴い、送配水設備における動力面の改良が必要とされ、さらに電気系統設備の安全性を確保しながら施設の有効利用をはかり、もって、給水を円滑にするため、送配水施設改良事業を昭和54年度に単年度で実施した。

・着工年月日　　昭和 54 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　昭和 55 年　3 月 31 日
・総事業費　　212,093,638 円

〔石川浄水場送水ポンプ設備〕

（6） 配水施設整備事業

主として配水系統の整備に伴う配水管新設と老朽管の改良及び増口径工事を行い、円滑な給水体制づくりを目的としたもので、配水施設整備事業として、昭和55年度に単年度で実施した。

・着工年月日　　昭和 55 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　昭和 56 年　3 月 31 日
・総事業費　　130,400,228 円

（7） 配水管整備事業

古市、西浦地区の配水方法を加圧方式から自然流下方式に転換するための工事を一部実施するとともに、市内各所に創設以来埋設されている相当年数の経過した老朽配水管（特に石綿セメント管）の増口径布設替工事並びに水圧低下地域の配水管新設工事を計画的に施行し、これに起因する出水不良、赤水、漏水の防止をはかるため第4次拡張事業と併せて、昭和56年4月から昭和60年3月までの4ヵ年継続事業として実施した。

・着工年月日　　昭和 56 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　昭和 60 年　3 月 31 日
・総事業費　　603,245,601 円

〔配水管布設工事φ400・φ600・φ500〕

（8） 第４次拡張事業

第3次拡張事業の完了によって、当面の水需要に対応してきたが、人口並びに使用水量は年々増加し、昭和54年度末には給水人口99，525人、1日最大給水量41，900㎥に達し、既に公称能力を1，900㎥／日も上回る状態となり、次期拡張を検討していたが、自己水源の開発が困難な本市において水源確保は、大阪府営水道からの分水の増量以外にはなかった。幸い昭和54年度末に大阪府営水道の第7次拡張事業が認可され、本市への分水量41，000㎥（昭和65年における1日最大）が決定したので、将来の水需要に対応するため、目標年次を昭和65年度、計画給水人口130，000人、1日最大給水量58，500㎥とする第4次拡張事業を計画し、昭和56年3月に事業認可を受け、同年4月に着手し、昭和61年3月に完了した。なお、この事業により低区第2配水池を1池増設し、また受水施設についても西浦受水場を築造したことにより、伊賀受水場との2ヶ所となった。

・認可年月日　　昭和 56 年　3 月 31 日
・着工年月日　　昭和 56 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　昭和 61 年　3 月 31 日

（基本計画）

○計画給水区域

羽曳野市一円（ただし、高鷲 3 丁目 1 番から 3 番まで及び 9 番、10 番、高鷲 4 丁目 1 番から 9 番まで及び高鷲 5 丁目 1 番から 5 番まで並びに野々上 5 丁目 1 番から 2 番の一部を除く）藤井寺市陵南町全域

○計画給水人口　　130,000 人
○計画一日最大給水量　　58,500 ㎥
○総事業費　　1,490,838,465 円

〔西浦受水場〕

〔低区第2配水池〕

（9） 第2次水道施設整備事業

昭和59年度に完了した配水管整備事業に引続き、古市、西浦、駒ケ谷地区の配水方法を加圧方式から自然流下方式に転換するための工事並びに出水不良、赤水解消及び漏水防止をはかるため、配水管の新設及び布設替を実施し、一方、受・配水施設については、伊賀受水場、羽曳山配水場の電気設備及びポンプ設備等の全面的な改良を目的とした第2次水道施設整備事業を昭和60年度より6ヵ年継続事業として実施した。

・着工年月日　　昭和 60 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　平成　3 年　3 月 31 日
・総事業費　　1,921,874,654　円

〔羽曳山配水場〕

（10） 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、配水管改良事業として、平成3年度に単年度で実施した。

・着工年月日　　平成　3 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　平成　4 年　3 月 31 日
・総事業費　　187,124,359 円

（11） 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、配水管改良事業として、平成4年度に単年度で実施した。

・着工年月日　　平成　4 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　平成　5 年　3 月 31 日
・総事業費　　231,410,144 円

（12） 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、配水管改良事業として、平成5年度に単年度で実施した。

・着工年月日　　平成　5 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　平成　6 年　3 月 31 日
・総事業費　　331,548,573 円

（13） 配水管改良工事

出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、配水管改良事業として、平成6年度に単年度で実施した。

・着工年月日　　平成　6 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　平成　7 年　3 月 31 日
・総事業費　　253,400,911 円

(14) 第3次水道施設整備事業

浄水プラントの改修設計と計装設備の集中管理システムの導入による、浄水場施設の近代化及び出水不良・赤水解消及び漏水防止をはかるための配水管の新設並びに布設替えを目的としたもので、平成7年度からの4ヵ年継続事業として実施した。

・着工年月日　　平成 7 年 4 月 1 日
・竣工年月日　　平成 11 年 3 月 31 日
・総事業費　　2,133,759,704 円

〔中央監視設備〕

〔水道管理センター〕

(15) 第4次水道施設整備事業

将来を展望する水道整備基本計画に基づき、災害に強く、安全な水を安定して供給し続けるため基幹施設の増強及び更新を図ることを目的としたもので、高区配水池の新設、送水管の新設及び送水系統の再整備、配水幹線の整備、水道施設の耐震性能を把握するための詳細耐震診断等を平成13年度からの5ヵ年継続事業として実施した。

・着工年月日　　平成 13 年 4 月 1 日
・竣工年月日　　平成 18 年 3 月 31 日
・総事業費　　3,238,033,269 円

〔φ600 低区系配水幹線〕

〔高区配水池〕

（16） 第５次水道施設整備事業

第4次水道施設整備事業で実施した、水道施設詳細耐震診断の成果や近年の水需要の動向を反映させた水道整備基本計画の改定（平成19年）を受け、災害に強く、安全な水を安定して供給し続けることを目的として、石川浄水場の全面更新、基幹管路の更新及び配水管の整備等を図るため、平成21年度からの7ヵ年継続事業として実施した。

平成22年11月22日には、羽曳野市水道事業変更認可を取得した。

・着工年月日　　平成 21 年　4 月　1 日
・竣工年月日　　平成 28 年　3 月 31 日
・総事業費　　3,459,902,000　円

〔石川浄水場〕

〔紫外線照射装置〕

（17） 第６次水道施設整備事業

第5次水道施設整備事業の完了後、社会情勢の変化や厚生労働省が発表した新水道ビジョンを念頭に整備基本計画を改定（平成29年）した。主な内容は施設・管路の耐震化率の向上で、人口減少に合わせ口径を縮小するなどダウンサイジングを盛り込んでいる。主要な事業は壺井配水池全面更新及び重要給水施設配水管や基幹管路の耐震化であり、平成30年度から7ヵ年継続事業として実施中である。

・着工年月日　　平成 30 年　4 月　1 日
・竣工年月日（予定）　　令和 7 年　3 月 31 日
・総事業費（予定）　　5,052,218,000 円

２．拡張事業等の総括

（単位:千円）

区分＼項目		議決 年月日	厚生省認可 年月日	工期 起工年月日	工期 完成年月日	工事費 総事業費	工事費 起債	工事費 一般財源(その他)
創設		—	(府知事) S 2.3.2	S 2.8.16	S 3.5.6	50	50	—
水道総合事業	当初	S 35.2.25	S 35.3.8	S 35.4.1	S 39.3.31	180,000	172,000	8,000
	完成	—	—	—	S 40.3.31	203,979	198,000	5,979
第２次拡張事業	当初	S 40.11.24	S 40.12.23	S 41.4.1	S 45.3.31	438,000	417,000	21,000
	完成	—	—	—	S 47.6.30	717,049	683,000	34,049
第３次拡張事業	当初	S 45.12.11	S 46.2.20	S 46.4.1	S 50.3.31	1,050,000	997,000	53,000
	完成	—	—	—	同上	1,271,400	1,205,500	65,900
水道施設整備事業		—	—	S 50.4.1	S 54.3.31	763,671	639,000	124,671
送配水施設改良事業		—	—	S 54.4.1	S 55.3.31	212,093	190,000	22,093
配水施設整備事業		—	—	S 55.4.1	S 56.3.31	130,400	116,000	14,400
配水管整備事業		—	—	S 56.4.1	S 60.3.31	603,246	549,000	54,246
第４次拡張事業	当初	S 55.12.11	S 56.3.31	S 56.4.1	S 61.3.31	1,310,000	1,200,000	110,000
	完成	—	—	—	同上	1,490,839	1,415,000	75,839
第２次水道施設整備事業	当初	—	—	S 60.4.1	H 2.3.31	1,573,000	1,481,000	92,000
	変更	—	—	S 60.4.1	H 3.3.31	1,921,878	1,545,000	376,878
配水管改良事業(H3年度)		—	—	H 3.4.1	H 4.3.31	187,125	140,000	47,125
配水管改良事業(H4年度)		—	—	H 4.4.1	H 5.3.31	231,410	190,000	41,410
配水管改良事業(H5年度)		—	—	H 5.4.1	H 6.3.31	331,549	230,000	101,549
配水管改良事業(H6年度)		—	—	H 6.4.1	H 7.3.31	253,401	200,000	53,401
第3次水道施設整備事業		—	—	H 7.4.1	H 11.3.31	2,133,759	1,350,000	783,759
第4次水道施設整備事業		—	—	H 13.4.1	H 18.3.31	3,238,033	0	3,238,033
第5次水道施設整備事業		—	—	H 21.4.1	H 28.3.31	3,459,902	0	3,459,902
第6次水道施設整備事業		—	—	H 30.4.1	R 7.3.31	5,052,218	966,000	4,086,218

基本計画				備考
目標年次	給水人口	1日最大給水量	1人1日最大給水量	
—	人 2,500	㎥ 375	ℓ 150	旧古市町送水開始
S 49	50,000	12,500	250	羽曳山配水場(配水池1,800㎥ 2池) 石川浄水場取水設備(処理能力13,000㎥/日) 市内に散在する簡易水道を廃止、 石川浄水場に統合する。
同 上	同 上	同 上	同 上	
S 50	72,450	25,360	350	高区配水池(PC 10,000㎥)(H21解体撤去) 壺井配水池(PC 3,000㎥) 伊賀受水場(最大受水 12,860㎥/日) 石川浄水場急速ろ過法(処理能力13,000㎥/日)
同 上	同 上	同 上	同 上	
S 50	100,000	40,000	400	伊賀受水場(最大受水22,760㎥/日) 低区第1配水池(PC 10,000㎥) 高区受水池(PC 300㎥)(H17解体撤去) 壺井浄水場(処理能力5,000㎥/日)
同 上	同 上	同 上	同 上	
—	—	—	—	石川浄水場汚泥処理設備 伊賀受水場の遠隔操作(無人化)
—	—	—	—	石川浄水場送水設備改良 高区加圧ポンプ(INV)
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	自然流下方式
S 65	130,000	58,500	450	低区第2配水池(PC 10,000㎥) 伊賀受水場(最大受水 18,100㎥/日) 西浦受水場(最大受水 22,900㎥/日)
同 上	同 上	同 上	同 上	
—	—	—	—	羽曳山配水場改良(配水池3,500㎥ 1池) 伊賀受水場改良 送配水管整備
—	—	—	—	
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	配水管整備改良
—	—	—	—	水道管理センター(集中管理システム)の完成 壺井浄水場の遠隔操作(無人化) 配水管整備改良
—	—	—	—	高区配水池(SUS製上下2層6,000㎥) 送配水管整備改良・電気計装設備更新・配水ﾓﾆﾀｰ整備
—	—	46,200	—	石川浄水場更新 石川送水管・高区送水管更新
—	—	—	—	壺井配水池更新 伊賀受水場低区第2配水池送水管更新

3. 事 業 の 推 移

区分 ＼ 年度			H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
普及状況	行政区域内人口（人）	A	118,064	117,140	116,561	115,578
	給水区域内人口（人）	B	115,491	114,600	114,006	113,054
	給水人口（人）	C	115,491	114,600	114,006	113,054
	給水戸数（戸）	D	42,445	42,405	42,520	42,533
	普及率（%）	C/B	100.0	100.0	100.0	100.0
水源状況	自己水（㎥）	E	6,243,981	6,070,922	6,035,120	6,195,378
	府営水（企業団水）（㎥）	F	7,278,390	6,905,590	6,760,430	6,350,220
	総水量（㎥）	E+F	13,522,371	12,976,512	12,795,550	12,545,598
給水状況	年間配水量（㎥）	G	13,522,371	12,976,512	12,795,550	12,545,598
	1日最大配水量（㎥）	H	42,503	42,135	41,717	38,757
	1日平均配水量（㎥）	J	37,048	35,455	35,056	34,372
	1日最小配水量（㎥）	K	32,764	31,095	30,868	30,605
	1人1日最大配水量（ℓ）	H/C	368	368	366	343
	1人1日平均配水量（ℓ）	J/C	321	309	307	304
	年間有効水量（㎥）	L	13,293,200	12,819,562	12,658,800	12,522,961
	有効率（%）	L/G	98.3	98.8	98.9	99.8
	年間有収水量（㎥）	M	12,876,300	12,628,880	12,261,810	12,149,119
	有収率（%）	M/G	95.2	97.3	95.8	96.8
財政状況	事業収益（千円）	N	2,309,994	2,215,376	2,197,681	2,158,725
	事業費用（千円）	O	1,967,421	1,903,165	1,920,504	1,827,874
	純損益（千円）	N−O	342,573	312,211	277,177	330,851
	資本的収入（千円）	P	177,340	139,531	172,163	266,998
	資本的支出（千円）	Q	1,170,411	668,289	850,128	962,575
	差引（千円）	P−Q	△ 993,071	△ 528,758	△ 677,965	△ 695,577

H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
114,757	113,847	113,152	112,452	111,631	110,742
112,225	111,272	110,562	109,913	109,084	108,174
112,225	111,272	110,562	109,913	109,084	108,174
42,608	42,700	42,686	42,882	43,099	43,348
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
6,083,954	4,571,016	6,278,344	6,219,843	6,216,740	6,292,368
6,177,130	7,681,290	5,947,870	5,841,895	5,698,680	5,511,155
12,261,084	12,252,306	12,226,214	12,061,738	11,915,420	11,803,523
12,261,084	12,252,306	12,226,214	12,061,738	11,915,420	11,803,523
38,349	38,570	38,358	36,117	36,186	36,463
33,592	33,476	33,496	33,046	32,645	32,250
30,678	30,162	30,915	29,438	29,688	29,094
342	347	347	329	332	337
299	301	303	301	299	298
12,128,075	12,182,870	12,104,901	11,999,237	11,846,445	11,738,663
98.9	99.4	99.0	99.5	99.4	99.5
11,871,369	11,774,547	11,711,721	11,582,108	11,485,668	11,307,141
96.8	96.1	95.8	96.0	96.4	95.8
2,493,363	2,487,311	2,416,347	2,355,376	2,525,162	2,335,948
1,929,839	2,077,285	1,914,379	1,899,599	1,981,161	1,892,115
563,524	410,026	501,968	455,777	544,001	443,833
346,198	387,983	279,478	170,861	209,403	78,914
1,096,488	1,549,788	650,495	824,744	940,479	660,601
△ 750,290	△ 1,161,805	△ 371,017	△ 653,883	△ 731,076	△ 581,687

４．普及状況の推移・自己水・企業団水（府営水）の推移

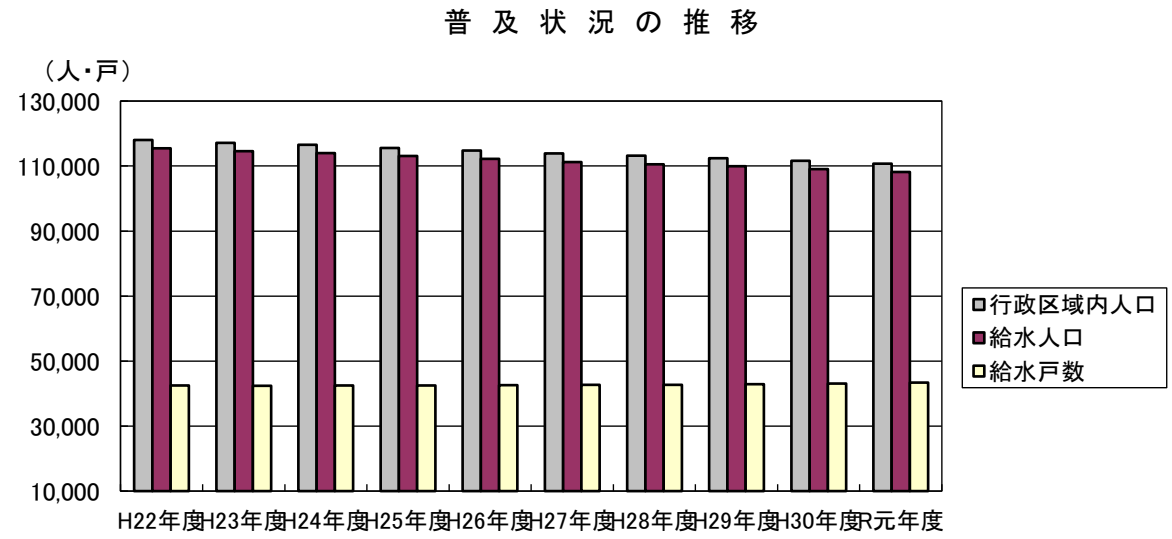

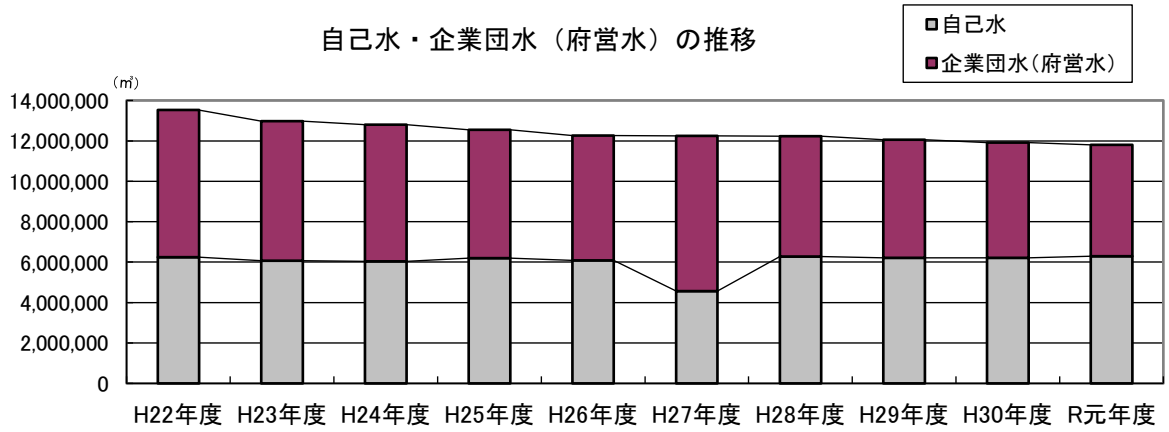

５．配水量分析(令和元年度)

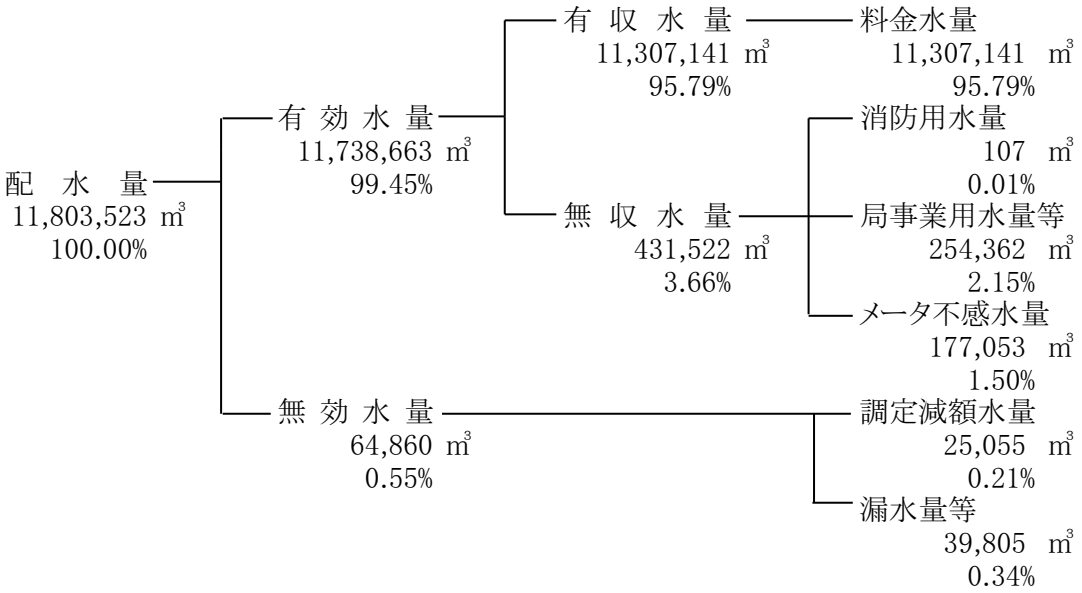

Ⅱ　機　　構

道の駅　しらとりの郷・羽曳野　（高区配水池）

1. 歴代管理者

氏　　名	任　　期		備　　考
	就　　任	退　　任	
西　川　源一郎	昭和43年 7月 1日	昭和52年 7月 8日	
北　辻　寿　男	昭和52年 7月 9日	昭和52年 8月 2日	水道局次長が職務代理
松　本　市太郎	昭和52年 8月 3日	昭和55年 1月 4日	
西　田　菊　次	昭和55年 1月 5日	昭和63年 3月31日	
河　徳　久　雄	昭和63年 4月 1日	平成２年 3月31日	
杉　本　雅　己	平成２年 4月 1日	平成７年 3月31日	水道局長が職務代理
潮　田　洋　右	平成７年 4月 1日	平成９年12月31日	水道局長が職務代理
潮　田　洋　右	平成10年 1月 1日	平成15年12月31日	
植　田　信　也	平成16年 1月 1日	平成16年 3月31日	水道局長が職務代理
浅　田　幹　男	平成16年 4月 1日	平成20年 3月31日	
田　仲　義　己	平成20年 4月 1日	平成21年 3月31日	水道局長が職務代理
鎌　田　孝　司	平成21年 4月 1日	平成22年 3月31日	水道局長が職務代理

※平成22年4月1日より羽曳野市水道事業の設置等に関する条例第4条第1項の規定により管理者は非設置。

2. 機構図

令和2年4月1日現在

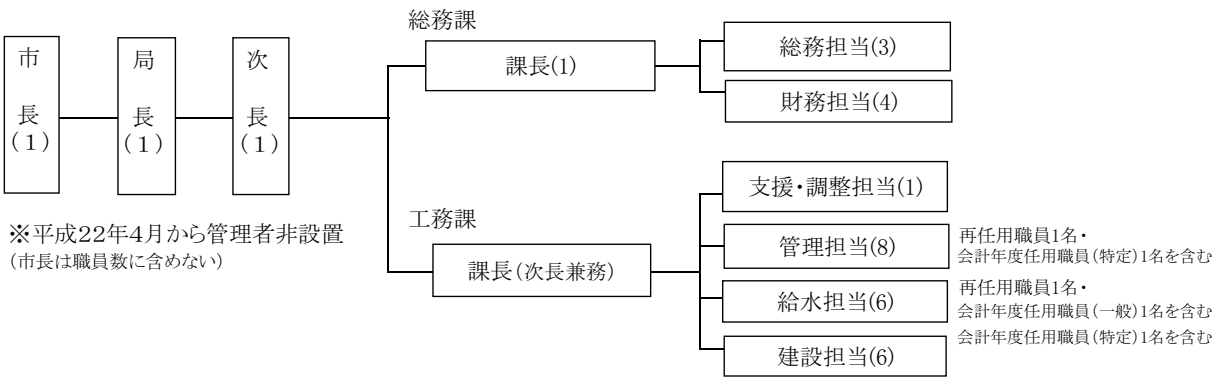

※平成22年4月から管理者非設置
(市長は職員数に含めない)

3. 職員構成

(1) 職員構成(職員数及び配置)

令和2年4月1日現在

補職名 / 課・担当	局長	次長	課長	参事	課長補佐	主幹	主査	主任	主事	計
	1									1
総務課			1	1		4		1	1	8
総務担当				1		1		1		3
財務担当						3			1	4
工務課		1		4	4	5	1	1	1	17
支援・調整担当				1						1
管理担当				1	1	2		1	1(2)	6
給水担当					2	1	1		(2)	4
建設担当				2	1	2			(1)	5
合　計	1	1	1	5	4	9	1	2	1	26

( )は再任用・会計年度任用職員(特定・一般)で職員数に含めない

（2） 年齢別･経験年数別構成

令和2年4月1日現在

（単位：人、％）

区　分		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度	
年齢別構成	５６才以上	3	11.5	4	14.8	6	20.0	5	17.9	8	30.8
	５１～５５	9	34.6	9	33.4	8	33.4	5	17.9	3	11.5
	４６～５０	1	3.9	5	18.5	5	16.7	5	17.9	4	15.4
	４１～４５	9	34.6	5	18.5	6	20.0	7	25.0	8	30.8
	３６～４０	4	15.4	4	14.8	4	13.3	3	10.7	1	3.8
	３１～３５	0	0.0	0	0.0	1	3.3	2	7.1	1	3.8
	２６～３０	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.5	1	3.8
	２１～２５	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	２０才以下	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	平　均	４７．３才		４８．４才		４８．９才		４６．８才		４８．２才	
経験年数別構成	２５年以上	1	3.8	3	11.1	5	16.7	3	10.7	3	11.5
	２２～２４	4	15.4	3	11.1	2	6.7	2	7.1	2	7.7
	１９～２１	2	7.7	1	3.7	3	10.0	2	7.1	2	7.7
	１６～１８	2	7.7	2	7.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	１３～１５	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.6	1	3.8
	１０～１２	1	3.8	2	7.4	2	6.7	0	0.0	0	0.0
	７～９	1	3.8	1	3.7	2	6.7	3	10.7	3	11.5
	４～６	4	15.4	5	18.5	8	26.7	6	21.5	6	23.1
	３年以下	11	42.4	10	37.0	8	26.7	11	39.3	11	42.3
	平　均	９年１０月		１０年５月		１１年３月		９年２月		１１年５月	

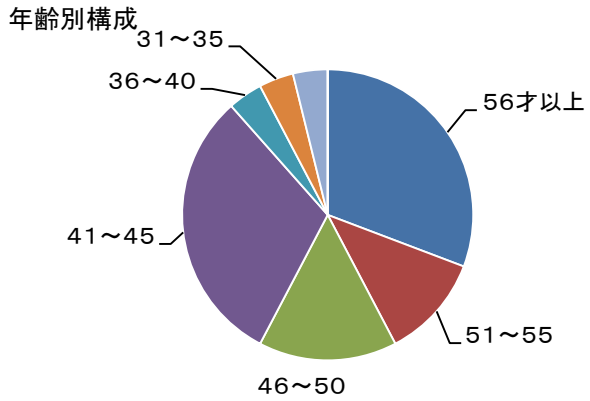

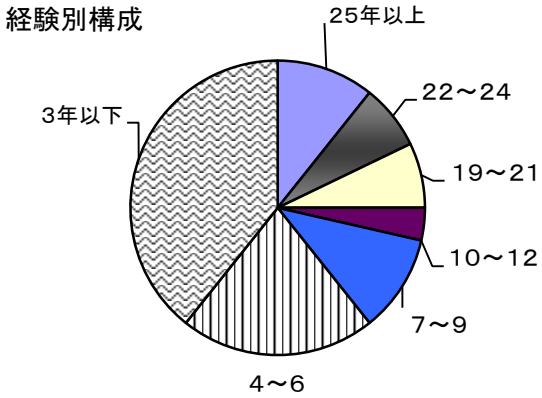

平均年齢 ４８．２才

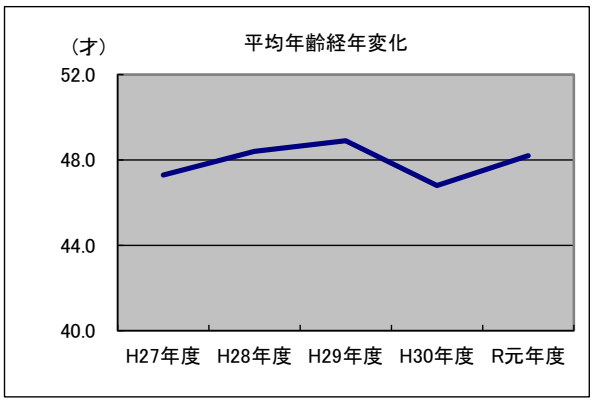

平均経験年数　１１年５月

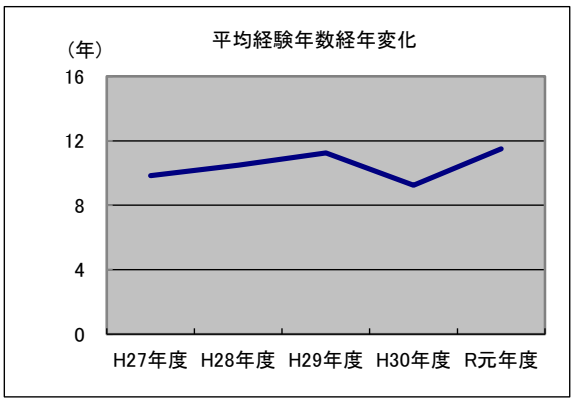

4. 事 務 分 掌

総 務 課

(1) 水道事業経営の企画及び総合調整に関すること。
(2) 財政計画及び資金計画に関すること。
(3) 条例、規程等に関すること。
(4) 職員の給与、人事その他労務に関すること。
(5) 入札、契約及び検査に関すること。
(6) 予算及び決算に関すること。
(7) 出納その他会計事務に関すること。
(8) 企業債、一時借入金等に関すること。
(9) 局の資産の取得、管理及び処分に関すること。
(10) 水道事業の広報活動に関すること。
(11) 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び徴収に関すること。
(12) 使用水量の計量及び認定に関すること。
(13) 水道料金の未納による給水停止処分に関すること。
(14) 水道の開閉栓及び名義変更に関すること。
(15) 量水器に関すること。
(16) その他水道料金等に関すること。
(17) その他局の庶務に関すること。

工 務 課

(1) 浄水場の管理に関すること。
(2) 受水及び配水施設の管理に関すること。
(3) 浄水場、受水場、配水施設の運転及び配水に関すること。
(4) 水質検査及び上水水質管理に関すること。
(5) 水源保全に関すること。
(6) 水道の管路管理に関すること。
(7) 給水装置に関すること。
(8) 指定給水装置工事事業者に関すること。
(9) 受託工事、開発協議及び申請に関すること。
(10) 拡張、整備、改良工事に関すること。
(11) 整備事業に係る進捗管理に関すること。
(12) 課の所管する事務に係る関係機関との調整に関すること。
(13) 貯蔵品(材料)、工具の管理及び保管に関すること。
(14) 課の庶務に関すること。

5. 安 全 衛 生

(1)羽曳野市水道局職員安全衛生委員会要綱

制　　定　昭 52.11.10
最 近 改 正　平 27. 4. 1

(目的)

第 1 条　職員の労働安全衛生に関する事項について、調査審議し安全衛生の円滑な推進を図ることを目的とする。

(設置)

第 2 条　前条の目的を達成するため羽曳野市水道局職員安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 3 条　委員会は、次の事項について調査審議し、水道事業の管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。)に意見を述べる。

(1)　職員の危険及び健康障害を防止するため基本となるべき対策に関すること。

(2)　労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に係るものに関すること。

(3)　職員の公務災害に関する申請及び認定に関すること。

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する事項

(構成)

第 4 条　委員会の委員は、次の者をもって構成する。

(1)　水道事業の実施を総括管理する者若しくは、これに準ずる職員のうちから管理者が指名した者 1 名

(2)　前号以外の職員のうちから管理者が指名した者　若干名

2　管理者は、前項第 2 号に掲げる委員については、労働組合の推せんする者を 1 名以上選任するものとする。

(委員長)

第 5 条　委員会の委員長は、前条第 1 項第 1 号に掲げる者とする。

2　委員長は会務を掌理し、委員会を代表し、採決権をもたない。

3　委員長に事故あるときは、委員長はあらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(安全衛生推進者)

第 6 条　労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 12 条の 2 に規定する安全衛生推進者は、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 12 条の 3 に規定する必要な能力を有すると認められる者であって、委員であるもののうちから、委員会が 1 名選任する。

2　安全衛生推進者は、羽曳野市職員安全衛生管理規則(平成 12 年羽曳野市規則第 41 号)第 7 条第 2 項各号に掲げる業務を担当する。

3　安全衛生推進者がやむを得ない理由により職務を遂行することができないときは、委員会は代理人を選任し、その職務の代理をさせるものとする。

(任期)

第 7 条　委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

2　補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第８条　委員会は、委員長が招集し議長となる。

２　委員会は、定例会を毎月 １ 回開催するようにしなければならない。ただし、緊急の議事があるときは、この限りでない。

３　委員会は、特別な場合を除くほか委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に意見を聴くことができる。

(専門部会)

第９条　委員会は、安全衛生の専門事項について調査させ、又意見を聴くため、次の各号に掲げる専門部会を置くことができる。

(1)　安全部会

(2)　衛生部会

(3)　安全運転部会

２　専門部会は、委員のうちから委員会において選出した会長及び専門部会委員をもって組織する。

３　専門部会は、委員会の議決による付議された事項についてすみやかに調査し、その結果を委員会に報告しなければならない。

４　委員長が必要と認めるときは、委員会の同意を得て職員の中から専門部会委員を選出することができる。

５　前各号に定めるもののほか専門部会の会議については、第８条第１項及び第３項から第４項までの規定を準用する。

(庶務)

第 10 条　委員会の庶務は、総務課で行う。

(その他の事項)

第 11 条　この要綱に定めるもののほか委員会の運営について、必要な事項は委員長が定める。

〔安全衛生への思いを込めて〕

〔車両点検〕

(2) 安全衛生管理体制図（平成31年4月1日現在）

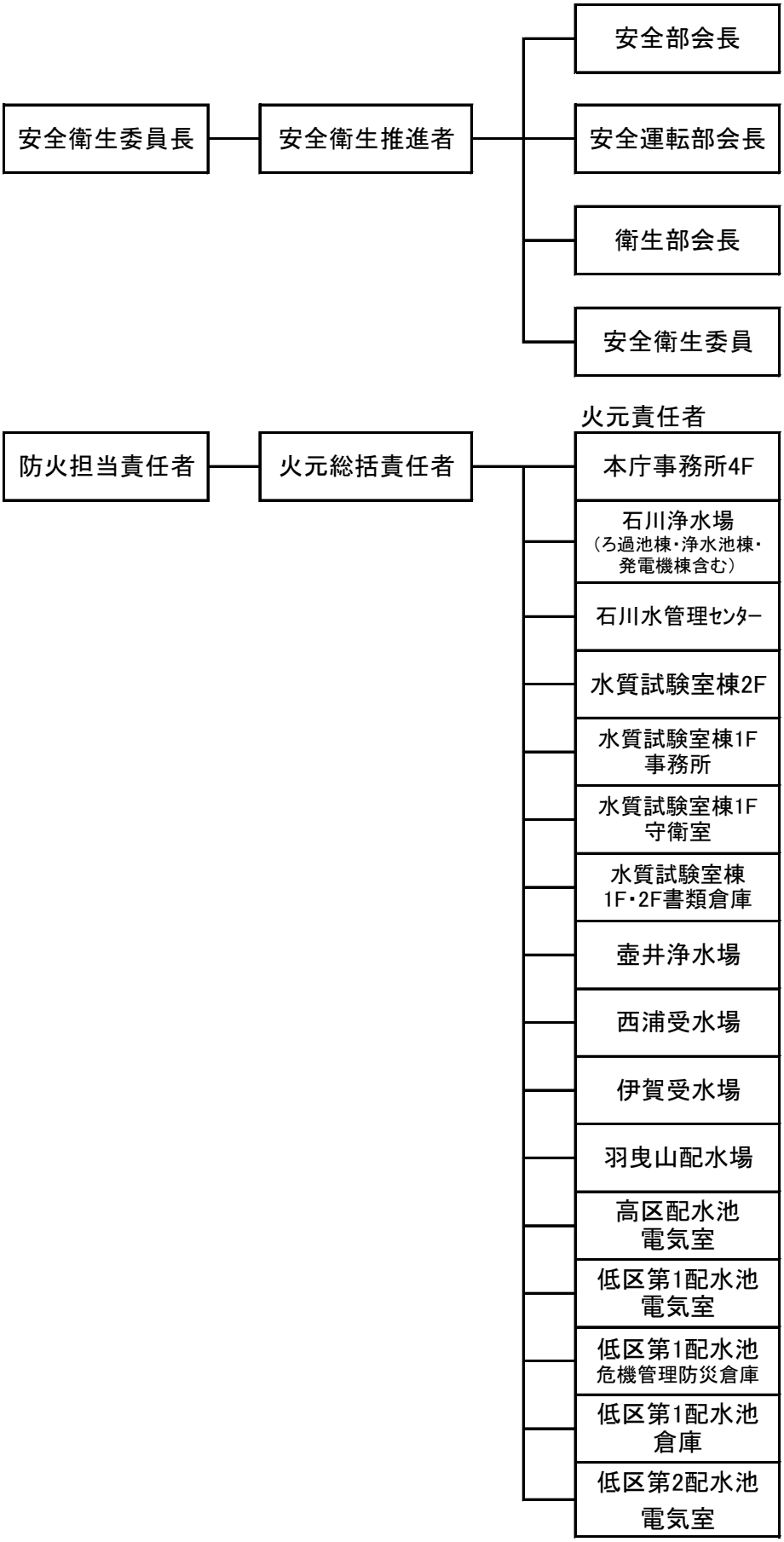

(3)地震・風水害・その他出動体制組織

① 地震時出動体制組織図

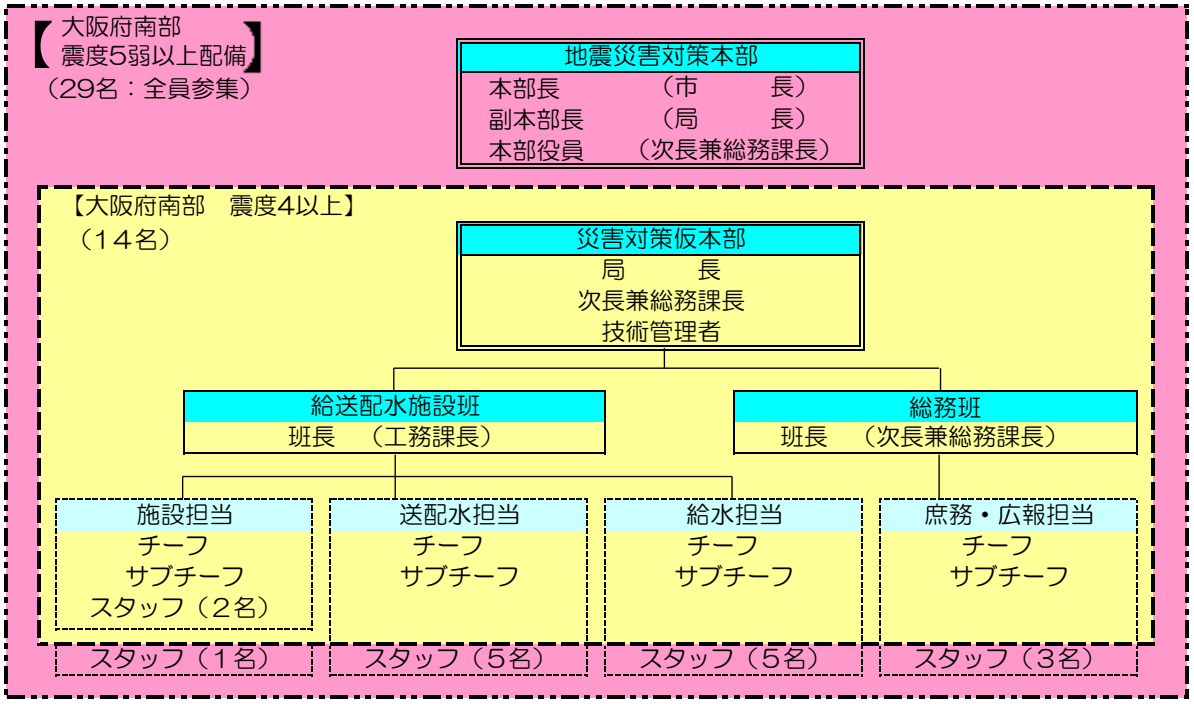

1．大阪府南部　震度３以上で市長が必要と認めた場合に水道局災害対策仮本部を設置する。
2．大阪府南部　震度４以上の場合には、災害対策仮本部配備職員が参集する。
3．大阪府南部　震度５弱以上の場合は、全員参集とする。（上下水道震災対策本部体制）
4．各班担当は本部に参集し、施設担当は水道管理センターに参集する。
5．地震発生直後、送配水担当は給水活動を優先し、発生後４日目以降は、水道施設の調査及び緊急対応を行う。

② 風水害・その他出動体制組織図

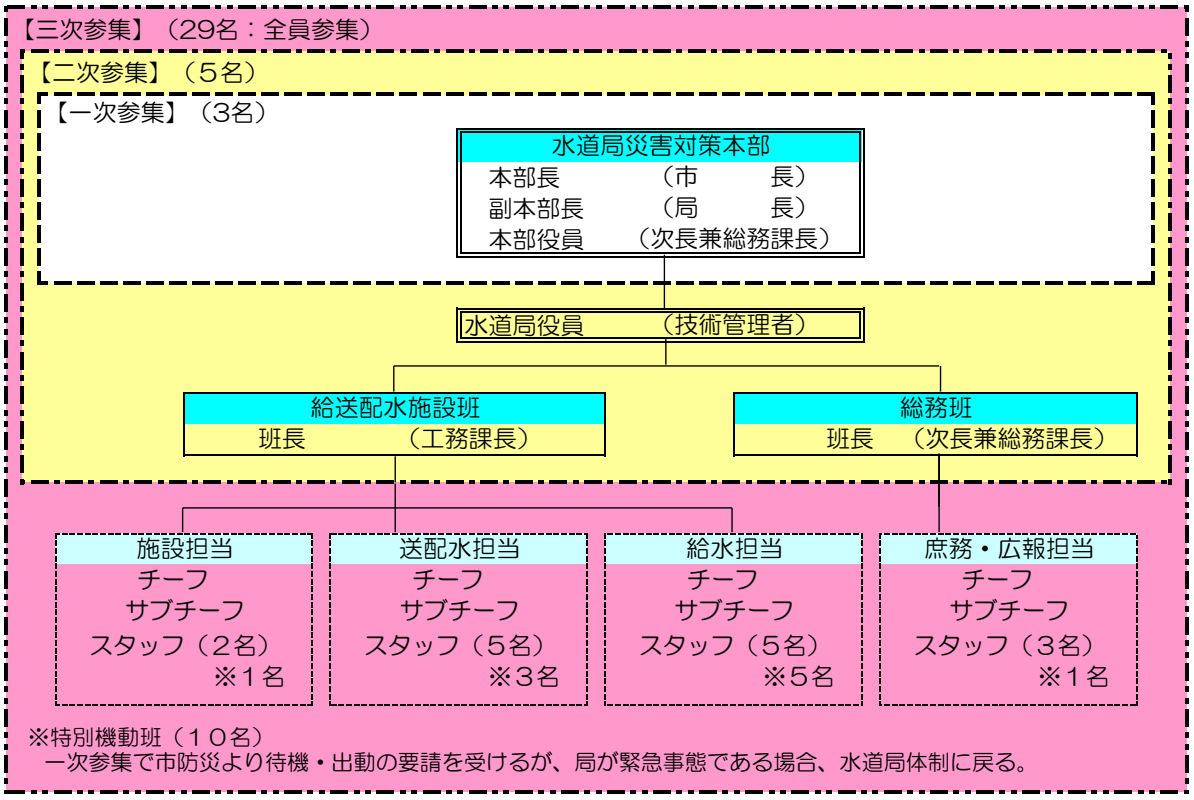

※特別機動班（１０名）
一次参集で市防災より待機・出動の要請を受けるが、局が緊急事態である場合、水道局体制に戻る。

Ⅲ　財　　政

高区配水池

1. 令和元年度　決算の概要

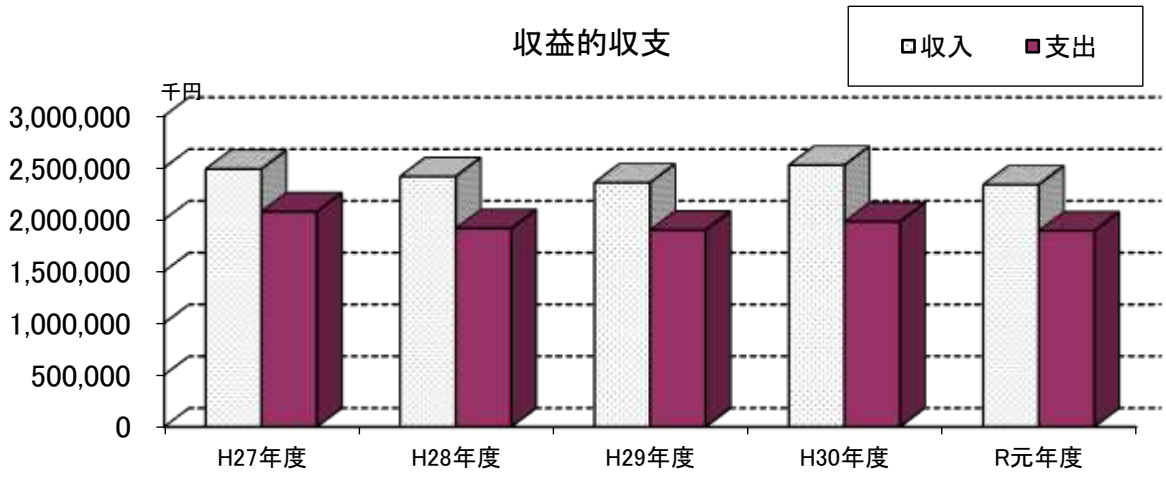

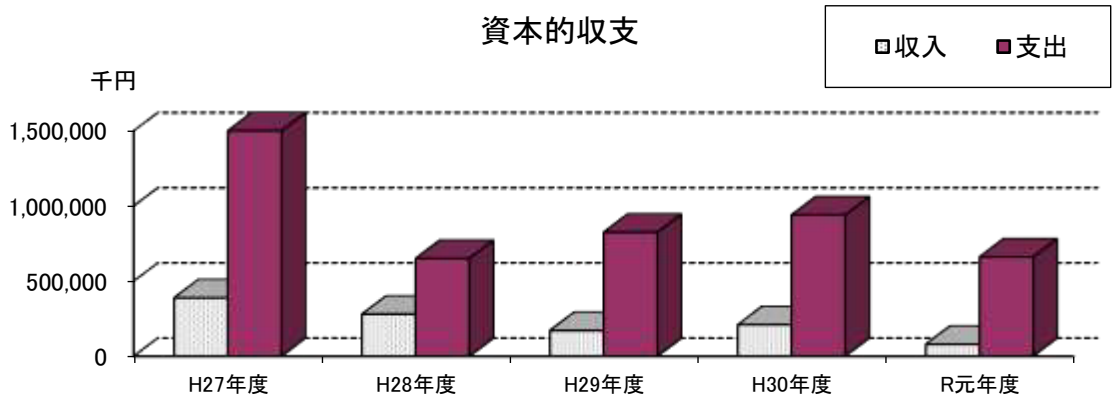

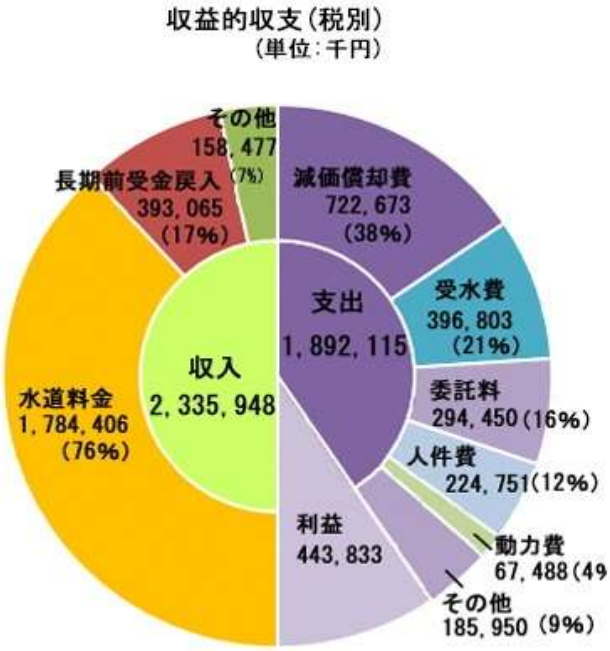

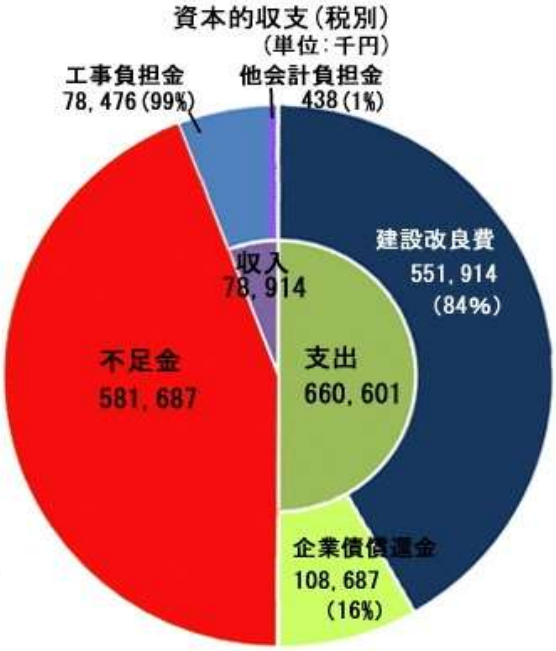

(1) 収 益 的 収 入

区　　分	予　　算		
	当　初　予　算　額	補　正　予　算　額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 事業収益	2,551,539,000	△ 5,603,000	0
第1項 営業収益	2,053,044,000	△ 5,843,000	0
第2項 営業外収益	498,495,000	240,000	0
第3項 特別利益	0	0	0

(2) 収 益 的 支 出

区　　分	予　　算					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小　　計
第1款 事業費用	2,284,635,000	△ 62,078,000	0	0	0	2,222,557,000
第1項 営業費用	2,152,676,000	△ 60,011,000	0	0	0	2,092,665,000
第2項 営業外費用	128,959,000	△ 2,067,000	0	0	0	126,892,000
第3項 特別損失	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

（単位：円）

額			
合　　計	決　　算　　額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考 （うち仮受消費税）
2,545,936,000	2,499,664,974	△ 46,271,026	163,716,731
2,047,201,000	2,020,644,793	△ 26,556,207	159,318,843
498,735,000	479,020,181	△ 19,714,819	4,397,888
0	0	0	0

（単位：円）

額					
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合　　計	決　　算　　額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不　用　額	備　　考 （うち仮払消費税）
0	2,222,557,000	2,014,851,415	0	207,705,585	77,918,586
0	2,092,665,000	1,919,916,450	0	172,748,550	77,642,150
0	126,892,000	93,812,337	0	33,079,663	193,278
0	2,000,000	1,122,628	0	877,372	83,158
0	1,000,000	0	0	1,000,000	0

(3) 資本的収入

区　　分	予算			
	当初予算額	補正予算額	小　　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	399,844,000	△ 232,174,000	167,670,000	0
第1項 企業債	138,000,000	△ 138,000,000	0	0
第2項 工事負担金	260,334,000	△ 94,174,000	166,160,000	0
第3項 他会計負担金	1,500,000	0	1,500,000	0
第4項 固定資産売却代金	10,000	0	10,000	0

(4) 資本的支出

区　　分	予算			額		
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小　　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額
第1款 資本的支出	1,459,310,000	△ 596,360,000	0	862,950,000	0	48,883,913
第1項 建設改良費	1,350,623,000	△ 596,360,000	0	754,263,000	0	48,883,913
第2項 企業債償還金	108,687,000	0	0	108,687,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額581,687,291円は当年度消費税資本的収支調整額39,503,131円、

（単位：円）

額		決　算　額	予算額に比べ決算額の増減	備　　考 （うち仮受消費税）
継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合　　計			
0	167,670,000	78,914,082	△ 88,755,918	4,422,642
0	0	0	0	0
0	166,160,000	78,476,182	△ 87,683,818	4,422,642
0	1,500,000	437,900	△ 1,062,100	0
0	10,000	0	△ 10,000	0

（単位：円）

合　計	決　算　額	翌　年　度　繰　越　額			不　用　額	備　考 （うち仮払消費税）
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰　越　額	合　計		
911,833,913	660,601,373	0	129,416,629	129,416,629	121,815,911	43,925,773
803,146,913	551,914,652	0	129,416,629	129,416,629	121,815,632	43,925,773
108,687,000	108,686,721	0	0	0	279	0

当年度損益勘定留保資金357,140,790円、減債積立金27,200,000円及び建設改良積立金157,843,370円で補てんした。

2. 収益的収支の推移

（単位:千円）

科目＼年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
事業収益	2,487,311	2,416,347	2,355,376	2,525,162	2,335,948
営業収益	1,951,925	1,935,225	1,910,255	1,895,441	1,861,326
給水収益	1,879,505	1,867,802	1,842,600	1,823,100	1,784,406
受託工事収益	15,450	13,666	10,861	14,825	14,751
その他営業収益	56,970	53,757	56,794	57,516	62,169
営業外収益	535,386	481,122	445,121	509,821	474,622
受取利息	3,489	2,281	3,410	2,077	1,523
受託工事収益	0	0	0	0	0
他会計補助金	2,124	2,000	1,780	1,712	1,880
長期前受金戻入	428,244	416,212	390,918	425,641	393,065
雑収益	101,529	60,629	49,013	80,391	78,154
特別利益	0	0	0	119,900	0
固定資産売却益	0	0	0	119,900	0
過年度損益修正益	0	0	0	0	0
その他特別利益	0	0	0	0	0
事業費用	2,077,285	1,914,379	1,899,599	1,981,161	1,892,115
営業費用	1,987,045	1,869,461	1,861,561	1,928,236	1,842,274
原水及び浄水費	788,565	670,837	677,061	649,424	646,523
配水及び給水費	119,153	117,436	118,838	119,055	144,538
受託工事費	20,434	21,909	21,817	21,957	21,855
業務費	121,575	125,826	127,222	135,164	134,705
総係費	172,728	168,586	174,972	155,950	144,447
減価償却費	614,938	704,165	715,850	695,507	722,673
資産減耗費	149,652	60,702	25,801	151,179	27,533
その他営業費用	0	0	0	0	0
営業外費用	88,921	43,119	37,812	52,817	48,802
支払利息	35,005	31,643	28,177	24,633	21,068
受託工事費	0	0	0	0	0
雑支出	53,916	11,476	9,635	28,184	27,734
特別損失	1,319	1,799	226	108	1,039
固定資産売却損	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	1,319	1,799	226	108	1,039
その他特別損失	0	0	0	0	0
収　支　差　引	410,026	501,968	455,777	544,001	443,833

3. 資本的収支の推移

（単位:千円）

年度 / 科目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
資本的収入	387,982	279,478	170,861	209,403	78,914
企業債	0	0	0	0	0
政府資金	0	0	0	0	0
公庫資金	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
国庫(府)補助金	0	0	0	0	0
工事負担金	184,982	276,320	169,433	181,085	78,476
分担金	46,432	47,532	33,927	47,389	43,159
配管負担金等	138,550	228,788	135,506	133,696	35,317
他会計負担金	0	3,158	1,428	1,418	438
出資金	203,000	0	0	0	0
固定資産売却代金	0	0	0	26,900	0
資本的支出	1,549,788	650,495	824,744	940,479	660,601
建設改良費	1,445,252	542,597	714,553	826,744	551,914
企業債償還金	104,536	107,898	110,191	113,735	108,687
政府資金	61,874	63,908	66,015	68,198	61,744
地方公共団体金融機構資金	42,662	43,990	44,176	45,537	46,943
その他	0	0	0	0	0
収支差引	△ 1,161,806	△ 371,017	△ 653,883	△ 731,076	△ 581,687

4. 貸借対照表の推移(借方)

(単位:千円)

科目＼年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
資産	23,269,531	23,545,760	23,444,227	23,705,166	23,705,148
固定資産	20,115,353	19,875,375	19,867,767	19,818,879	19,640,529
有形固定資産	19,945,613	19,709,668	19,706,092	19,655,469	19,482,306
土地	1,522,173	1,522,173	1,522,173	1,495,273	1,495,273
建物	1,523,514 (377,891)	1,523,514 (413,024)	1,523,514 (448,156)	1,514,379 (474,694)	1,514,379 (505,336)
構築物	26,626,262 (10,669,669)	26,915,927 (11,200,910)	27,409,025 (11,747,399)	27,795,761 (12,222,757)	28,265,552 (12,760,334)
機械及び装置	3,034,278 (1,728,333)	3,080,884 (1,778,426)	3,102,515 (1,826,884)	2,583,173 (1,105,422)	2,584,156 (1,218,281)
車両運搬具	28,007 (22,677)	28,007 (23,790)	29,307 (24,411)	28,067 (23,922)	29,377 (24,549)
工具器具及び備品	44,815 (34,866)	47,534 (36,170)	51,272 (37,911)	50,157 (36,181)	50,584 (36,769)
建設仮勘定	0	43,949	153,047	51,635	88,254
無形固定資産	169,740	165,707	161,675	163,410	158,223
施設利用権	168,666	164,633	160,601	156,568	152,535
電話加入権	1,074	1,074	1,074	1,074	1,074
ソフトウェア	0	0	0	5,768	4,614
投資	0	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0	0
流動資産	3,154,168	3,670,385	3,576,460	3,886,287	3,929,619
現金預金	2,547,252	3,295,708	3,324,114	3,603,146	3,681,881
未収金	595,644	364,847	243,254	271,138	232,914
貯蔵品	11,272	9,830	9,092	12,003	14,824
保管有価証券	0	0	0	0	0
短期有価証券	0	0	0	0	0
前払金	0	0	0	0	0

(　　)は減価償却累計額

貸借対照表の推移(貸方)

(単位:千円)

科目＼年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
負債	12,963,782	12,738,053	12,180,742	11,897,681	11,318,830
固定負債	1,223,017	1,129,095	1,031,485	939,135	783,790
企業債(建設改良費等の財源たる)	993,057	882,866	769,130	660,444	548,386
引当金	229,960	246,229	262,355	278,691	235,404
流動負債	1,253,497	1,248,507	943,192	944,439	775,639
企業債(建設改良費等の財源たる)	107,898	110,191	113,735	108,687	112,058
未払金	374,659	434,344	440,129	480,188	350,903
前受金	109,957	79,024	72,252	68,041	57,003
引当金	338,301	289,450	182,321	144,787	110,413
預り金	322,682	335,498	134,755	142,736	145,262
預り有価証券	0	0	0	0	0
繰延収益	10,487,268	10,360,451	10,206,065	10,014,107	9,759,401
補助金	17,124	15,157	14,436	13,714	12,993
受贈財産評価額	1,384,435	1,357,054	1,382,523	1,395,153	1,413,202
工事負担金	8,931,294	8,834,632	8,659,035	8,457,966	8,189,852
他会計負担金	154,415	153,608	150,071	147,274	143,354
資本	10,305,739	10,807,707	11,263,485	11,807,485	12,251,318
資本金	6,440,368	7,220,051	7,225,373	7,491,010	7,747,815
自己資本金 ※H26より「資本金」	6,440,368	7,220,051	7,225,373	7,491,010	7,747,815
借入資本金	0	0	0	0	0
剰余金	3,865,371	3,587,656	4,038,112	4,316,475	4,503,503
資本剰余金	1,382,088	1,382,088	1,382,088	1,382,088	1,382,089
国庫府補助金	0	0	0	0	0
受贈財産評価額	461,477	461,477	461,477	461,477	461,477
寄付金	0	0	0	0	0
工事負担金	920,611	920,611	920,611	920,611	920,612
他会計負担金	0	0	0	0	0
利益剰余金	2,483,283	2,205,568	2,656,024	2,934,387	3,121,414
減債積立金	0	15,278	0	0	0
建設改良積立金	968,980	592,497	974,238	1,043,233	1,247,389
未処分利益剰余金	6,086,273	1,890,786	1,681,786	1,891,154	1,874,025

※平成26年度から改正された会計制度が適用されています。

5. 事業費用構成

(1) 経常費用構成比（受託工事費等を含む）

（単位:千円）

科目＼年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
職員給与費	232,102	226,421	249,427	236,185	224,751
支払利息	35,004	31,643	28,177	24,633	21,068
減価償却費	614,939	704,165	715,850	695,507	722,673
受水費	576,097	446,090	438,142	410,305	396,803
動力費	78,077	78,177	72,910	68,858	67,488
修繕費	0	0	0	0	0
材料費	3,944	5,925	5,289	6,451	10,219
薬品費	3,548	5,363	6,290	5,393	4,057
路面復旧費	9,058	9,599	9,451	9,817	8,760
その他	523,197	405,197	373,837	523,904	435,257
合計	2,075,966	1,912,580	1,899,373	1,981,053	1,891,076

(2) 経常費用構成比（受託工事費等を除く）

（単位:千円）

科目＼年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
職員給与費	212,342	206,528	228,784	215,911	204,978
支払利息	35,004	31,643	28,177	24,633	21,068
減価償却費	614,939	704,165	715,850	695,507	722,673
受水費	576,097	446,090	438,142	410,305	396,803
動力費	78,077	78,177	72,910	68,858	67,488
修繕費	0	0	0	0	0
材料費	3,944	5,925	5,289	6,451	10,219
薬品費	3,548	5,363	6,290	5,393	4,057
路面復旧費	9,058	8,259	8,951	8,666	7,311
その他	522,523	404,521	373,163	523,372	434,624
合計	2,055,532	1,890,671	1,877,556	1,959,096	1,869,221

（3） 有収水量1㎥当たりの費用

性質別給水原価　　（単位:円）

科目＼年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
職員給与費	18.03	17.63	19.76	14.71	14.32
支払利息	2.97	2.70	2.43	1.68	1.47
減価償却費	15.86	24.59	28.06	47.40	50.47
受水費	48.93	38.09	37.83	27.96	27.71
動力費	6.63	6.68	6.30	4.69	4.72
修繕費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
材料費	0.34	0.51	0.46	0.44	0.71
薬品費	0.30	0.46	0.54	0.37	0.28
路面復旧費	0.77	0.71	0.77	0.59	0.51
委託料	19.86	20.76	21.57	17.75	20.57
量水器取替費	0.98	1.49	1.36	1.21	1.23
その他	23.53	12.28	9.28	16.71	8.56
計	138.20	125.90	128.36	133.51	130.55

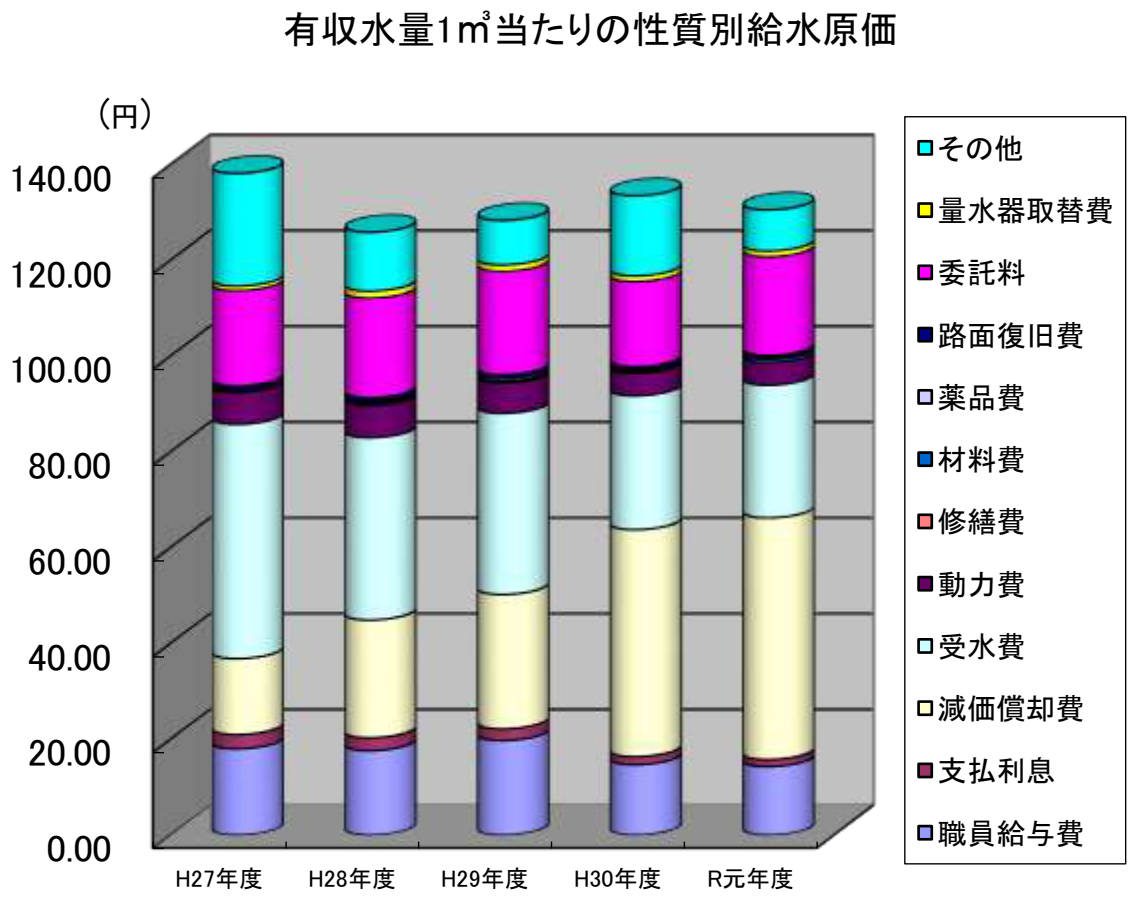

6. 経営分析

項　　目	算　　定　　式	H27年度	H28年度
固定資産構成比率（%）	固定資産 / 固定資産＋流動資産（＋繰延資産） ×100	86.4	84.4
固定負債構成比率（%）	固定負債 / 負債資本合計 ×100	5.3	4.8
自己資本構成比率（%）	資本金＋剰余金＋繰延収益 / 負債資本合計 ×100	89.4	89.9
固定資産対長期資本比率（%）	固定資産 / 資本金＋剰余金＋固定負債＋繰延収益 ×100	91.4	89.1
固定比率（%）	固定資産 / 資本金＋剰余金＋繰延収益 ×100	96.7	93.9
流動比率（%）	流動資産 / 流動負債 ×100	251.6	294.0
酸性試験比率（%）	現金預金＋（未収金－貸倒引当金） / 流動負債 ×100	250.7	293.2
現金比率（%）	現金預金 / 流動負債 ×100	203.2	264.0
自己資本回転率（回）	営業収益－受託工事収益 / （期首自己資本＋期末自己資本）×1/2	0.1	0.1
固定資産回転率（回）	営業収益－受託工事収益 / (期首固定資産 ＋ 期末固定資産)×1/2	0.1	0.1
減価償却率（%）	当年度減価償却費 / 償却資産(有形＋無形)＋当年度減価償却費 ×100	3.2	3.7
流動資産回転比率（回）	（営業収益 － 営業・受託工事収益） / (期首流動資産 ＋ 期末流動資産)×1/2 ×100	0.6	0.6
未収金回転率（回）	営業収益－受託工事収益 / (期首未収金 ＋ 期末未収金)×1/2	3.4	4.0

H29年度	H30年度	R元年度	説　　明
84.7	83.6	83.3	この比率が高ければ、資本が固定化の傾向にある。公営企業の場合は設備投資型企業であるので、この比率が高い。
4.4	4.0	3.3	この比率が高ければ、負債の返済に追われ、金利負担により企業経営が悪化することになる。
91.6	92.1	93.4	企業経営上は、この比率が高いほど良いが、通常公営企業は施設を企業債で建設するので全般的に低率である。
88.3	87.1	86.2	この比率が100％以上の場合は固定資産の調達原資の一部が短期資金で賄われていることを意味する。
92.5	90.8	89.2	固定資産の調達原資は自己資本によって賄われるべきであるとする企業財政上の原則から100％以下が望ましい。
379.2	411.5	506.6	この比率が高ければ短期債務に応ずる流動資産が豊富なことを意味する。流動性を確保するためには2倍以上が理想である。
378.2	410.2	504.7	この比率が高いほど運転資金が豊富で支払能力があることを意味する。一般的には、100％以上であることが要求される。
352.4	381.5	474.7	この比率は、当座の支払能力を測定するために用いられるもので100％以上であることが望ましい。
0.1	0.1	0.1	この比率が高いほど、投下資本に比して営業活動が活発なことを意味する。 ※自己資本＝資本金＋剰余金＋繰延収益
0.1	0.1	0.1	この比率が高ければ、固定資産が利用されていることを示し、低いことは過大投資を意味する。
3.8	3.7	3.8	この比率は、償却対象固定資産に対する平均償却率であり、水道事業においては3％前後で団体間、年度間でほとんど差異はない。
0.5	0.5	0.5	この比率が高いほど企業の資本運用効率が良いことを意味する。
6.1	7.2	7.2	営業未収金等の回転速度を示すもので、高いほど未収金の回収期間が短いことを意味する。

項　　目	算　　定　　式	H27年度	H28年度
総資本利益率（%）	当年度純利益 / (期首負債資本合計＋期末負債資本合計)×1/2 ×100	1.8	2.2
総収支比率（%）	総収益 / 総費用 ×100	119.7	126.2
利子負担率（%）	(支払利息＋企業債取扱諸費) / 負債(他会計借入金＋一時借入金)＋借入資本金 ×100	3.2	3.2
企業債償還元金対減価償却費比率（%）	建設改良のための企業債償還元金 / 当年度減価償却費 ×100	17.0	15.3
企業債償還元金対料金収入比率（%）	建設改良のための企業債償還元金 / 料金収入 ×100	5.6	5.8
企業債利息対料金収入比率（%）	企業債利息 / 料金収入 ×100	1.9	1.7
企業債元利償還金対料金収入比率（%）	建設改良のための企業債元利償還金 / 料金収入 ×100	7.4	7.5
経常収益対経常費用比率（%）	経常収益 / 経常費用 ×100	119.8	126.3
営業収益対営業費用比率（%）	(営業収益－営業・受託工事収益) / (営業費用－営業・受託工事費) ×100	98.5	104.0
職員給与費対料金収入比率（%）	職員給与費 / 料金収入 ×100	11.3	11.1
未払金回転率（回）	(営業収益－営業・受託工事収益) / (期首未払金＋期末未払金)×1/2	5.7	4.8
累積欠損比率（%）	累積欠損金 / 営業収益－受託工事収益 ×100	－	－
不良債務比率（%）	流動負債－(流動資産－翌年度繰越財源) / 営業収益－受託工事収益 ×100	－	－

H29年度	H30年度	R元年度	説　　明
1.9	2.3	1.9	この比率は、投下した総資本に対してどれだけの純利益が生じているかを示す。比率の高低よりもすう勢の変化を見るべきである。
124.0	127.5	123.5	企業活動の能率を示すもので、100％以上が良い。
3.2	3.2	3.2	この比率が高ければ、金利負担が多く、企業経営が圧迫されていることを示す。財務の健全性を確保するためには最小の負担にとどめる必要がある。
15.4	16.4	15.0	企業債元金の償還は、減価償却費等の損益勘定留保資金から支払われることとなるので、この比率が低い方が良い。
6.0	6.2	6.1	企業債償還能力を示すものである。この比率が小さいほど企業債への依存が小さく経営は安定している。
1.5	1.4	1.2	企業債償還能力を示すものである。この比率が小さいほど企業債への依存が小さく経営は安定している。
7.5	7.6	7.3	上記比率と同じ意味をもつ。
124.0	121.4	123.5	営業成績の良否を判定するもので、独立採算制の原則により100％以上が良い。
103.2	98.7	101.4	営業活動の能率を示すもので、経営活動の成否が判断される。この比率が100％以下である場合は、原価に見合う収益の確保に努める必要がある。
12.4	11.8	11.5	職員給与費の分析上最もよく用いられる指標の1つである。この比率が高いほど労働分配率が高く、固定費の増嵩を意味する。
4.3	4.1	4.4	この比率が高ければ、未払債務が少なく債務の弁済期間が短いことを示す。
―	―	―	この比率は経営悪化の度合を示すもので、赤字の出た場合には早速解消する必要がある。
―	―	―	この比率が10％を上回る企業については、現在、地方公営企業の再建措置要領や赤字企業に対する起債制限等の指導が行われる。

7. 業務分析

項　　目	計　　算　　式	H27年度	H28年度	H29年度
普　及　率　(%)	給水人口 / 行政区域内人口 ×100	97.7	97.7	97.7
1日平均配水量　(㎥)	年間総配水量 / 年間日数	33,476	33,496	33,046
1人1日最大配水量　(ℓ)	1日最大配水量 / 給水人口 ×1000	347	347	329
1人1日平均配水量　(ℓ)	1日平均配水量 / 給水人口 ×1000	301	303	301
有　収　率　(%)	年間総有収水量 / 年間総配水量 ×100	96.1	95.8	96.0
負　荷　率　(%)	1日平均配水量 / 1日最大配水量 ×100	86.8	87.3	91.5
施設利用率　(%)	1日平均配水量 / 配水能力 ×100	72.5	72.5	71.5
最大稼動率　(%)	1日最大配水量 / 配水能力 ×100	83.5	83.0	78.2
配水管使用効率　(㎥／m)	年間総配水量 / 導送配水管延長	26.9	26.9	26.3
固定資産使用効率　(㎥／万円)	年間総配水量 / 有形固定資産	6.1	6.2	6.1
職員1人当り有形固定資産　(万円)	有形固定資産 / 職員数	71,234	72,999	65,687
職員1人当り給水人口　(人)	給水人口 / 損益勘定所属職員	4,838	5,026	4,397
職員1人当り給水量　(㎥)	年間総有収水量 / 損益勘定所属職員	511,937	532,351	463,284
職員1人当り営業収益　(千円)	営業収益－受託工事収益 / 損益勘定所属職員	84,195	87,344	75,976
供　給　単　価　(円)	給水収益 / 年間総有収水量	159.62	159.48	159.09
給　水　原　価　(円)	経常費用－受託工事費等 / 年間総有収水量	138.20	125.90	128.36

H30年度	R元年度	説　　明
97.7	97.7	行政区域内人口と給水人口との割合。
32,645	32,250	年間の配水量を年間の日数で除したもの。
332	337	1人が、1日に使用した最大の水量。
299	298	1人が、1日に使用した平均の水量。
96.4	95.8	総配水量のうち、料金収入となった水量の割合。
90.2	88.4	この比率が100％に近づくほど施設の稼働状態が良く、水道事業の体質が良いことを意味する。
70.7	82.5	この比率は、施設の利用状況の良否を示すもので、この比率が高ければ施設の効率的な利用を意味する。
78.3	93.3	現有施設の配水能力が過大投資か、逆に将来にわたり適性な能力か判断するもので、100％以上の時は施設が不足し、100％を大きく下回る時は過大施設を有しているといえる。
25.8	25.6	物質的投下資本（配水管）が、配水量にどれだけ貢献したのか投資効果を示す。
6.1	6.1	固定資産に投下された資本の投資効率を示す。
70,198	67,180	事業の規模に対する職員数の適否を検討することにより、労働生産性の良否を示す。
4,743	4,507	上記比率と同じ意味をもつ。
499,377	471,131	上記比率と同じ意味をもつ。
81,766	76,941	上記比率と同じ意味をもつ。
158.73	157.81	水1㎥の販売価格がいくらかを見る指標である。
133.51	130.55	水1㎥を販売するのにいくらの費用を要するかを見る指標である。

8. 供給単価及び給水原価

年度	供給単価			給水原価		
	給水収益 円	有収水量 ㎥	単価 円	経常費用－受託工事費等 円	有収水量 ㎥	単価 円
H27	1,879,505,538	11,774,547	159.62	1,627,288,204	11,774,547	138.20
H28	1,867,801,352	11,711,721	159.48	1,474,458,363	11,711,721	125.90
H29	1,842,599,660	11,582,108	159.09	1,486,638,632	11,582,108	128.36
H30	1,823,100,506	11,485,668	158.73	1,533,454,475	11,485,668	133.51
R元	1,784,406,287	11,307,141	157.81	1,476,155,696	11,307,141	130.55

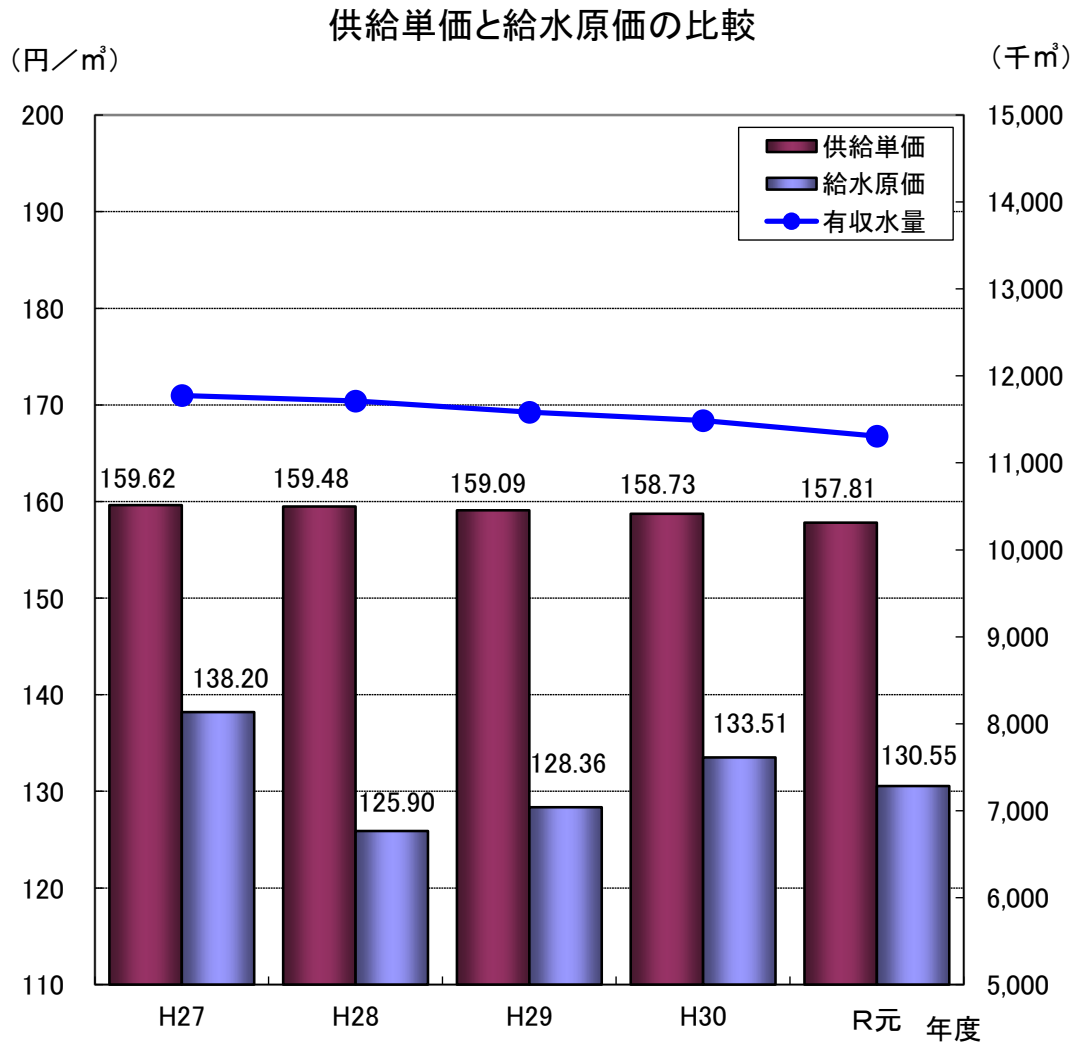

Ⅳ　業　　務

水道管理センター中央監視室
（石川浄水場内）

1．月別配水状況

（単位：㎥）

月	年度 / 配水量	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
4	配水量	991,729	999,917	987,662	974,498	964,507
	前年度との増減	▲ 8,001	8,188	▲ 12,255	▲ 13,164	▲ 9,991
5	配水量	1,033,893	1,046,702	1,035,414	1,004,627	1,010,123
	前年度との増減	▲ 15,692	12,809	▲ 11,288	▲ 30,787	5,496
6	配水量	1,000,657	1,020,639	1,006,995	985,081	972,725
	前年度との増減	▲ 26,944	19,982	▲ 13,644	▲ 21,914	▲ 12,356
7	配水量	1,051,655	1,081,414	1,065,248	1,056,195	1,010,940
	前年度との増減	▲ 33,216	29,759	▲ 16,166	▲ 9,053	▲ 45,255
8	配水量	1,047,170	1,069,303	1,037,122	1,037,258	1,013,384
	前年度との増減	▲ 3,947	22,133	▲ 32,181	136	▲ 23,874
9	配水量	1,000,350	990,251	988,226	961,053	961,377
	前年度との増減	▲ 14,679	▲ 10,099	▲ 2,025	▲ 27,173	324
10	配水量	1,049,254	1,028,537	1,008,816	1,010,465	988,004
	前年度との増減	15,727	▲ 20,717	▲ 19,721	1,649	▲ 22,461
11	配水量	1,002,491	994,268	981,294	977,771	960,859
	前年度との増減	3,869	▲ 8,223	▲ 12,974	▲ 3,523	▲ 16,912
12	配水量	1,054,455	1,045,390	1,031,242	1,018,959	1,013,161
	前年度との増減	5,550	▲ 9,065	▲ 14,148	▲ 12,283	▲ 5,798
1	配水量	1,028,105	1,018,006	1,005,828	998,419	981,754
	前年度との増減	12,702	▲ 10,099	▲ 12,178	▲ 7,409	▲ 16,665
2	配水量	963,760	920,311	911,534	903,072	934,344
	前年度との増減	41,654	▲ 43,449	▲ 8,777	▲ 8,462	31,272
3	配水量	1,028,787	1,011,476	1,002,357	988,022	992,345
	前年度との増減	14,199	▲ 17,311	▲ 9,119	▲ 14,335	4,323
計	配水量	12,252,306	12,226,214	12,061,738	11,915,420	11,803,523
	前年度との増減	▲ 8,778	▲ 26,092	▲ 164,476	▲ 146,318	▲ 111,897
	対前年度増減率（%）	▲ 0.07	▲ 0.21	▲ 1.35	▲ 1.21	▲ 0.94
3月末給水人口（人）		111,272	110,562	109,913	109,084	108,174
対前年度増減率（%）		▲ 0.85	▲ 0.64	▲ 0.59	▲ 0.75	▲ 0.83

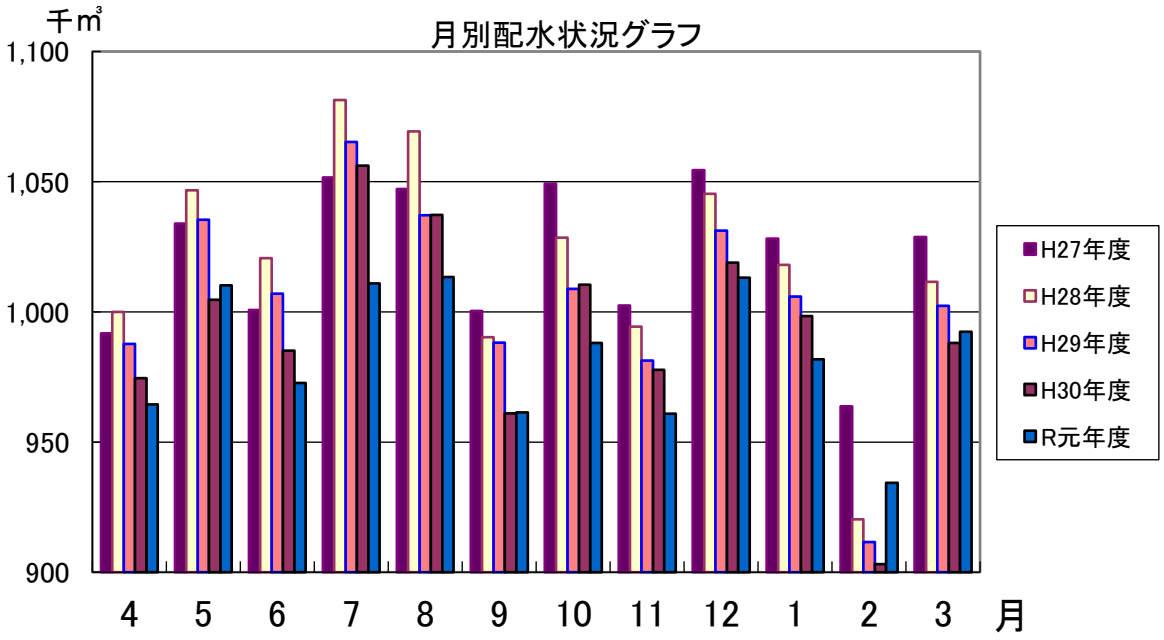

2. 給水工事

(1) 給水装置工事状況

(単位:件)

種別＼年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
新設工事	289	248	371	302	365
増設改造工事	115	95	109	101	125
口径変更工事	62	84	150	96	125
合計	466	427	630	499	615

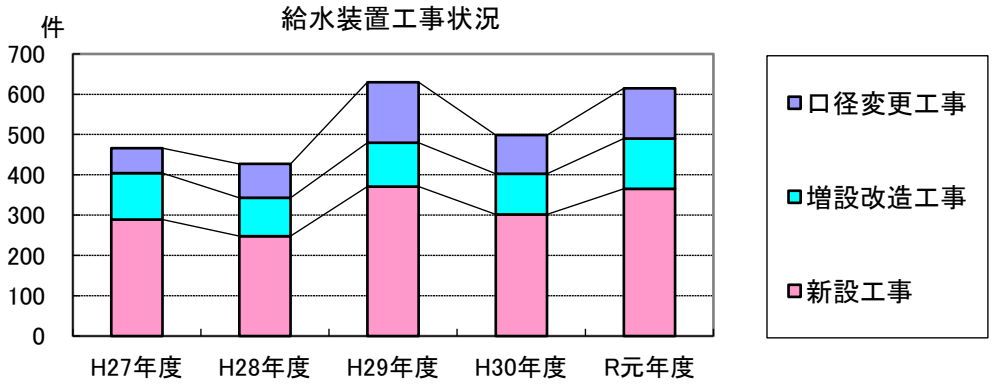

(2) 貯水槽(受水槽)設置状況

(単位:件)

区分＼年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
対象建築物	3階建以下	5	5	5	5	11
	4階建	0	0	0	0	0
	5階建	0	0	0	1	1
	6階建	0	0	0	0	0
	7階建以上	0	0	0	0	0
	撤去	1	0	0	0	0
	計	4	5	5	6	12
10㎥以下	増減	4	5	5	4	12
	累計	448	453	453	457	469
10㎥超	増減	4	0	0	▲ 6	0
	累計	156	156	156	150	150
合計		604	609	609	607	619

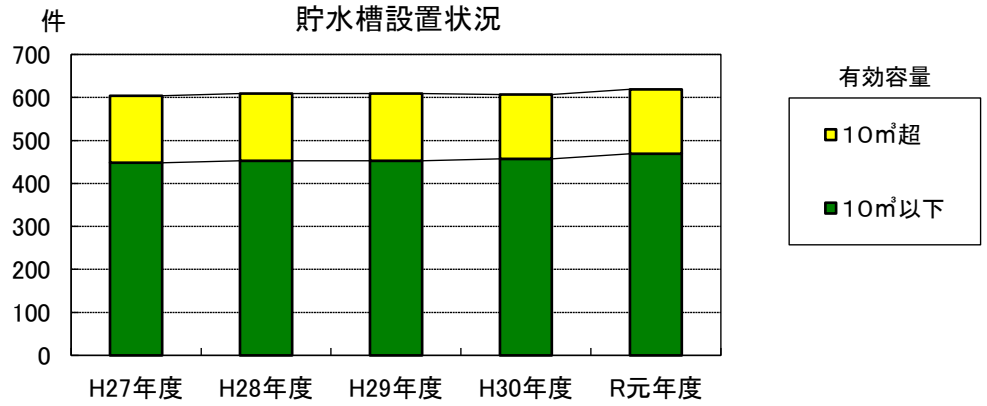

3. 量 水 器

(1) 新 設 状 況　　(単位:件)

口径＼年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
20	375	293	412	358	344
25	16	15	5	25	14
40	1	4	4	4	2
50	1	1	0	1	0
75	0	0	0	0	1
100	0	0	0	1	0
150	0	0	0	0	0
200	0	0	0	0	0
合　計	393	313	421	389	361

(2) 開・閉 栓 状 況　　(単位:件)

種別＼年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
新 開 栓	393	313	421	389	361
開　　栓	2,400	2,402	2,650	2,586	2,422
閉　　栓	2,638	2,604	2,655	2,640	2,441
撤　　去	71	37	4	0	0

(3) 取 替 状 況　　(単位:件)

口径＼年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
13	2,041	2,143	1,723	911	2,688
20	3,000	4,283	4,481	5,339	4,071
25	146	88	115	211	185
40	25	55	34	74	101
50	6	20	6	15	12
75	1	8	5	8	13
100	0	2	1	0	0
150	0	0	0	0	0
200	0	0	0	0	0
合　計	5,219	6,599	6,365	6,558	7,070

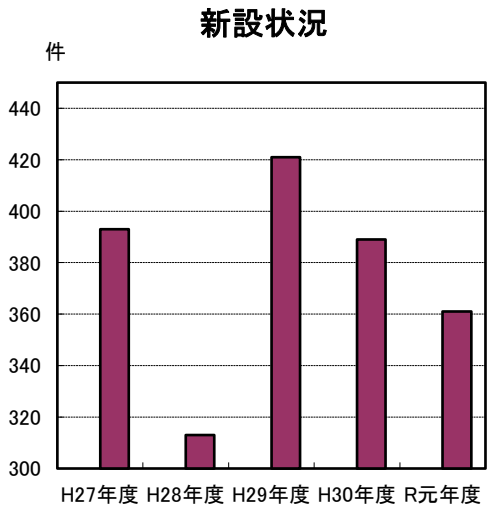

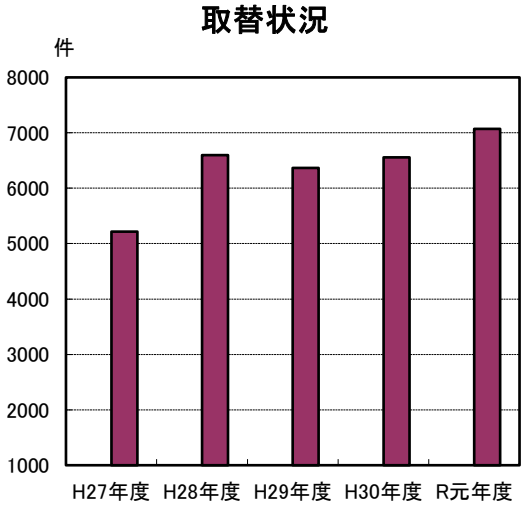

4. 動　力

単位 { kWh / 円

(1) 電力使用量・料金

施設名＼年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
石川浄水場	電力量	1,492,191	2,127,190	2,127,980	2,006,224	2,010,336
	料金	28,606,230	35,505,241	33,678,838	30,942,675	30,721,898
壺井浄水場	電力量	759,488	761,535	766,097	762,093	754,796
	料金	14,054,294	12,804,235	12,089,008	11,738,249	11,566,198
伊賀受水場	電力量	811,524	659,101	654,904	653,968	652,413
	料金	15,152,153	11,519,770	10,735,984	10,358,789	10,308,672
西浦受水場	電力量	706,931	516,146	475,975	458,739	421,944
	料金	14,303,739	10,283,098	8,956,764	8,426,521	7,882,815
羽曳山配水場	電力量	592,155	766,418	756,765	754,995	765,543
	料金	11,469,596	13,623,753	12,653,554	12,273,962	12,318,508
各配水池等	電力量	25,275	24,971	21,747	21,554	21,193
	料金	736,639	695,222	628,508	626,626	617,723
合計	電力量	4,387,564	4,855,361	4,803,468	4,657,573	4,626,225
	料金	84,322,651	84,431,319	78,742,656	74,366,822	73,415,814

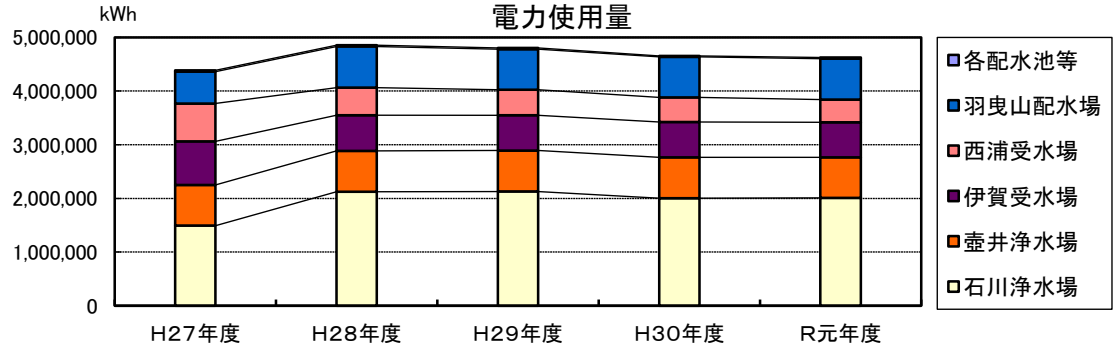

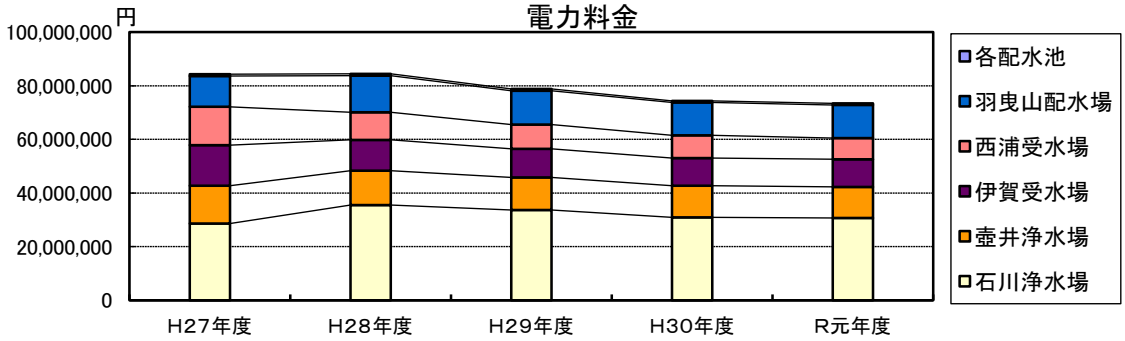

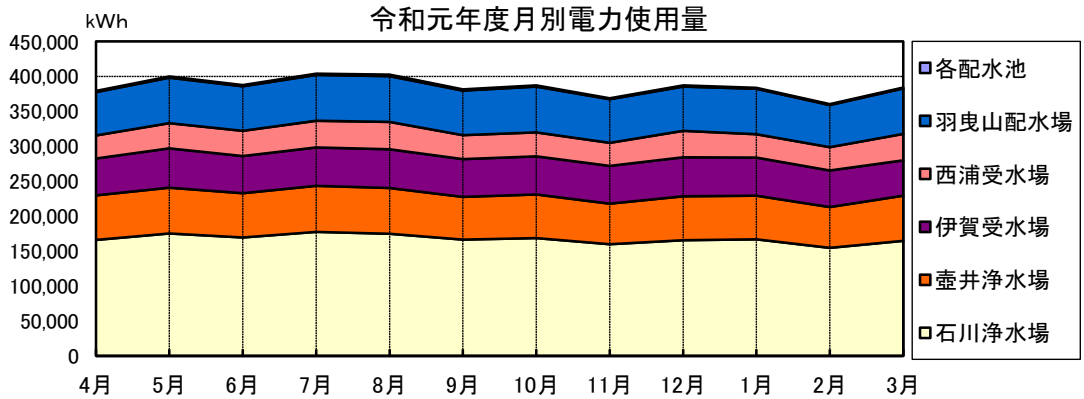

5. 薬　品

(1) 薬品使用量　　(単位:kg)

施設名＼年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
次亜塩素酸Na	石川浄水場	22,891	38,128	37,055	35,666	37,544
	壺井浄水場	14,923	15,959	15,493	15,356	13,873
P A C	石川浄水場	5,246	7,139	7,752	8,281	6,873
	壺井浄水場	9,174	8,614	9,194	9,296	8,732
水酸化ナトリウム	石川浄水場		63,008	91,947	53,256	7,849

(2) 薬品費　　(単位:円)

施設名＼年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
次亜塩素酸Na	石川浄水場	842,206	1,850,610	1,883,830	1,842,995	2,066,805
	壺井浄水場	705,941	827,522	738,131	800,686	877,353
P A C	石川浄水場	166,663	285,325	319,275	297,996	297,070
	壺井浄水場	304,213	375,786	297,035	392,217	377,992
水酸化ナトリウム	石川浄水場		2,137,874	3,183,836	2,172,530	315,371
合　計		2,019,023	5,477,117	6,422,107	5,506,424	3,934,591

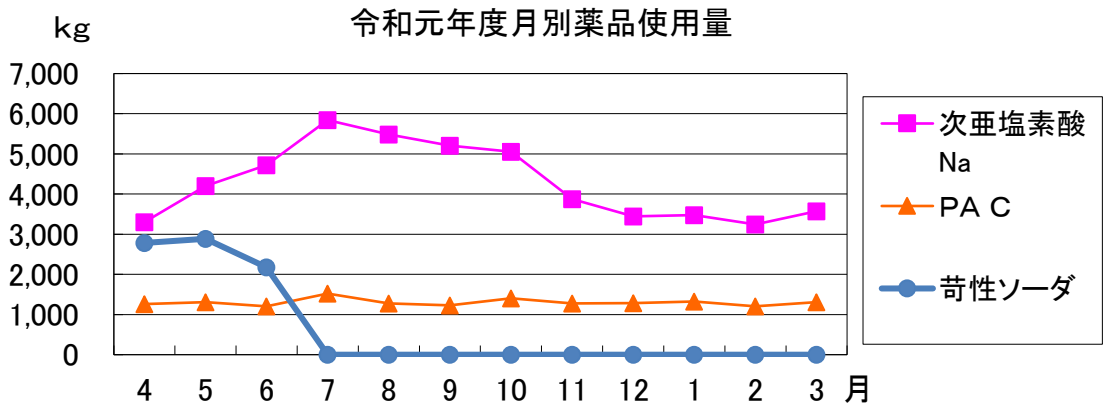

※平成27年9月より石川浄水場でpH調整剤として苛性ソーダの使用を開始しました。

苛性ソーダ自動注入設備(石川浄水場内)

6. 漏水等

(1) 漏水等修繕工事処理状況

（単位:件）

区分		年度 / 料金	H27年度 有料	H27年度 無料	H27年度 計	H28年度 有料	H28年度 無料	H28年度 計	H29年度 有料	H29年度 無料	H29年度 計
道路面	本管		4	42	46	5	25	30	5	16	21
	分水栓		1	11	12	0	26	26	1	21	22
	配水支管		0	4	4	1	0	1	1	7	8
	仕切弁		0	1	1	0	3	3	0	0	0
	消火栓		0	2	2	0	2	2	0	3	3
	引込管		39	131	170	35	122	157	35	99	134
	計		44	191	235	41	178	219	42	146	188
メータ・止水栓	メータ		0	37	37	0	20	20	4	15	19
	止水栓		0	287	287	0	317	317	1	306	307
	取替	止水栓BOX	0	7	7	0	3	3	0	3	3
		メータBOX	0	3	3	0	6	6	1	4	5
	計		0	334	334	0	346	346	6	328	334
宅地内	蛇口パッキン		73	0	73	58	0	58	36	0	36
	蛇口取替		144	0	144	89	1	90	95	0	95
	水栓柱		64	0	64	34	0	34	34	0	34
	パイプ		321	0	321	316	0	316	358	0	358
	その他		112	406	518	41	556	597	5	570	575
	計		714	406	1,120	538	557	1,095	528	570	1,098
総合計			758	931	1,689	579	1,081	1,660	576	1,044	1,620

(2) 漏水等の修理体制

羽曳野市管工事業協同組合に委託

委託修理業務の範囲

量水器までの給配水管

修繕工事の推移

（単位：件）

H30年度			R元年度		
有料	無料	計	有料	無料	計
1	40	41	1	56	57
0	24	24	0	13	13
5	7	12	5	2	7
0	1	1	0	0	0
0	3	3	0	0	0
18	91	109	24	83	107
24	166	190	30	154	184
0	9	9	4	17	21
3	317	320	4	344	348
0	19	19	0	3	3
1	3	4	1	0	1
4	348	352	9	364	373
29	0	29	31	2	33
99	3	102	99	1	100
29	0	29	35	2	37
333	18	351	290	51	341
137	336	473	13	173	186
627	357	984	468	229	697
655	871	1,526	507	747	1,254

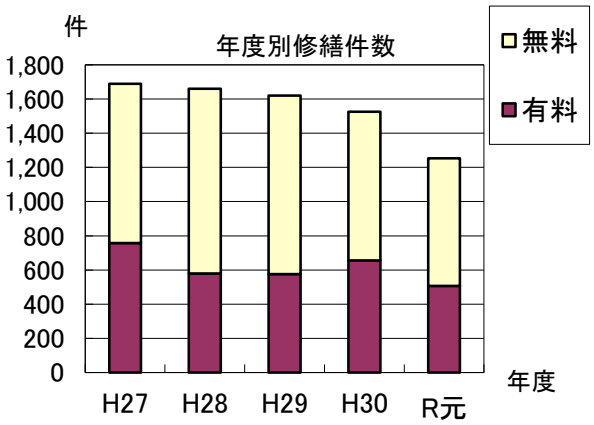

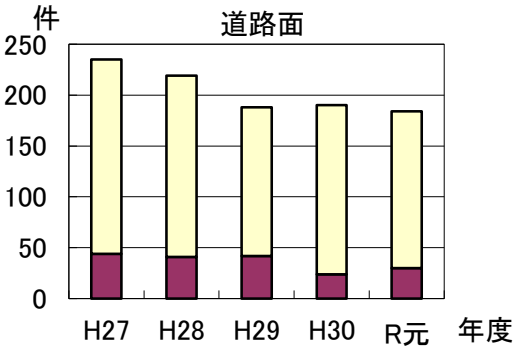

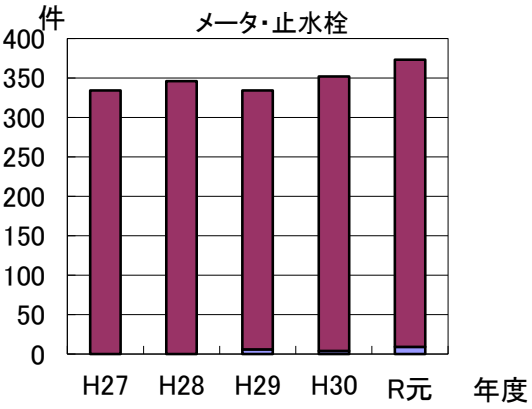

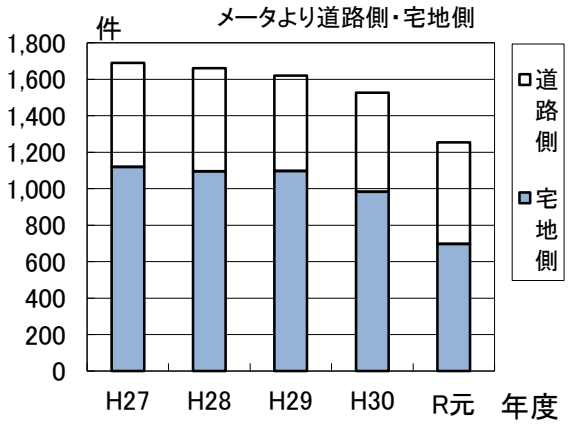

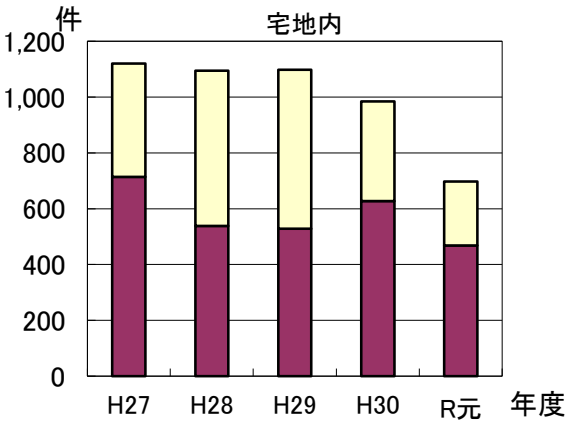

(3) 漏水の内訳

（単位:件、%）

漏水の種別		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度	
発見	市民からの通報	1,167	69.1	1,138	68.6	1,139	80.0	1,221	88.2	1,106	88.2
	局調査	522	30.9	522	31.4	481	20.0	305	20.0	148	11.8
場所	宅地内	992	58.7	1,019	61.4	898	62.5	953	62.5	723	57.7
	屋内	477	28.3	447	26.9	550	31.7	484	31.7	359	28.6
	道路	220	13.0	194	11.7	172	5.8	89	5.8	172	13.7
原因	自然	1,641	97.2	1,618	97.5	1,577	98.1	1,497	98.1	1,223	97.5
	破損	48	2.8	42	2.5	43	1.9	29	1.9	31	2.5
個所	メータから内部	1,084	64.2	1,096	66.0	1,112	62.5	953	62.5	683	54.5
	配水管から止水栓	543	32.1	501	30.2	456	31.8	484	31.7	504	40.2
	配水管（分水栓含む）	62	3.7	63	3.8	52	5.8	89	5.8	67	5.3
管種	鉛管	121	7.2	106	6.4	82	3.8	58	3.8	78	6.2
	ビニル管	103	6.1	84	5.0	84	11.8	180	11.8	162	12.9
	鋳鉄管	11	0.6	23	1.4	19	2.4	36	2.4	15	1.2
	その他	1,454	86.1	1,447	87.2	1,435	82.0	1,252	82.0	999	79.7
口径	13㎜	761	45.0	636	38.3	643	28.9	441	28.9	457	36.5
	20㎜	313	18.5	348	21.0	322	23.2	354	23.2	353	28.1
	25㎜	37	2.2	32	1.9	26	2.0	31	2.0	40	3.2
	30㎜	2	0.1	1	0.1	0	0.1	1	0.1	2	0.2
	40㎜	11	0.6	9	0.5	8	0.7	10	0.7	8	0.6
	50㎜	33	2.0	16	1.0	20	3.5	54	3.6	42	3.3
	75㎜	12	0.7	14	0.8	9	1.9	31	2.0	52	4.1
	100㎜	6	0.4	8	0.5	13	1.1	17	1.1	24	2.0
	125㎜	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1
	150㎜	6	0.4	6	0.3	2	0.3	5	0.3	13	1.0
	200㎜	1	0.1	2	0.1	1	0.3	5	0.3	2	0.2
	250㎜以上	2	0.1	1	0.1	1	0.1	2	0.1	0	0.0
	その他	505	29.9	587	35.4	575	37.7	575	37.7	260	20.7
漏水件数合計		1,689	－	1,660	－	1,620	－	1,526	－	1,254	－

(4) 漏水発生件数構成

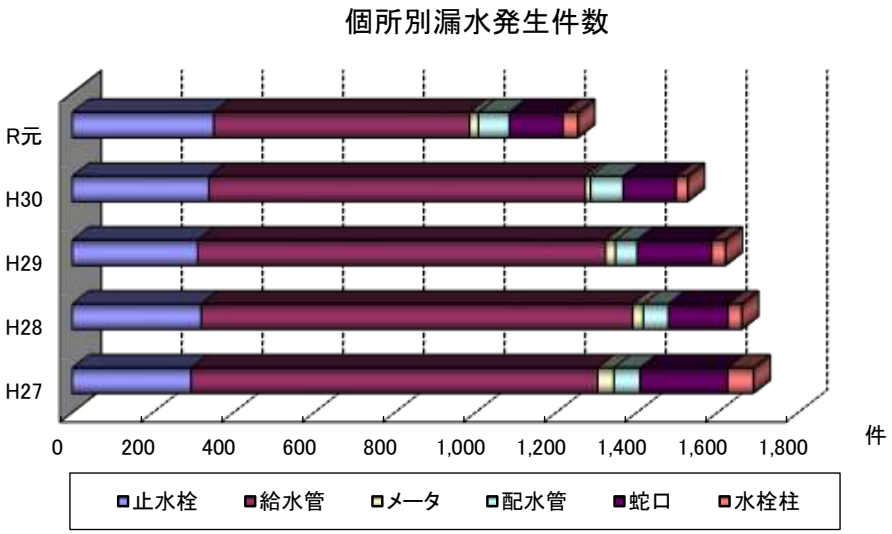

(単位:件、%)

年度	止水栓		給水管		メータ		配水管		蛇口		水栓柱	
H27	295	17.5	1008	59.7	40	2.4	65	3.8	217	12.8	64	3.8
H28	320	19.3	1070	64.5	26	1.6	62	3.7	148	8.9	34	2.0
H29	311	19.2	1012	62.5	24	1.5	54	3.3	185	11.4	34	2.1
H30	339	22.2	933	61.1	13	0.9	81	5.3	131	8.6	29	1.9
R元	351	28.0	634	50.5	22	1.8	77	6.1	133	10.6	37	3.0

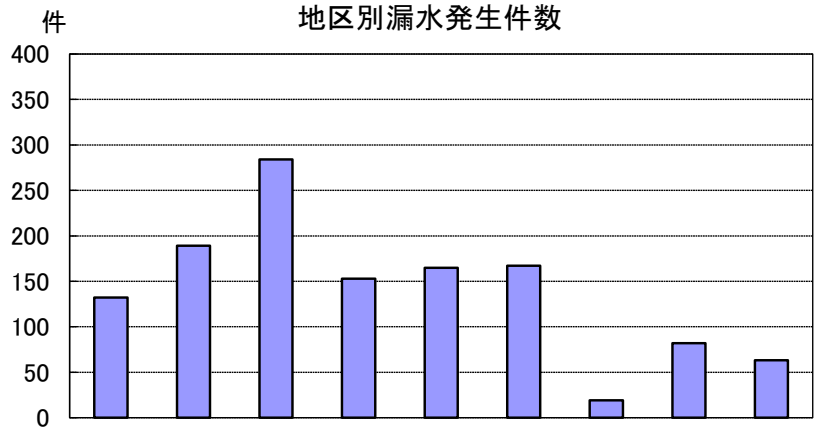

(単位:件)

地　　区	恵我之荘	高鷲 島泉	古市	埴生	西浦	羽曳が丘	桃山台 学園前	駒ヶ谷	丹比
発生件数	132	189	284	153	165	167	19	82	63

(5) 漏水調査状況 （令和元年度調査結果）

（件）

	配水施設			給水装置					
	配水管	仕切弁	ドレイン	分水栓	給水管	止水栓	メータ	宅内	計
低区系					16	19		4	39
高区下部									0
高区上部									0
壺井系						1			1
計	0	0	0	0	16	20	0	4	40

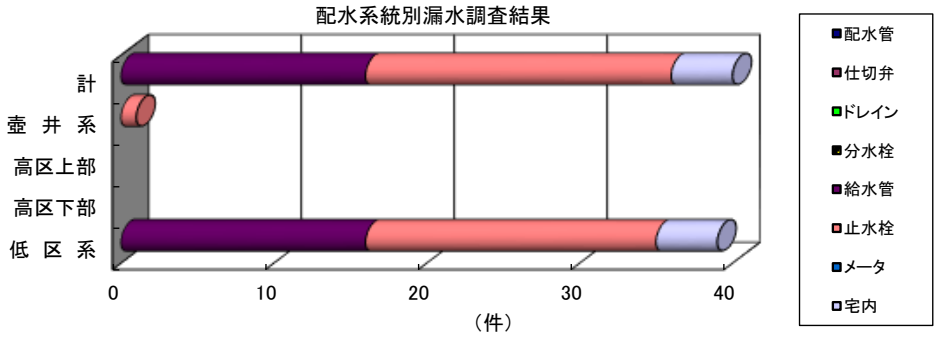

戸別音聴調査作業

流量調査状況（超音波流量計）

(6) 令和元年度 鉛製給水管取替え件数 (R2. 3. 31現在)

内訳	（件）
鉛製給水管取替え工事	41
修繕工事	36
移設・整備・改良工事	189
計	266

全体に占める鉛製給水管

管種	件数	割合
鉛製給水管	3,610	7.4%
その他	45,384	92.6%
計	48,994	

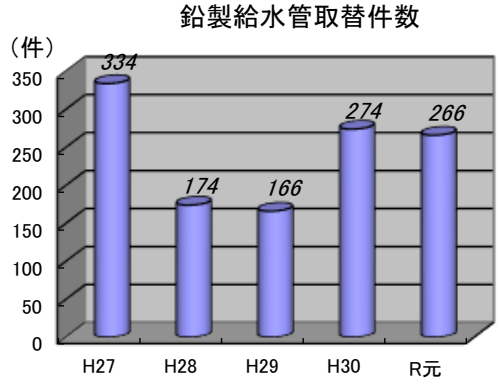

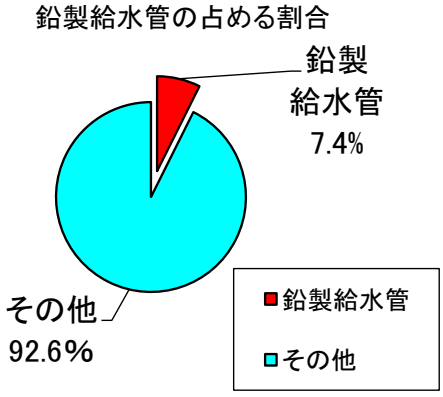

V　水　道　料　金

水道料金お客様センター
（市役所別館４階水道局フロア内）

１．水道料金の変遷

(1) 水道使用料

用途 ＼ 改定年月 ／ 事項		昭和38年4月	昭和42年10月	昭和47年11月		
家事専用	基本水量 ㎥	0～8	0～8	0～8	9～30	31以上
	基本料金 円	230	280	320		
	超過料金 円	20	35	—	50	60
家事共用		(1戸につき)	(1戸につき)	(1戸につき)		
	基本水量 ㎥	0～8	0～8	0～8	9以上	――
	基本料金 円	180	240	240		
	超過料金 円	20	35	—	35	
営業用	基本水量 ㎥	0～15	0～15	0～15	16～30	31以上
	基本料金 円	400	530	800		
	超過料金 円	20	40	—	55	65
官学公校署用	基本水量 ㎥	0～20	0～20	0～20	21～50	51以上
	基本料金 円	500	700	1,100		
	超過料金 円	20	35	—	60	65
湯屋用	基本水量 ㎥	0～200	0～200	0～200	201以上	
	基本料金 円	3,000	6,000	6,000		――
	超過料金 円	15	30	—	35	
会工場社用	基本水量 ㎥	0～20	0～20	0～20	21～50	51以上
	基本料金 円	580	700	1,100		
	超過料金 円	23	40	—	60	70
庭園用	基本水量 ㎥	0～5	0～5	0～5	6以上	
	基本料金 円	300	470	500		――
	超過料金 円	40	80	—	100	
臨工事時用	1㎥につき 円	100	100	150	――	――

備考　昭和38年4月1日の新条例制定以前については省略。
　　古市地区のうち昭和37年11月1日以前に給水開始を受けたものについて、メータを設置するまでの間、下表を適用。

種別 ＼ 料金 ／ 用途		基本料金		超過料金	
定額制	専用せん	1戸4人まで1ヶ月につき	80円	一人増す毎に1ヶ月につき	10円
	共用せん	〃	60円	〃	8円
	支せん	1個1ヶ月につき	40円		
	浴場(1)	1ヶ所1ヶ月につき	60円		
	浴場(2)	〃	30円		
計量制	一般用	1立方米につき	6円		
	営業用	〃	6円		
	近鉄用	〃	9円		

用途 ＼ 改定年月 ／ 事項		昭和51年10月			
家事用	基本水量 ㎥	0～8	9～20	21～30	31以上
	基本料金 円	400			
	超過料金 円	—	70	80	90
集住宅団用		(1世帯につき)			
	基本水量 ㎥	0～8	9～20	21～30	31以上
	基本料金 円	400			
	超過料金 円	—	80	90	100
業務用	基本水量 ㎥	0～20	21～50	51～100	101以上
	基本料金 円	1,600			
	超過料金 円	—	90	100	120
湯屋用	基本水量 ㎥	0～200	201以上		
	基本料金 円	9,000			
	超過料金 円	—	45		
臨時用	1㎥につき 円	250			

用途	事項＼改定年月	昭和55年12月					
一般用	基本水量 ㎥	0～8	9～10	11～20	21～40	41～100	101以上
	基本料金 円	550					
	超過料金 円	－	80	100	120	160	180
湯屋用	基本水量 ㎥	0～200	201以上				
	基本料金 円	10,000					
	超過料金 円	－	60				
臨時用	1㎥につき 円	400					

用途	事項＼改定年月	平成6年6月					
一般用	基本水量 ㎥	0～8	9～10	11～20	21～40	41～100	101以上
	基本料金 円	650					
	超過料金 円	－	110	140	180	240	280
湯屋用	基本水量 ㎥	0～200	201以上				
	基本料金 円	10,000					
	超過料金 円	－	60				
臨時用	1㎥につき 円	400					

用途	事項＼改定年月	平成12年10月					
一般用	基本水量 ㎥	0～8	9～10	11～20	21～40	41～100	101以上
	基本料金 円	735					
	超過料金 円	－	130	160	200	260	310
湯屋用	基本水量 ㎥	0～200	201以上				
	基本料金 円	10,000					
	超過料金 円	－	60				
臨時用	1㎥につき 円	400					

用途	事項＼改定年月	平成15年4月（下記料金に消費税率を乗じた額）					
一般用	基本水量 ㎥	0～8	9～10	11～20	21～40	41～100	101以上
	基本料金 円	735					
	超過料金 円	－	130	160	200	260	310
湯屋用	基本水量 ㎥	0～200	201以上				
	基本料金 円	10,000					
	超過料金 円	－	60				
臨時用	1㎥につき 円	400					

用途	事項＼改定年月	平成26年10月（現行使用料：下記料金に消費税率を乗じた額）					
一般用	基本水量 ㎥	0～8	9～10	11～20	21～40	41～100	101以上
	基本料金 円	635					
	超過料金 円	－	130	160	200	260	310
湯屋用	基本水量 ㎥	0～200	201以上				
	基本料金 円	10,000					
	超過料金 円	－	60				
臨時用	1㎥につき 円	400					

(2) 量 水 器 使 用 料

(単位:円)

口径＼改定年月	昭和38年4月	昭和49年4月	平成6年6月
13 ㎜	30	50	量水器使用料は廃止
16 ㎜	30	―	
20 ㎜	75	150	
25 ㎜	100	200	
30 ㎜	150	―	
40 ㎜	150	400	
50 ㎜	550	2,500	
75 ㎜	550	3,000	
100 ㎜	1,000	3,800	
125 ㎜	―	5,000	
150 ㎜	―	11,600	
200 ㎜	―	16,500	

2. 分担金の変遷

(単位:円)

口径＼改定年月	昭和45年6月	昭和49年10月	昭和53年10月	昭和56年4月	平成10年4月	平成15年4月 (以降消費税率を乗じた額)
13 mm	20,000	60,000 (20,000)	60,000 (20,000)	100,000 (30,000)	―	―
20 mm	30,000	80,000 (30,000)	120,000 (45,000)	138,000 (48,000)	188,000	188,000
25 mm	74,000	220,000 (74,000)	330,000 (111,000)	380,000 (128,000)	530,000	530,000
40 mm	189,000	570,000 (189,000)	860,000 (284,000)	990,000 (330,000)	1,290,000	1,290,000
50 mm	294,000	980,000 (294,000)	1,340,000 (441,000)	1,550,000 (510,000)	2,100,000	2,100,000
75 mm	666,000	2,000,000 (666,000)	3,000,000 (999,000)	3,480,000 (1,150,000)	4,980,000	4,980,000
100 mm	1,183,000	3,550,000 (1,183,000)	5,330,000 (1,775,000)	6,180,000 (2,060,000)	9,330,000	9,330,000
125 mm	1,849,000	5,550,000 (1,849,000)	8,330,000 (2,774,000)	9,660,000 (3,210,000)	―	―
150 mm	2,663,000	7,990,000 (2,663,000)	11,990,000 (3,995,000)	13,900,000 (4,630,000)	22,600,000	22,600,000
200 mm	管 理 者 が 別 に 定 め る					

※下段(　)書は、申込時において本市に在住する期間が引き続き3ヵ年以上の申込者に適用

3. 料 金 調 定 と 有 収 水 量

項目／年度	料金調定（千円）	有収水量（㎥）	配水量（㎥）	有収率（%）	備　　考
H22	2,273,480	12,876,300	13,522,371	95.2	
H23	2,211,606	12,628,880	12,976,512	97.3	
H24	2,134,517	12,261,810	12,795,550	95.8	
H25	2,113,329	12,149,119	12,545,598	96.8	
H26	2,077,570	11,871,369	12,261,084	96.8	
H27	2,029,741	11,774,547	12,252,306	96.1	
H28	2,017,125	11,711,721	12,226,214	95.8	
H29	1,989,908	11,582,108	12,061,738	96.0	
H30	1,968,844	11,485,668	11,915,420	96.4	
R元	1,938,906	11,307,141	11,803,523	95.8	

※臨時用・消費税を含む

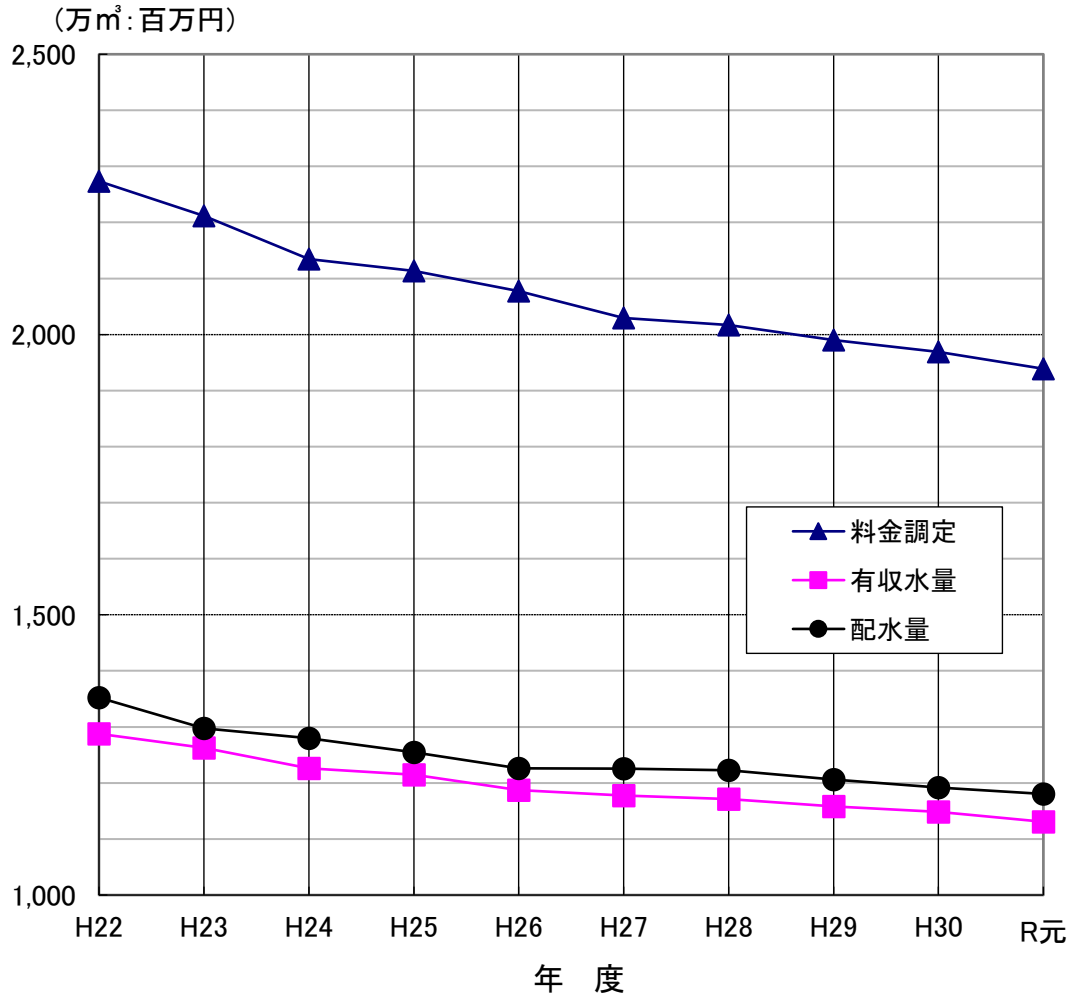

4. 水道料金の収納状況

(1)年度別収納状況

単位　件 数 :件
　　金 額 :円

年度＼項目		調定		収納		未収		収納率
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	(%)
H21	過年度	27,451	217,179,590	25,631	209,981,577	1,820	7,198,013	96.7
	現年度	254,919	2,273,606,677	228,902	2,063,267,262	26,017	210,339,415	90.7
	計	282,370	2,490,786,267	254,533	2,273,248,839	27,837	217,537,428	91.3
H22	過年度	27,530	216,475,150	25,688	208,783,040	1,842	7,692,110	96.4
	現年度	255,512	2,273,480,034	229,517	2,065,484,691	25,995	207,995,343	90.9
	計	283,042	2,489,955,184	255,205	2,274,267,731	27,837	215,687,453	91.3
H23	過年度	27,530	215,687,453	25,715	208,094,938	1,815	7,592,515	96.5
	現年度	255,218	2,211,605,753	229,276	2,008,214,232	25,942	203,391,521	90.8
	計	282,748	2,427,293,206	254,991	2,216,309,170	27,757	210,984,036	91.3
H24	過年度	27,442	209,945,817	25,662	202,754,479	1,780	7,191,338	96.6
	現年度	255,528	2,134,516,971	229,730	1,939,689,774	25,798	194,827,197	90.9
	計	282,970	2,344,462,788	255,392	2,142,444,253	27,578	202,018,535	91.4
H25	過年度	27,241	200,702,887	25,593	194,410,368	1,648	6,292,519	96.9
	現年度	256,071	2,113,329,126	229,782	1,919,818,036	26,289	193,511,090	90.8
	計	283,312	2,314,032,013	255,375	2,114,228,404	27,937	199,803,609	91.4
H26	過年度	27,571	198,629,089	26,042	192,812,376	1,529	5,816,713	97.1
	現年度	256,275	2,077,569,531	230,090	1,885,940,611	26,185	191,628,920	90.8
	計	283,846	2,276,198,620	256,132	2,078,752,987	27,714	197,445,633	91.3
H27	過年度	27,403	196,168,434	25,900	190,922,800	1,503	5,245,634	97.3
	現年度	256,791	2,029,740,664	230,427	1,833,297,124	26,364	196,443,540	90.3
	計	284,194	2,225,909,098	256,327	2,024,219,924	27,867	201,689,174	90.9
H28	過年度	27,545	200,390,998	26,095	195,608,907	1,450	4,782,091	97.6
	現年度	257,255	2,017,125,073	230,901	1,826,718,043	26,354	190,407,030	90.6
	計	284,800	2,217,516,071	256,996	2,022,326,950	27,804	195,189,121	91.2
H29	過年度	27,534	194,046,695	26,122	188,514,736	1,412	5,531,959	97.1
	現年度	257,494	1,989,908,223	231,479	1,803,052,203	26,015	186,856,020	90.6
	計	285,028	2,183,954,918	257,601	1,991,566,939	27,427	192,387,979	91.2
H30	過年度	27,218	191,766,208	25,870	186,831,187	1,348	4,935,021	97.4
	現年度	258,750	1,968,843,976	232,942	1,784,776,397	25,808	184,067,579	90.7
	計	285,968	2,160,610,184	258,812	1,971,607,584	27,156	189,002,600	91.3
R元	過年度	26,866	188,198,241	25,635	184,548,388	1,231	3,649,853	98.1
	現年度	259,898	1,938,905,262	233,763	1,751,093,327	26,135	187,811,935	90.3
	計	286,764	2,127,103,503	259,398	1,935,641,715	27,366	191,461,788	91.0

※ 過年度未収額は不納欠損処分額を含む

(2) 階層別使用水量

（単位：㎥・%）

年度 / 記号・段階	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度	
A: 0㎥～16㎥	530,996	93.2	534,735	100.7	543,118	101.6	548,901	101.1	569,680	113.2
B: 17㎥～20㎥	332,205	91.4	322,390	97.1	327,676	101.6	345,746	105.5	363,319	114.3
C: 21㎥～40㎥	3,126,184	97.4	3,128,691	100.1	3,160,506	101.0	3,181,966	100.7	3,210,017	105.1
D: 41㎥～80㎥	4,884,581	106.9	4,875,817	99.8	4,793,826	98.3	4,693,175	97.9	4,567,661	88.9
E: 81㎥～200㎥	1,220,384	118.8	1,192,839	97.7	1,119,451	93.9	1,091,989	97.6	1,027,639	73.4
F: 201㎥～	1,672,104	106.9	1,651,381	98.8	1,632,249	98.8	1,618,217	99.1	1,564,960	90.7
合　　計	11,766,454	104.1	11,705,853	99.5	11,576,826	98.9	11,479,994	99.2	11,303,276	93.1

※ 臨時用を除く ： %は対前年度比

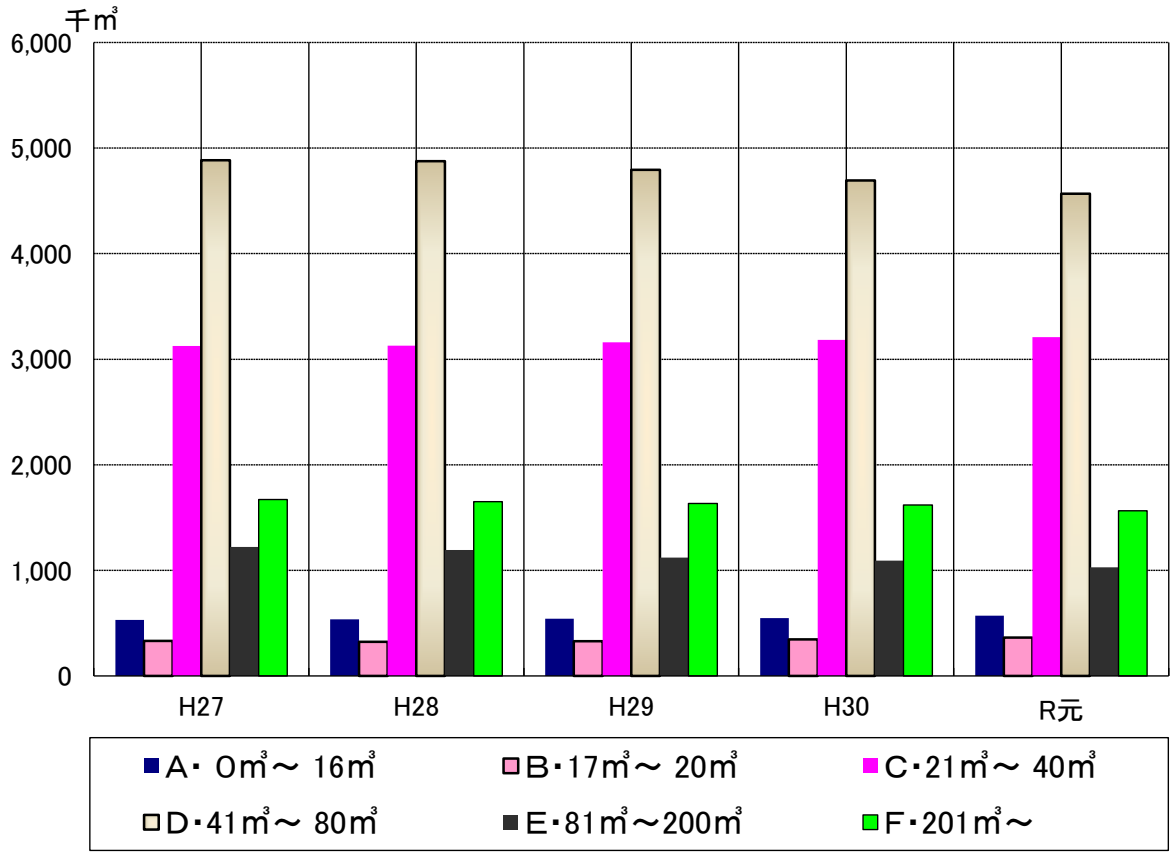

(3) 地域別調定

（単位　水　量：㎥　使用料：円）

地域＼区分＼年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
古市	件数	50,241	50,033	49,787	49,765	49,814
	水量	2,224,893	2,190,210	2,168,585	2,142,238	2,101,258
	水道使用料	368,674,487	363,229,991	358,865,459	353,383,041	344,496,981
高鷲	件数	66,465	66,723	66,602	66,943	67,210
	水量	2,781,793	2,787,617	2,750,628	2,740,132	2,694,284
	水道使用料	442,540,264	442,995,111	436,978,496	434,900,636	430,641,625
埴生	件数	51,700	51,645	51,735	52,080	52,225
	水量	2,523,228	2,493,124	2,469,392	2,436,799	2,422,459
	水道使用料	464,196,298	459,438,448	454,487,998	446,352,253	445,531,284
丹比	件数	17,505	17,695	17,781	18,002	18,212
	水量	875,142	881,155	866,725	879,005	857,639
	水道使用料	167,171,838	167,619,725	163,951,455	168,556,148	163,952,016
西浦	件数	31,272	31,530	31,860	32,012	32,295
	水量	1,537,597	1,539,797	1,536,438	1,523,277	1,487,972
	水道使用料	267,578,535	267,621,248	266,958,886	263,419,573	255,523,051
駒ヶ谷	件数	7,347	7,365	7,399	7,398	7,505
	水量	368,974	365,380	357,363	346,163	355,463
	水道使用料	71,146,667	70,489,051	68,573,405	65,802,977	69,402,933
羽曳が丘	件数	27,569	27,554	27,598	27,795	27,822
	水量	1,179,677	1,178,923	1,163,149	1,158,316	1,137,706
	水道使用料	186,310,347	186,271,501	182,644,796	181,996,978	178,147,588
桃山台	件数	4,584	4,608	4,607	4,648	4,689
	水量	275,150	269,647	264,546	254,064	246,495
	水道使用料	58,636,932	56,928,052	55,166,654	51,991,330	49,562,027
合計	件数	256,683	257,153	257,369	258,643	259,772
	水量	11,766,454	11,705,853	11,576,826	11,479,994	11,303,276
	水道使用料	2,026,255,368	2,014,593,127	1,987,627,149	1,966,402,936	1,937,257,505

※　水道使用料は臨時用を除く（税込み）

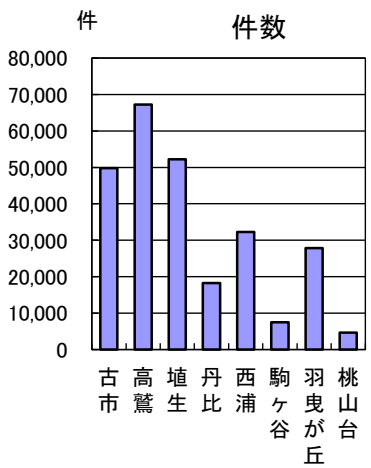

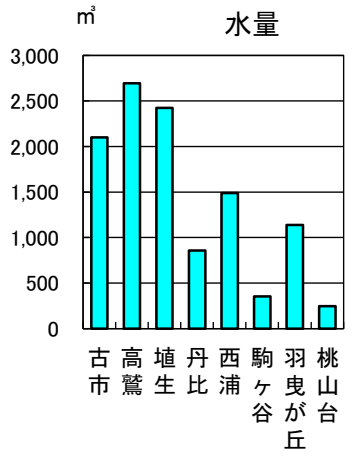

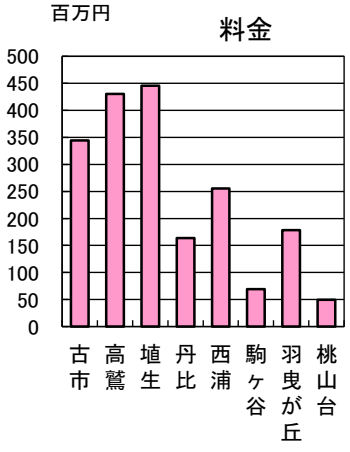

(4)令和元年度用途別調定構成

区分	件数		料金調定		有収水量	
	件数(件)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)	水量(㎥)	構成比(%)
家事用	251,875	97.04	1,477,714,587	76.21	9,236,376	81.69
集団住宅用	1,471	0.57	87,266,330	4.51	704,336	6.23
営業用	4,165	1.61	167,743,794	8.65	597,306	5.28
雑居住宅用	511	0.20	17,412,589	0.90	149,405	1.32
官公署用	509	0.20	147,240,735	7.59	463,781	4.10
会社工場用	929	0.36	38,920,941	2.01	136,576	1.21
湯屋用	12	0.01	958,529	0.05	15,496	0.14
臨時用	98	0.02	1,673,256	0.09	3,865	0.03
合計	259,570	100.00	1,938,930,761	100.00	11,307,141	100.00

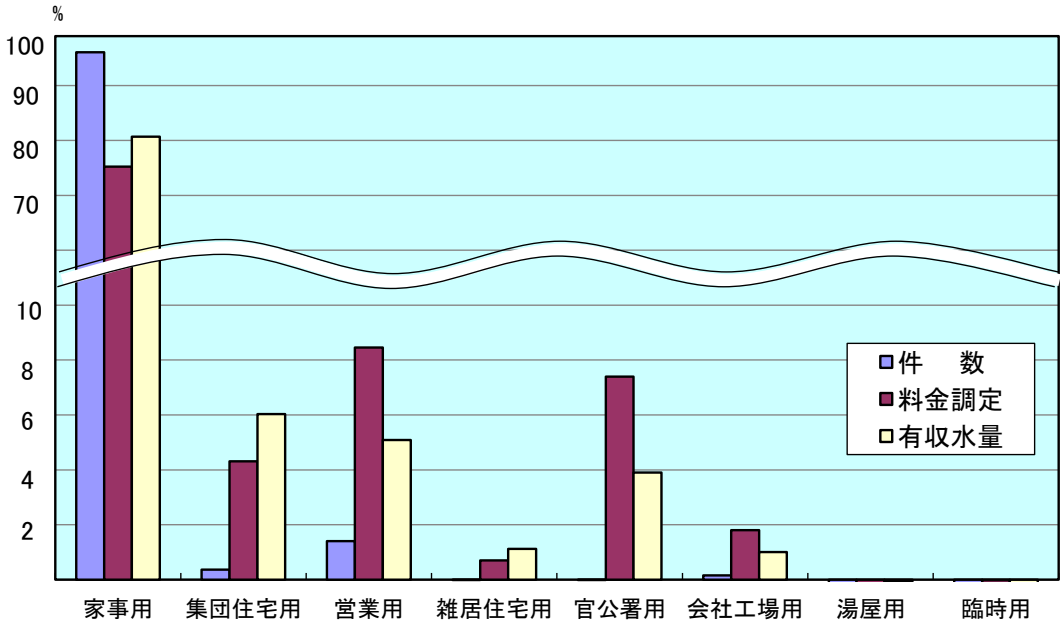

(5)月別水道使用料調定

(単位：円)

年度/月	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
4	165,976,596	166,915,351	176,961,126	168,709,602	166,018,243	158,162,462
5	156,280,677	164,753,776	161,876,554	157,966,715	152,089,959	153,737,721
6	195,307,358	179,542,116	174,149,252	174,113,543	176,019,990	182,095,089
7	171,152,797	161,620,354	157,592,477	156,484,678	151,550,574	147,205,582
8	191,311,077	192,659,993	184,594,134	178,353,729	179,836,054	169,582,890
9	178,948,963	165,047,538	169,697,359	164,175,175	170,870,677	157,797,643
10	181,612,569	169,258,387	180,412,040	181,346,148	173,092,326	166,560,680
11	170,620,677	165,536,273	158,227,993	155,874,563	146,186,132	153,975,763
12	176,104,752	180,037,020	171,996,354	173,121,784	179,290,119	175,095,489
1	164,905,500	158,320,264	161,810,389	160,839,749	156,294,803	152,241,499
2	182,214,936	177,238,990	176,449,534	175,693,161	176,122,305	177,894,513
3	143,133,629	148,810,602	143,357,861	143,199,376	141,472,794	144,581,430
合計	2,077,569,531	2,029,740,664	2,017,125,073	1,989,878,223	1,968,843,976	1,938,930,761

※ 臨時用 ・ 消費税額を含む。

5. 料 金 収 納 別 一 覧

(1) 年 度 別 状 況

（単位　件　数：件
　　構成比：％）

区分＼年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
収 入 件 数	256,422	257,032	257,541	258,740	259,407
口 座 振 替	195,421	194,699	194,087	193,932	193,898
構 成 比	76.2	75.8	75.4	75.0	74.8
集 金	0	0	0	0	0
構 成 比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
納 入 通 知 書	61,001	62,333	63,454	64,808	65,509
構 成 比	23.8	24.3	24.6	25.1	25.3

(2) 月 別 状 況 (令和元年度)

（単位　件数：件
　　金額：円）

区分＼月	収 入 合 計		口 座 振 替		集 金		納 入 通 知 書	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件数	金 額	件 数	金 額
4	17,941	136,265,568	14,000	109,553,378	0	0	3,941	26,712,190
5	24,968	165,569,442	18,294	121,833,358	0	0	6,674	43,736,084
6	20,021	154,899,435	14,014	119,725,941	0	0	6,007	35,173,494
7	23,298	177,384,843	18,292	139,353,078	0	0	5,006	38,031,765
8	19,548	152,711,908	14,114	112,191,298	0	0	5,434	40,520,610
9	22,370	155,378,026	18,256	129,800,539	0	0	4,114	25,577,487
10	20,977	173,822,050	13,990	120,734,242	0	0	6,987	53,087,808
11	23,872	163,706,060	18,321	128,295,154	0	0	5,551	35,410,906
12	19,823	154,939,846	14,016	119,017,303	0	0	5,807	35,922,543
1	23,317	170,677,033	18,309	132,442,688	0	0	5,008	38,234,345
2	18,828	148,133,075	13,991	116,629,397	0	0	4,837	31,503,678
3	24,444	180,132,200	18,301	137,978,082	0	0	6,143	42,154,118
合計	259,407	1,933,619,486	193,898	1,487,554,458	0	0	65,509	446,065,028

6. 令和元年度検針業務委託件数

地　　区	開栓件数	閉栓件数	臨時用件数	計
A地区(偶数月検針)	145,040	16,843	276	162,159
B地区(奇数月検針)	113,845	18,293	221	132,359
計	258,885	35,136	497	294,518

月	開栓件数	閉栓件数	臨時用件数	計
4月	24,121	2,834	37	26,992
5月	18,943	3,057	29	22,029
6月	24,097	2,848	47	26,992
7月	19,016	3,001	42	22,059
8月	24,224	2,798	46	27,068
9月	18,966	3,053	34	22,053
10月	24,183	2,797	51	27,031
11月	18,943	3,053	41	22,037
12月	24,206	2,787	46	27,039
1月	18,965	3,055	36	22,056
2月	24,209	2,779	49	27,037
3月	19,012	3,074	39	22,125
計	258,885	35,136	497	294,518

A　　地　　区		B　　地　　区	
島泉・恵我之荘・南恵我之荘・羽曳が丘・羽曳が丘西・蔵之内・広瀬・尺度・東阪田・樫山・郡戸		南古市・誉田・白鳥・翠鳥園・軽里・碓井・川向・栄町・野々上・向野・はびきの・駒ヶ谷・通法寺・大黒・飛鳥・壺井・桃山台・学園前	
古市・高鷲・伊賀・埴生野・西浦・野・河原城は区域により奇数月・偶数月の検針となる			
検針期間	期　　分	検針期間	期　　分
4／2～4／19	3～4月分	5／1～5／18	4～5月分
6／1～6／20	5～6月分	7／2～7／18	6～7月分
8／1～8／20	7～8月分	9／3～9／20	8～9月分
10／1～10／19	9～10月分	11／1～11／16	10～11月分
12／3～12／20	11～12月分	1／4～1／18	12～1月分
2／1～2／20	1～2月分	3／4～3／19	2～3月分

7. 水道料金 ・ 下水道使用料早見表（2ヶ月）

（令和元年10月1日現在）

（単位 ：㎥、円）

使用水量	水道料金	下水道使用料	合計	使用水量	水道料金	下水道使用料	合計	使用水量	水道料金	下水道使用料	合計
0～16	1,397	1,535	2,932	81	14,575	11,094	25,669	146	33,165	24,679	57,844
17	1,540	1,640	3,180	82	14,861	11,303	26,164	147	33,451	24,888	58,339
18	1,683	1,744	3,427	83	15,147	11,512	26,659	148	33,737	25,097	58,834
19	1,826	1,849	3,675	84	15,433	11,721	27,154	149	34,023	25,306	59,329
20	1,969	1,953	3,922	85	15,719	11,930	27,649	150	34,309	25,515	59,824
21	2,145	2,079	4,224	86	16,005	12,139	28,144	151	34,595	25,724	60,319
22	2,321	2,204	4,525	87	16,291	12,348	28,639	152	34,881	25,933	60,814
23	2,497	2,329	4,826	88	16,577	12,557	29,134	153	35,167	26,142	61,309
24	2,673	2,455	5,128	89	16,863	12,766	29,629	154	35,453	26,351	61,804
25	2,849	2,580	5,429	90	17,149	12,975	30,124	155	35,739	26,560	62,299
26	3,025	2,706	5,731	91	17,435	13,184	30,619	156	36,025	26,769	62,794
27	3,201	2,831	6,032	92	17,721	13,393	31,114	157	36,311	26,978	63,289
28	3,377	2,956	6,333	93	18,007	13,602	31,609	158	36,597	27,187	63,784
29	3,553	3,082	6,635	94	18,293	13,811	32,104	159	36,883	27,396	64,279
30	3,729	3,207	6,936	95	18,579	14,020	32,599	160	37,169	27,605	64,774
31	3,905	3,333	7,238	96	18,865	14,229	33,094	161	37,455	27,814	65,269
32	4,081	3,458	7,539	97	19,151	14,438	33,589	162	37,741	28,023	65,764
33	4,257	3,583	7,840	98	19,437	14,647	34,084	163	38,027	28,232	66,259
34	4,433	3,709	8,142	99	19,723	14,856	34,579	164	38,313	28,441	66,754
35	4,609	3,834	8,443	100	20,009	15,065	35,074	165	38,599	28,650	67,249
36	4,785	3,960	8,745	101	20,295	15,274	35,569	166	38,885	28,859	67,744
37	4,961	4,085	9,046	102	20,581	15,483	36,064	167	39,171	29,068	68,239
38	5,137	4,210	9,347	103	20,867	15,692	36,559	168	39,457	29,277	68,734
39	5,313	4,336	9,649	104	21,153	15,901	37,054	169	39,743	29,486	69,229
40	5,489	4,461	9,950	105	21,439	16,110	37,549	170	40,029	29,695	69,724
41	5,709	4,622	10,331	106	21,725	16,319	38,044	171	40,315	29,904	70,219
42	5,929	4,782	10,711	107	22,011	16,528	38,539	172	40,601	30,113	70,714
43	6,149	4,943	11,092	108	22,297	16,737	39,034	173	40,887	30,322	71,209
44	6,369	5,104	11,473	109	22,583	16,946	39,529	174	41,173	30,531	71,704
45	6,589	5,264	11,853	110	22,869	17,155	40,024	175	41,459	30,740	72,199
46	6,809	5,425	12,234	111	23,155	17,364	40,519	176	41,745	30,949	72,694
47	7,029	5,585	12,614	112	23,441	17,573	41,014	177	42,031	31,158	73,189
48	7,249	5,746	12,995	113	23,727	17,782	41,509	178	42,317	31,367	73,684
49	7,469	5,907	13,376	114	24,013	17,991	42,004	179	42,603	31,576	74,179
50	7,689	6,067	13,756	115	24,299	18,200	42,499	180	42,889	31,785	74,674
51	7,909	6,228	14,137	116	24,585	18,409	42,994	181	43,175	31,994	75,169
52	8,129	6,388	14,517	117	24,871	18,618	43,489	182	43,461	32,203	75,664
53	8,349	6,549	14,898	118	25,157	18,827	43,984	183	43,747	32,412	76,159
54	8,569	6,710	15,279	119	25,443	19,036	44,479	184	44,033	32,621	76,654
55	8,789	6,870	15,659	120	25,729	19,245	44,974	185	44,319	32,830	77,149
56	9,009	7,031	16,040	121	26,015	19,454	45,469	186	44,605	33,039	77,644
57	9,229	7,191	16,420	122	26,301	19,663	45,964	187	44,891	33,248	78,139
58	9,449	7,352	16,801	123	26,587	19,872	46,459	188	45,177	33,457	78,634
59	9,669	7,513	17,182	124	26,873	20,081	46,954	189	45,463	33,666	79,129
60	9,889	7,673	17,562	125	27,159	20,290	47,449	190	45,749	33,875	79,624
61	10,109	7,834	17,943	126	27,445	20,499	47,944	191	46,035	34,084	80,119
62	10,329	7,994	18,323	127	27,731	20,708	48,439	192	46,321	34,293	80,614
63	10,549	8,155	18,704	128	28,017	20,917	48,934	193	46,607	34,502	81,109
64	10,769	8,316	19,085	129	28,303	21,126	49,429	194	46,893	34,711	81,604
65	10,989	8,476	19,465	130	28,589	21,335	49,924	195	47,179	34,920	82,099
66	11,209	8,637	19,846	131	28,875	21,544	50,419	196	47,465	35,129	82,594
67	11,429	8,797	20,226	132	29,161	21,753	50,914	197	47,751	35,338	83,089
68	11,649	8,958	20,607	133	29,447	21,962	51,409	198	48,037	35,547	83,584
69	11,869	9,119	20,988	134	29,733	22,171	51,904	199	48,323	35,756	84,079
70	12,089	9,279	21,368	135	30,019	22,380	52,399	200	48,609	35,965	84,574
71	12,309	9,440	21,749	136	30,305	22,589	52,894	水道料金 201㎥ 以上　1㎥ につき 310円 で算出した料金に1.10を乗じた額			
72	12,529	9,600	22,129	137	30,591	22,798	53,389				
73	12,749	9,761	22,510	138	30,877	23,007	53,884				
74	12,969	9,922	22,891	139	31,163	23,216	54,379				
75	13,189	10,082	23,271	140	31,449	23,425	54,874	下水道使用料 201～1,000 ㎥　1㎥ につき　234円 1,001～2,000 ㎥　1㎥ につき　266円 2,001㎥ 以上　1㎥ につき　273円 で算出した料金に1.10を乗じた額			
76	13,409	10,243	23,652	141	31,735	23,634	55,369				
77	13,629	10,403	24,032	142	32,021	23,843	55,864				
78	13,849	10,564	24,413	143	32,307	24,052	56,359				
79	14,069	10,725	24,794	144	32,593	24,261	56,854				
80	14,289	10,885	25,174	145	32,879	24,470	57,349				

※上記の料金には消費税が含まれています。 なお、下水処理区域外では下水道使用料を除きます。

VI 水　　質

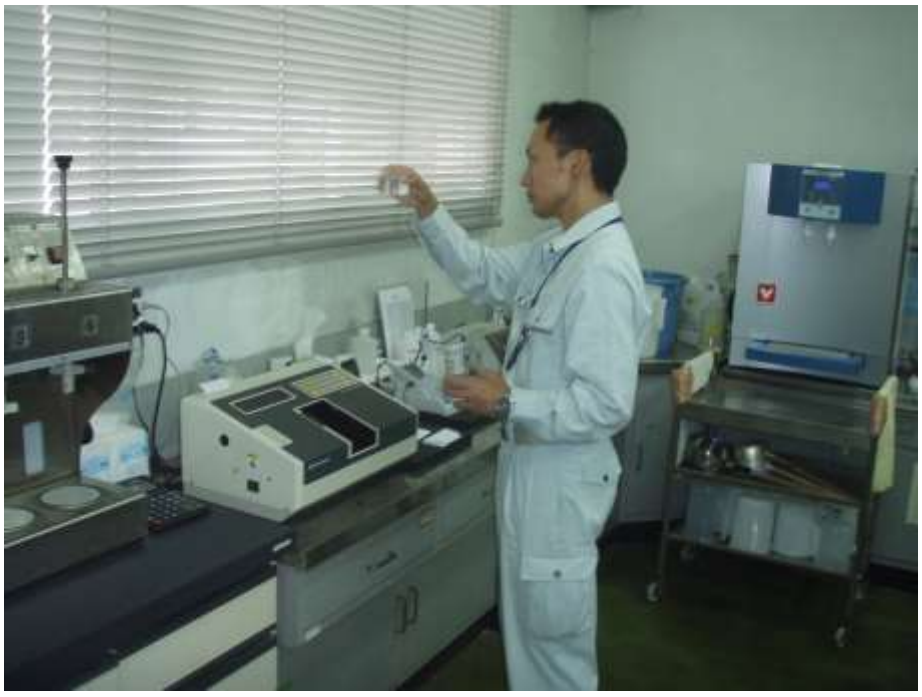

水質試験室

1. 水質基準項目及び水質管理目標設定項目(令和元年度)

水質基準

水質基準項目(５１項目)

	項目	基準値	備考
1	一般細菌	1ml中100個以下	病原生物の代替指標
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物質・重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機物質
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	着色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	着色
38	塩化物イオン	200mg/L以下	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	臭気
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡
45	フェノール類	0.005mg/L以下	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC))の量	3mg/L以下	味
47	pH値	5.8以上8.6以下	基礎的性状
48	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	
50	色度	５度以下	
51	濁度	２度以下	

水質基準を補完する項目

水質管理目標設定項目(２６項目)

	項目	目標値	備考
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	無機物質・重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	
4	欠番		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	一般有機物質
6	欠番		
7	欠番		
8	トルエン	0.4mg/L以下	一般有機物質
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物
11	欠番		
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として1以下	農薬
16	残留塩素	1mg/L以下	臭気
17	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	味
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	着色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	臭気
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	味
23	臭気強度(TON)	3以下	臭気
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	味
25	濁度	1度以下	基礎的性状
26	pH値	7.5程度	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし極力0に近づける	
28	従属栄養細菌	1ml中2000個以下(暫定)	水道施設の健全性の指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	一般有機物質
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	着色

水質基準項目について

令和元年度は基準値等の変更がありませんでした。

水質管理目標設定項目について

令和元年度は目標値等の変更がありませんでした。

※ただし、No.15の農薬類については全118項目が4項目削除され、全114項目となり、内3項目で目標値の見直しがありました。

水質基準項目について

水道法第4条に基づき、次の内容において設定された基準項目であり、検査が義務づけられています。
1. 生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準を定めている。
2. 水道水としての生活利用上あるいは水道施設の管理上障害が生ずるおそれのない水準をとして基準を定めている。

水質管理目標設定項目について

現在まで水道水中では水質基準とするような濃度で検出されていないが、今後、これまで以上の濃度で検出される可能性があるものなど水質管理上留意すべき項目として、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から目標値が設定されています。

2. 用語説明(令和元年度)

○水質基準項目(51項目)

No	項　　目	基　準　値	説　　明
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少ないですが、多量に検出された場合は病原生物に汚染されている疑いがあります。
2	大腸菌	検出されないこと	人や動物の腸管内や土壌に存在しています。水道水中に検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	鉱山排水や工場排水などから河川水などに混入することがあります。イタイイタイ病の原因物質として知られています。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	水銀鉱床などの地帯を流れる河川や、工場排水、農薬、下水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られています。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合に検出されることがあります。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	地質の影響、鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	水中の亜硝酸イオン又は亜硝酸塩に含まれている窒素です。アンモニア態窒素が酸化されて生成されます。呼吸酵素の働きを阻害するメトヘモグロビン血症を起こすとされています。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	工場排水などの混入によって河川水などで検出されることがあります。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水などで検出されます。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	主として地質や工場排水などの混入によって河川水などで検出されます。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがあります。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	地下水汚染、ホウ素を使用している工場からの排水などの混入によって検出されます。
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	フロンガスの原料などに使われ、地下水汚染物質として知られています。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	溶剤や1,1,1-トリクロロエタン安定剤に使われ、地下水汚染物質として知られてます。
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及び ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/L以下	家庭用ラップ、食品包装用フィルム樹脂の材料などに使用され、地下水汚染物質として知られてます。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	殺虫剤、塗料、ニスなどに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	ドライクリーニングなどに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	溶剤、脱脂剤などに使用されて、地下水汚染物質として知られています。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	染料、合成ゴムなどに使用されており、地下水汚染物質として知られています。
21	塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素の原料に使われています。消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの酸化により生成されます。
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)及び消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
26	臭素酸	0.01mg/L以下	オゾン処理時及び消毒剤の次亜塩素酸生成時に不純物の臭素が酸化して、生成します。
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムの合計を総トリハロメタンといいます。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)が反応して生成されます。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤(塩素)及び消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤の不純物(臭素)が反応して生成されます。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	浄水過程で、水中の有機物質と消毒剤が反応して生成されます。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	鉱山排水、工場排水などの混入や鉄管に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると異臭味(カナ気)や、洗濯物などを着色する原因となります。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	銅山排水、工場排水、農薬などの混入や給水装置などに使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。

No	項　　目	基　準　値	説　　明
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	苛性ソーダ、石鹸等に使われています。広く自然水中に存在し、工場排水、生活排水に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水などで検出されることがあり、塩素との反応により黒色を呈することがあります。
38	塩化物イオン	200mg/L以下	地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水及びし尿などからの混入によって河川水などで検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	カルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でこくのない味がし、高すぎるとしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹸の泡立ちを悪くします。
40	蒸発残留物	500mg/L以下	水を蒸発させたときに得られる残留物のことで、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸などの塩類及び有機物です。　量が多いと苦み、渋みが付き、適度に含まれるとまろやかさがでます。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
42	（4S,4aS,8aR）－オクタヒドロ－4,8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg/L以下	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するアナベナなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。
43	1,2,7,7－テトラメチルビシクロ［2,2,1］ヘプタン－2－オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	0.00001mg/L以下	湖沼などで富栄養化現象に伴い発生するフォルミジウムやオシラトリアなどの藍藻類によって産生されるカビ臭の原因物質です。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	洗浄剤、乳化剤などに使われています。洗濯排水、工場排水の混入によって、河川等で検出されることがあります。高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	消毒剤、香料の原料等に使われています。工場の排水などの混入によって検出されることがあります。異臭味の原因となります。
46	有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/L以下	有機物などによる汚れの度合を示し、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。
47	pH値	5.8以上8.6以下	汚染等による水質変化の指標です。pH 7が中性、7より小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。
48	味	異常でないこと	水の味は、地質又は海水、工場排水、化学薬品などの混入及び藻類など生物の繁殖に伴うもののほか、水道管の内面塗装などに起因することもあります。
49	臭気	異常でないこと	水の臭気は、藻類など生物の繁殖、工場排水、下水の混入、地質などに伴うもののほか、水道水では使用される管の内面塗装剤などに起因することもあります。
50	色度	5度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。
51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。

水質管理目標設定項目（26項目）

No.	水質項目	目標値	説　　明
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	合金、蓄電池、難燃助剤などに使われています。排水の混入や地質により河川水等で検出されることがあります。
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下（暫定）	地質中に広く存在する主要な放射線物質です。地質により河川等で検出されることがあります。
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	ステンレス、特殊鋼、蓄電池などに使われています。鉱山排水、工場排水あるいはメッキ製品からの溶出により検出されることがあります。
4	欠　　番		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	塩化ビニル原料、殺虫剤、有機溶剤として使われています。
6	欠　　番		
7	欠　　番		
8	トルエン	0.4mg/L以下	染料、香料、火薬、有機顔料等の合成原料及びベンゼン原料として使われています。
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L以下	プラスチックの添加剤（可塑剤）に使われています。
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素による消毒副生成物として生成されます。
11	欠　　番		
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	浄水処理過程において酸化剤して使用してます。
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	水中の有機物質と消毒剤（塩素）が反応して生成されます。
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	水中の有機物質と消毒剤（塩素）が反応して生成されます。
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	殺菌剤、除草剤、殺虫剤として使われている101種類の農薬であり、各農薬の検出値を各目標値で除した値を合計したものです。
16	残留塩素	1mg/L以下	塩素消毒の結果、水中に消毒効果のある状態で残留している塩素のことです。
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	基準項目No.39の項
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	基準項目No.37の項
19	遊離炭酸	20mg/L以下	水に溶けている炭酸ガスです。水にさわやかな味を与えておいしくしますが、多いと刺激が強くなります。多く含む水は水道施設の腐食等の原因となります。
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	脱脂剤、エアゾール等に使われています。ドライクリーニングの洗浄剤、工場排水等の混入により地下水で検出されることがあり、異臭味の原因となります。
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	ガソリンのオクタン価向上剤、アンチノック剤、低沸点溶剤などに使われています。
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	有機物などの汚れの度合を示し、水中の有機物などの量を一定の条件下で酸化させるのに必要な過マンガン酸カリウムの量として表わしたものです。
23	臭気強度（TON）	3以下	臭気の強さを定量的に表す方法で水の臭気が、希釈して感じられなくなるまでの希釈倍数を表します。
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	基準項目No.40の項
25	濁度	1度以下	基準項目No.51の項
26	pH値	7.5程度	基準項目No.47の項
27	腐食性（ランゲリア指数）	－1程度以上とし、極力0に近づける	水が金属を腐食させる程度を判定する指標です。数値が負の値で絶対値が大きいほど、水の腐食性が強いことを示します。
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下（暫定）	水道施設の健全性を判断し、その存在量等の知見収集のため、暫定値を設定しています
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	家庭用ラップ、食品包装用フィルム樹脂の材料などに使用され、地下水汚物質として知られます。
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	工場排水などの混入や、水処理に用いられるアルミニウム系凝集剤に由来して検出されることがあり、高濃度に含まれると白濁の原因となります。

水質基準について
　令和元年度は基準値等の変更がありませんでした。

水質管理目標設定項目について
※　水質管理目標設定項目のNo.10及び12について、本市では消毒剤として二酸化塩素を使用していないので検査を行っていません。

3. 検査項目及び検査方法(令和元年度)

番号	項　　目	水　　質　　試　　験　　方　　法
1	一般細菌	標準寒天培地法
2	大腸菌	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
4	水銀及びその化合物	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
6	鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
8	六価クロム化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
12	フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
14	四塩化炭素	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
15	1,4-ジオキサン	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
17	ジクロロメタン	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
18	テトラクロロエチレン	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
19	トリクロロエチレン	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
20	ベンゼン	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
21	塩素酸	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
22	クロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
23	クロロホルム	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
24	ジクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
25	ジブロモクロロメタン	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
26	臭素酸	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
28	トリクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
29	ブロモジクロロメタン	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
30	ブロモホルム	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
31	ホルムアルデヒド	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
32	亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
33	アルミニウム及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
34	鉄及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
35	銅及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
36	ナトリウム及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
37	マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
38	塩化物イオン	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
40	蒸発残留物	重量法
41	陰イオン界面活性剤	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
42	ジェオスミン	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
43	2-メチルイソボルネオール	パージトラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
44	非イオン界面活性剤	固相抽出-吸光光度法
45	フェノール類	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
46	有機物 (全有機炭素(TOC))の量)	全有機炭素計測定法
47	pH値	ガラス電極法
48	味	官能法
49	臭気	官能法
50	色度	透過光測定法
51	濁度	積分球式光電光度法

※平成25年度より、水道水質管理の安定及び技術力の維持向上を図るため、河南地域10市町村と大阪広域水道企業団が連携して河南水質管理ステーションを設立し、水質検査を共同で実施しています。

4. 基準項目検査成績表（浄・受水場・末端給水栓　令和元年度）

採水場所			浄水場							
			石川浄水場				壺井浄水場			
			原水		浄水		原水		浄水	
No.	検査項目	基準値	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数
1	一般細菌	100個/ml以下	3	4	0	4	8	4	0	4
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	4	不検出	4	不検出	12	不検出	4
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	2	0.0003未満	4	0.0003未満	2	0.0003未満	4
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	2	0.00005未満	4	0.00005未満	2	0.00005未満	4
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	4	0.001未満	2	0.001未満	4
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	4	0.001未満	2	0.001未満	4
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	2	0.005未満	2	0.005未満	2	0.005未満	2
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	4	0.004未満	4	0.004未満	4	0.004未満	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1未満	4	1未満	4	1未満	4	1未満	4
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.14	2	0.15	4	0.13	2	0.15	4
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	2	0.1未満	4	0.1未満	2	0.1未満	4
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002未満	2	0.002未満	4	0.002未満	2	0.002未満	4
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	2	0.005未満	4	0.005未満	2	0.005未満	4
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.004未満	2	0.004未満	4	0.004未満	2	0.004未満	4
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002未満	2	0.002未満	4	0.002未満	2	0.002未満	4
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	4	0.001未満	2	0.001未満	4
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	4	0.001未満	2	0.001未満	4
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	2	0.001未満	4	0.001未満	2	0.001未満	4
21	塩素酸	0.6mg/L以下	／	／	0.06未満	4	／	／	0.06未満	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	／	／	0.002未満	4	／	／	0.002未満	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	／	／	0.006未満	4	／	／	0.006未満	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	／	／	0.003未満	4	／	／	0.003未満	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	／	／	0.01未満	4	／	／	0.01未満	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	／	／	0.001未満	4	／	／	0.001未満	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	／	／	0.01未満	4	／	／	0.01未満	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	／	／	0.003未満	4	／	／	0.003未満	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	／	／	0.003未満	4	／	／	0.003未満	4
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	／	／	0.009未満	4	／	／	0.009未満	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	／	／	0.008未満	4	／	／	0.008未満	4
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02未満	2	0.02未満	2	0.02未満	2	0.04	2
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	4	0.03未満	4	0.03未満	4	0.03未満	4
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2	0.1未満	2
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	14.6	2	16.2	4	13.6	2	15.0	4
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4	0.008	4	0.005未満	4
38	塩化物イオン	200mg/L以下	15.6	4	16.0	4	14.2	4	15.1	4
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	76.9	2	78.3	4	82.8	2	80.6	4
40	蒸発残留物	500mg/L以下	142	2	150	4	146	2	151	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	2	0.02未満	4	0.02未満	2	0.02未満	4
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.01未満	2	0.01未満	4	0.01未満	2	0.01未満	4
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	2	0.0005未満	4	0.0005未満	2	0.0005未満	4
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	3mg/L以下	0.8	4	0.8	4	0.7	4	0.7	4
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	7.08	366	7.37	366	6.89	366	7.35	366
48	味	異常でないこと	／	／	異常なし	2927	／	／	異常なし	1464
49	臭気	異常でないこと	異常なし	2927	異常なし	2927	異常なし	1463	異常なし	1464
50	色度	5度以下	1.3	366	0.6	366	1.0	366	0.5未満	366
51	濁度	2度以下	0.02	366	0.01未満	366	0.02	366	0.01未満	366
—	残留塩素	0.1mg/L以上	／	／	0.75	366	／	／	0.73	366
—	水温	(℃)	17.7	366	17.8	366	17.6	366	17.6	366
—	電気伝導率	(mS/m)	25.0	366	25.3	366	24.9	366	25.3	366

大阪広域水道企業団受水			
伊 賀 受 水 場		西 浦 受 水 場	
平 均 値	回数	平 均 値	回数
0	1	0	1
不検出	1	不検出	1
0.0003未満	2	0.0003未満	2
0.00005未満	2	0.00005未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.005未満	1	0.005未満	1
0.004未満	2	0.004未満	2
0.001未満	1	0.001未満	1
1未満	1	1未満	1
0.08未満	4	0.08未満	4
0.1未満	2	0.1未満	2
0.002未満	2	0.002未満	2
0.005未満	2	0.005未満	2
0.004未満	2	0.004未満	2
0.002未満	2	0.002未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.001未満	2	0.001未満	2
0.07	1	0.07	1
0.002未満	1	0.002未満	1
0.006	1	0.006	1
0.003	1	0.003未満	1
0.01未満	1	0.01未満	1
0.004	1	0.004	1
0.02	1	0.02	1
0.003未満	1	0.003未満	1
0.008	1	0.006	1
0.009未満	1	0.009未満	1
0.008未満	1	0.008未満	1
0.1未満	1	0.1未満	1
0.02	1	0.02	1
0.03未満	1	0.03未満	1
0.1未満	1	0.1未満	1
12.8	2	13.0	2
0.005未満	1	0.005未満	1
13.6	1	13.2	1
37.3	4	37.6	4
92	4	97	4
0.02未満	2	0.02未満	2
0.000001未満	1	0.000001未満	1
0.000001未満	1	0.000001未満	1
0.01未満	4	0.01未満	4
0.0005未満	2	0.0005未満	2
0.8	1	0.8	1
7.32	53	7.32	52
異常なし	53	異常なし	52
異常なし	53	異常なし	52
0.5未満	53	0.5未満	52
0.1未満	53	0.1未満	52
0.79	366	0.80	366
18.7	53	19.2	52
17.0	53	16.8	52

備考

pH･電気伝導率計
水質試験室(石川浄水場)

	採水場所		末端給水栓					
			高区上部系		高区下部系		壺井系	
			西浦4丁目		埴生野1121番地		駒ヶ谷763番地	
	検査項目	基準値	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数
1	一般細菌	100個/ml以下	0	12	0	12	0	12
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	不検出	12	不検出	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	－	－	－	－	－	－
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	－	－	－	－	－	－
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	－	－	－	－	－	－
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	－	－	－	－	－	－
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	2	0.005未満	4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	－	－	－	－	－	－
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1未満	12	1未満	12	1未満	12
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	－	－	－	－	－	－
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	－	－	－	－	－	－
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	－	－	－	－	－	－
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	－	－	－	－	－	－
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	－	－	－	－	－	－
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	－	－	－	－	－	－
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	－	－	－	－	－	－
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	－	－	－	－	－	－
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	－	－	－	－	－	－
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	4	0.06未満	4	0.06未満	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	4	0.002未満	4	0.002未満	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.006未満	4	0.006未満	4	0.006未満	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.01未満	4	0.01未満	4	0.01未満	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	4	0.001未満	4	0.001未満	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.02	4	0.02	4	0.02	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	4	0.003未満	4	0.003未満	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.007	4	0.007	4	0.007	4
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.009未満	4	0.009未満	4	0.009未満	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	4	0.008未満	4	0.008未満	4
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	4	0.1未満	2	0.1未満	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02	4	0.03	4	0.03	4
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	12	0.03未満	12	0.03未満	12
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	0.1未満	4	0.1未満	2	0.1未満	4
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	－	－	－	－	－	－
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12
38	塩化物イオン	200mg/L以下	16.9	12	16.9	12	15.6	12
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	78.9	4	80.3	4	84.0	4
40	蒸発残留物	500mg/L以下	147	4	147	4	156	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	－	－	－	－	－	－
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	1	0.000001未満	1	0.000001未満	1
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	－	－	－	－	－	－
45	フェノール類	0.005mg/L以下	－	－	－	－	－	－
46	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	3mg/L以下	0.7	12	0.7	12	0.6	12
47	ｐＨ値	5.8以上8.6以下	7.5	12	7.5	12	7.5	12
48	味	異常でないこと	異常なし	366	異常なし	366	異常なし	366
49	臭気	異常でないこと	異常なし	366	異常なし	366	異常なし	366
50	色度	５度以下	0.5未満	12	0.5未満	12	0.5未満	12
51	濁度	２度以下	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12
—	残留塩素	0.1mg/L以上	0.44	366	0.34	366	0.37	366
—	水温	(℃)	20.5	12	20.2	12	19.4	12
—	電気伝導率	(mS/m)	25.4	12	25.3	12	25.2	12

末端給水栓			
低区系(東地区)		低区系(西地区)	
碓井4丁目383番地		島 泉 8 丁 目	
平 均 値	回数	平 均 値	回数
0	12	0	12
不検出	12	不検出	12
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－
0.001未満	4	0.001未満	4
－	－	－	－
0.005未満	2	0.005未満	2
－	－	－	－
0.001未満	4	0.001未満	4
1未満	12	1未満	12
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－
－	－	－	－
0.06未満	4	0.06未満	4
0.002未満	4	0.002未満	4
0.006未満	4	0.006未満	4
0.003未満	4	0.003未満	4
0.01未満	4	0.01未満	4
0.001未満	4	0.001未満	4
0.02	4	0.02	4
0.003未満	4	0.003未満	4
0.007	4	0.006	4
0.009未満	4	0.009未満	4
0.008未満	4	0.008未満	4
0.1未満	2	0.1未満	2
0.02未満	2	0.02未満	2
0.03未満	12	0.03未満	12
0.1未満	2	0.1未満	2
－	－	－	－
0.005未満	12	0.005未満	12
16.2	12	16.3	12
55.2	4	53.9	4
113	4	114	4
－	－	－	－
0.000001未満	1	0.000001未満	1
0.000001未満	1	0.000001未満	1
－	－	－	－
－	－	－	－
0.7	12	0.7	12
7.4	12	7.4	12
異常なし	366	異常なし	366
異常なし	366	異常なし	366
0.5未満	12	0.5未満	12
0.1未満	12	0.1未満	12
0.52	366	0.58	366
20.4	12	20.0	12
20.4	12	20.4	12

5. 水質管理目標設定項目検査成績表(浄・受水場・末端給水栓　令和元年度)

採水場所			浄水場							
			石川浄水場				壺井浄水場			
			原水		浄水		原水		浄水	
No.	検査項目	目標値	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	－	－	0.002未満	1	－	－	0.002未満	1
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	－	－	0.0002未満	1	－	－	0.0002未満	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	－	－	0.002未満	1	－	－	0.002未満	1
4	欠番									
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	－	－	0.0004未満	1	－	－	0.0004未満	1
6	欠番									
7	欠番									
8	トルエン	0.4mg/L以下	－	－	0.04未満	1	－	－	0.04未満	1
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	－	－	0.008未満	1	－	－	0.008未満	1
10	※亜塩素酸	0.6mg/l以下								
11	欠番									
12	※二酸化塩素	0.6mg/L以下								
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	／	／	0.001未満	1	／	／	0.001未満	1
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	／	／	0.002未満	1	／	／	0.002未満	1
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として，1以下	－	－	0.01未満	1	－	－	0.01未満	1
16	残留塩素	1mg/L以下	／	／	0.75	366	／	／	0.73	366
17	カルシウム，マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	76.9	2	78.3	4	82.8	2	80.6	4
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.005未満	4	0.005未満	4	0.008	4	0.005未満	4
19	遊離炭酸	20mg/L以下	－	－	7.0	1	－	－	6.2	1
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	－	－	0.03未満	1	－	－	0.03未満	1
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	－	－	0.002未満	1	－	－	0.002未満	1
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	－	－	1.3	1	－	－	1.3	1
23	臭気強度(TON)	3以下	－	－	1	1	－	－	1	1
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	142	2	150	4	146	2	151	4
25	濁度	1度以下	0.02	366	0.01未満	366	0.02	366	0.01未満	366
26	pH値	7.5程度	7.08	366	7.37	366	6.89	366	7.35	366
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	－	－	-0.8	4	－	－	-0.8	4
28	従属栄養細菌	2000個/ml以下	－	－	－	－	－	－	－	－
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	－	－	0.01未満	1	－	－	0.01未満	1
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	0.02未満	2	0.02未満	2	0.02未満	2	0.04	2

※No.10及び12は、二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。

卓上型濁色度計　水質試験室(石川浄水場)

大阪広域水道企業団受水				末端給水栓									
伊賀受水場		西浦受水場		高区上部系		高区下部系		壺井系		低区系			
				西浦4丁目		埴生野1121番地		駒ヶ谷763番地		稚井4丁目		島泉8丁目	
平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数
0.002未満	1	0.002未満	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
0.0002未満	1	0.0002未満	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
0.002未満	1	0.002未満	1	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2
0.0004未満	1	0.0004未満	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
0.04未満	1	0.04未満	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
0.008未満	1	0.008未満	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。													
二酸化塩素未使用により、検査の対象外とする。													
0.001未満	1	0.001未満	1	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2	0.001未満	2
0.002	1	0.002	1	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2	0.002未満	2
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
0.79	366	0.80	366	0.44	366	0.34	366	0.37	366	0.52	366	0.58	366
37.3	4	37.6	4	78.9	4	80.3	4	84.0	4	55.2	4	53.9	4
0.005未満	1	0.005未満	1	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12	0.005未満	12
3.3	1	3.3	1	6.0	1	5.7	1	6.0	1	4.8	1	5.5	1
0.03未満	1	0.03未満	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
0.002未満	1	0.002未満	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	1.6	1	1.3	1	1.2	1	1.3	1	1.4	1
3	1	3	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
92	4	97	4	147	4	147	4	156	4	113	4	114	4
0.02	53	0.02	52	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12	0.1未満	12
7.32	53	7.32	52	7.5	12	7.5	12	7.5	12	7.4	12	7.4	12
-1.7	4	-1.7	4	-0.8	4	-0.7	4	-0.7	4	-1.1	4	-1.2	4
－	－	－	－	49	1	0	1	2	1	0	1	2	1
0.01未満	1	0.01未満	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
0.02	1	0.02	1	0.02	4	0.03	4	0.03	4	0.02未満	2	0.02未満	2

連続水質測定計器　石川浄水場

6. 農薬項目検査成績表（浄水場　令和元年度）

（検出値単位:mg/ℓ）
（検出指標値単位:－）

採水場所				浄水場					
				石川浄水場			壺井浄水場		
				浄水			浄水		
検査項目		用途	目標値(mg/L)	平均検出値	検出指標値	回数	平均検出値	検出指標値	回数
1	1，3―ジクロロプロペン（D―D）	殺虫剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
2	2，2―DPA（ダラポン）	除草剤	0.08	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
3	2，4―D（2，4―PA）	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
4	EPN	殺虫剤	0.004	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
5	MCPA	除草剤	0.005	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
6	アシュラム	除草剤	0.9	0.009未満	0.00	1	0.009未満	0.00	1
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
8	アトラジン	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
9	アニロホス	除草剤	0.003	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	－	－	－	－	－	－
11	アラクロール	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
14	イソプロカルブ（MIPC）	殺虫剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
15	イソプロチオラン（IPT）	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
16	イプロベンホス（IBP）	殺菌剤	0.09	0.0009未満	0.00	1	0.0009未満	0.00	1
17	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	－	－	－	－	－	－
18	インダノファン	除草剤	0.009	0.00009未満	0.00	1	0.00009未満	0.00	1
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
20	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
21	エンドスルファン（ベンゾエピン）	殺虫剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
22	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
23	オキシン銅（有機銅）	殺虫剤・殺菌剤	0.03	0.0004未満	0.00	1	0.0004未満	0.00	1
24	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
25	カズサホス	殺虫剤	0.0006	－	－	－	－	－	－
26	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	0.00008未満	0.00	1	0.00008未満	0.00	1
27	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
28	カルバリル（NAC）	殺虫剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
29	カルボフラン	代謝物	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
30	キノクラミン（ACN）	除草剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
31	キャプタン	殺菌剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
32	クミルロン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
33	グリホサート	除草剤	2	0.02未満	0.00	1	0.02未満	0.00	1
34	グリホシネート	除草剤・植物成長調整剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
35	クロメプロップ	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
36	クロルニトロフェン（CNP）	除草剤	0.0001	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
37	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
38	クロロタロニル（TPN）	殺虫剤・殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
39	シアナジン	除草剤	0.001	0.00001未満	0.00	1	0.00001未満	0.00	1
40	シアノホス（CYAP）	殺虫剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1

採水場所				浄水場					
				石川浄水場			壺井浄水場		
				浄水			浄水		
検査項目		用途	目標値(mg/L)	平均検出値	検出指標値	回数	平均検出値	検出指標値	回数
41	ジウロン（ＤＣＭＵ）	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
42	ジクロベニル（ＤＢＮ）	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
43	ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	殺虫剤	0.008	0.00008未満	0.00	1	0.00008未満	0.00	1
44	ジクワット	除草剤	0.005	－	－	－	－	－	－
45	ジスルホトン（エチルチオメトン）	殺虫剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
46	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
47	ジチオピル	除草剤	0.009	0.00009未満	0.00	1	0.00009未満	0.00	1
48	シハロホップブチル	除草剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1
49	シマジン（ＣＡＴ）	除草剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
50	ジメタメトリン	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
51	ジメトエート	殺虫剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
52	シメトリン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
53	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003	0.00003未満	0.00	1	0.00003未満	0.00	1
54	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.8	0.008未満	0.00	1	0.008未満	0.00	1
55	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
56	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
57	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
58	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	0.0008未満	0.00	1	0.0008未満	0.00	1
59	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
60	チオベンカルブ	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
61	テフリルトリオン	除草剤	0.002	0.00002未満	0.00	1	0.00002未満	0.00	1
62	テルブカルブ（ＭＢＰＭＣ）	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
63	トリクロピル	除草剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1
64	トリクロルホン（ＤＥＰ）	殺虫剤	0.005	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
65	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
66	トリフルラリン	除草剤	0.06	0.0006未満	0.00	1	0.0006未満	0.00	1
67	ナプロパミド	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
68	パラコート	除草剤	0.005	―	－	－	―	－	－
69	ピペロホス	除草剤	0.0009	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
70	ピラクロニル	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
71	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
72	ピラゾリネート（ピラゾレート）	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
73	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
74	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
75	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
76	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	0.000005未満	0.00	1	0.000005未満	0.00	1
77	フェニトロチオン（ＭＥＰ）	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
78	フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	殺虫剤・殺菌剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
79	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	―	－	－	―	－	－
80	フェンチオン（ＭＰＰ）	殺虫剤	0.006	0.00006未満	0.00	1	0.00006未満	0.00	1

採水場所				浄水場					
				石川浄水場			壺井浄水場		
				浄水			浄水		
検査項目		用途	目標値(mg/L)	平均検出値	検出指標値	回数	平均検出値	検出指標値	回数
81	フェントエート（ＰＡＰ）	殺虫剤・殺菌剤	0.007	0.00007未満	0.00	1	0.00007未満	0.00	1
82	フェントラザミド	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
83	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
84	ブタクロール	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
85	ブタミホス	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
86	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
87	フルアジナム	殺菌剤	0.03	－	－	－	－	－	－
88	プレチラクロール	除草剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
89	プロシミドン	殺菌剤	0.09	0.0009未満	0.00	1	0.0009未満	0.00	1
90	プロチオホス	殺虫剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
91	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
92	プロピザミド	除草剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
93	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
94	ブロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
95	ベノミル	殺菌剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
96	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
97	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09	0.0009未満	0.00	1	0.0009未満	0.00	1
98	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
99	ベンタゾン	除草剤	0.2	0.002未満	0.00	1	0.002未満	0.00	1
100	ペンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	0.3	0.003未満	0.00	1	0.003未満	0.00	1
101	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.04	0.0004未満	0.00	1	0.0004未満	0.00	1
102	ベンフルラリン（ベスロジン）	除草剤	0.01	0.0001未満	0.00	1	0.0001未満	0.00	1
103	ベンフレセート	除草剤	0.07	0.0007未満	0.00	1	0.0007未満	0.00	1
104	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	－	－	－	－	－	－
105	マラチオン（マラソン）	殺虫剤	0.7	0.007未満	0.00	1	0.007未満	0.00	1
106	メコプロップ（ＭＣＰＰ）	除草剤	0.05	0.0005未満	0.00	1	0.0005未満	0.00	1
107	メソミル	殺虫剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
108	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2	0.002未満	0.00	1	0.002未満	0.00	1
109	メチダチオン（ＤＭＴＰ）	殺虫剤	0.004	0.00004未満	0.00	1	0.00004未満	0.00	1
110	メトミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	0.0004未満	0.00	1	0.0004未満	0.00	1
111	メトリブジン	除草剤	0.03	0.0003未満	0.00	1	0.0003未満	0.00	1
112	メフェナセット	除草剤	0.02	0.0002未満	0.00	1	0.0002未満	0.00	1
113	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	0.001未満	0.00	1	0.001未満	0.00	1
114	モリネート	除草剤	0.005	0.00005未満	0.00	1	0.00005未満	0.00	1
検出指標値（検出値／目標値）の総和		－	1	－	0.01未満	106	－	0.01未満	106

7. 浄・受水場・水質基準項目グラフ(令和元年度)

No.	水　質　基　準　項　目	水 質 基 準 値
1	一般細菌	100 個以下/ml
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	1 mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下
21	塩素酸	0.6 mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下
26	臭素酸	0.01 mg/L以下
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	1 mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下
35	銅及びその化合物	1 mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下
38	塩化物イオン	200 mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下
40	蒸発残留物	500 mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下
45	フェノール類	0.005 mg/L以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下
47	pH値	5.8以上 8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5 度以下
51	濁度	2 度以下

水質基準項目検査回数

	石川 浄水場 浄水	壺井 浄水場 浄水	伊賀 受水場 受水	西浦 受水場 受水	計 (回) 〜
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	2	2	12
	4	4	2	2	12
	4	4	2	2	12
	2	2	2	2	8
	4	4	2	2	12
	2	2	1	1	6
	4	4	2	2	12
	2	2	1	1	6
	4	4	1	1	10
	4	4	4	4	16
	4	4	2	2	12
	4	4	2	2	12
	4	4	2	2	12
	4	4	2	2	12
	4	4	2	2	12
	4	4	2	2	12
	4	4	2	2	12
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	2	2	1	1	6
	2	2	1	1	6
	4	4	1	1	10
	2	2	1	1	6
	4	4	2	2	12
	4	4	1	1	10
	4	4	1	1	10
	4	4	4	4	16
	4	4	4	4	16
	4	4	2	2	12
	1	1	1	1	4
	1	1	1	1	4
	4	4	4	4	16
	4	4	2	2	12
	4	4	1	1	10
	366	366	53	52	837
	2,927	1,464	53	52	4,496
	2,927	1,464	53	52	4,496
	366	366	53	52	837
	366	366	53	52	837
合計	7,118	4,192	340	335	11,985

令和元年度水質基準項目%表示グラフ
(基準値が100%・10%以上を記載)

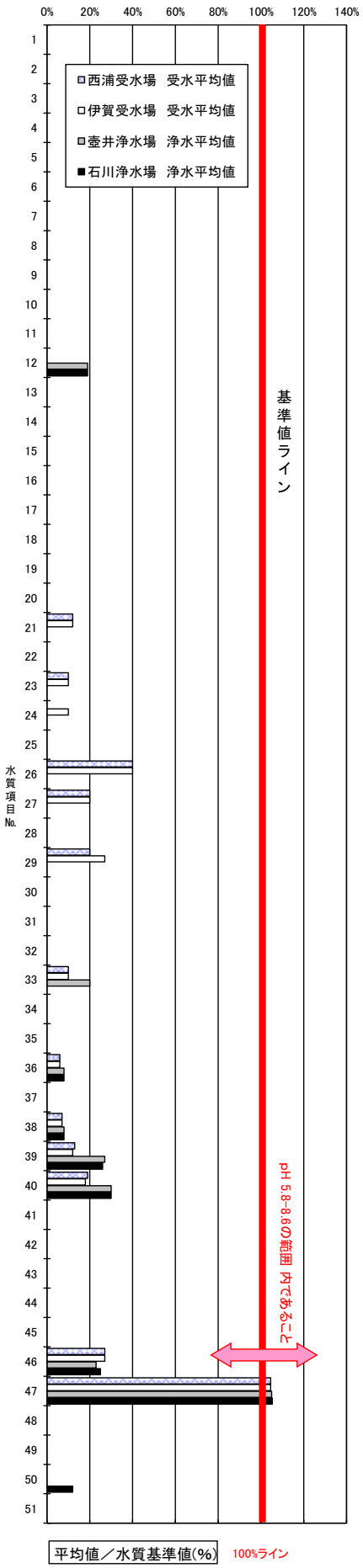

Ⅶ　施　　設

緊急遮断弁（高区配水池）

1．水道施設・配水区域図

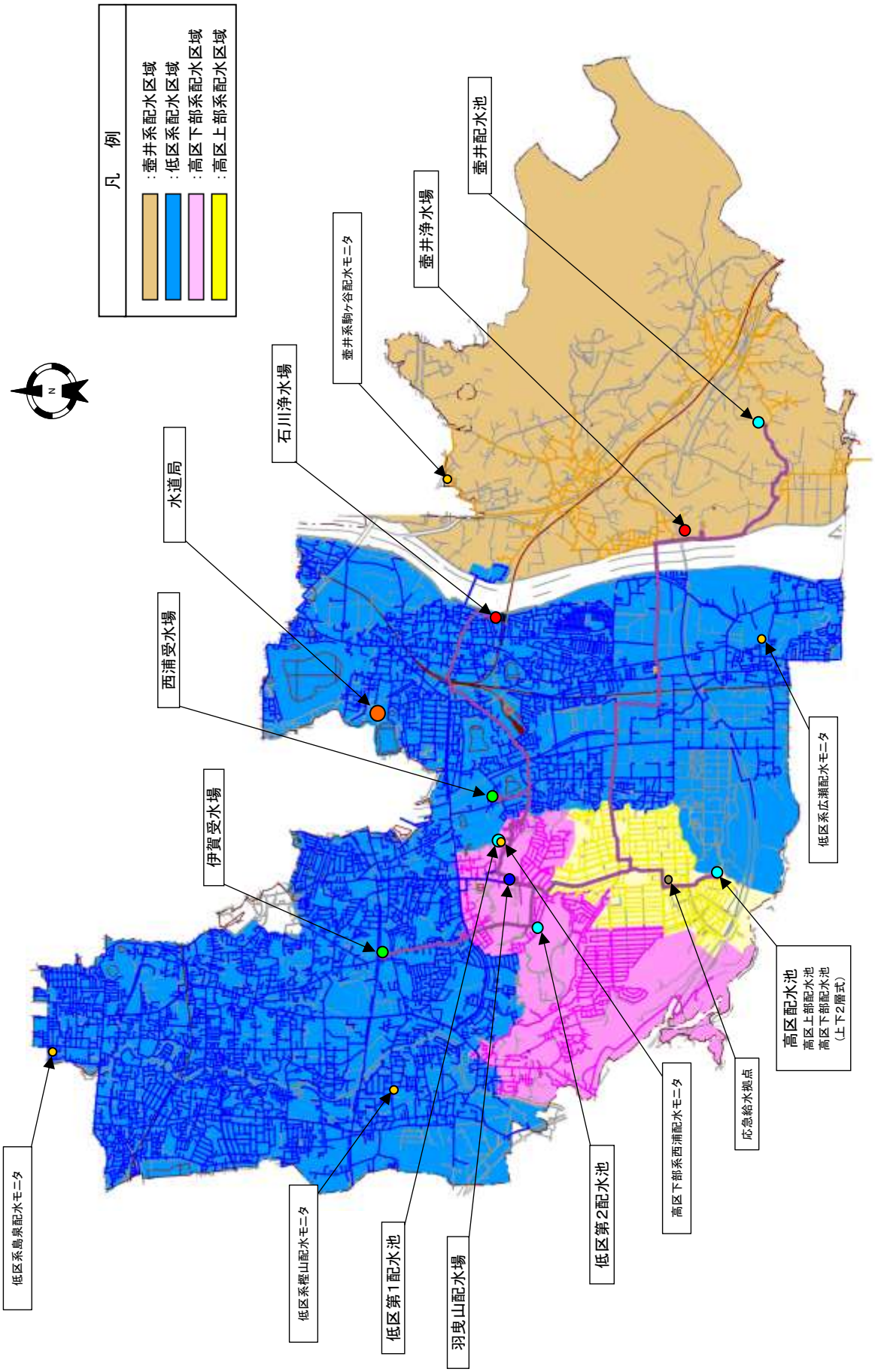
凡　例
：壺井系配水区域
：低区系配水区域
：高区下部系配水区域
：高区上部系配水区域
N
壺井配水池
壺井浄水場
壺井系駒ヶ谷配水モニタ
石川浄水場
水道局
西浦受水場
伊賀受水場
低区系島泉配水モニタ
低区系樫山配水モニタ
低区第1配水池
羽曳山配水場
低区第2配水池
高区下部系西浦配水モニタ
応急給水拠点
高区配水池
高区上部配水池
高区下部配水池
（上下2層式）
低区系広瀬配水モニタ

2．送 配 水 系 統 図

標高値：T．P．
令和2年3月31日現在

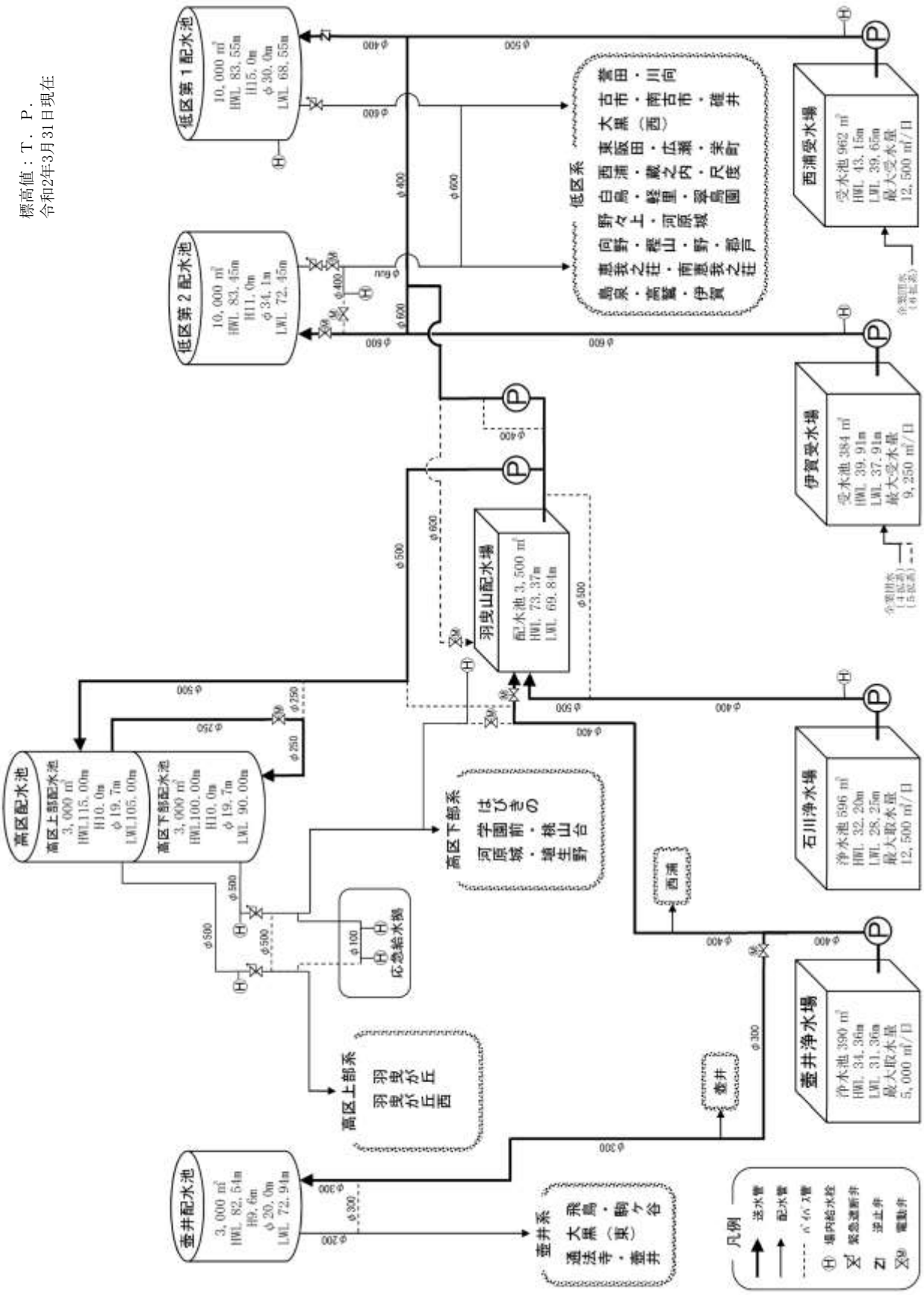

3．集中管理システム

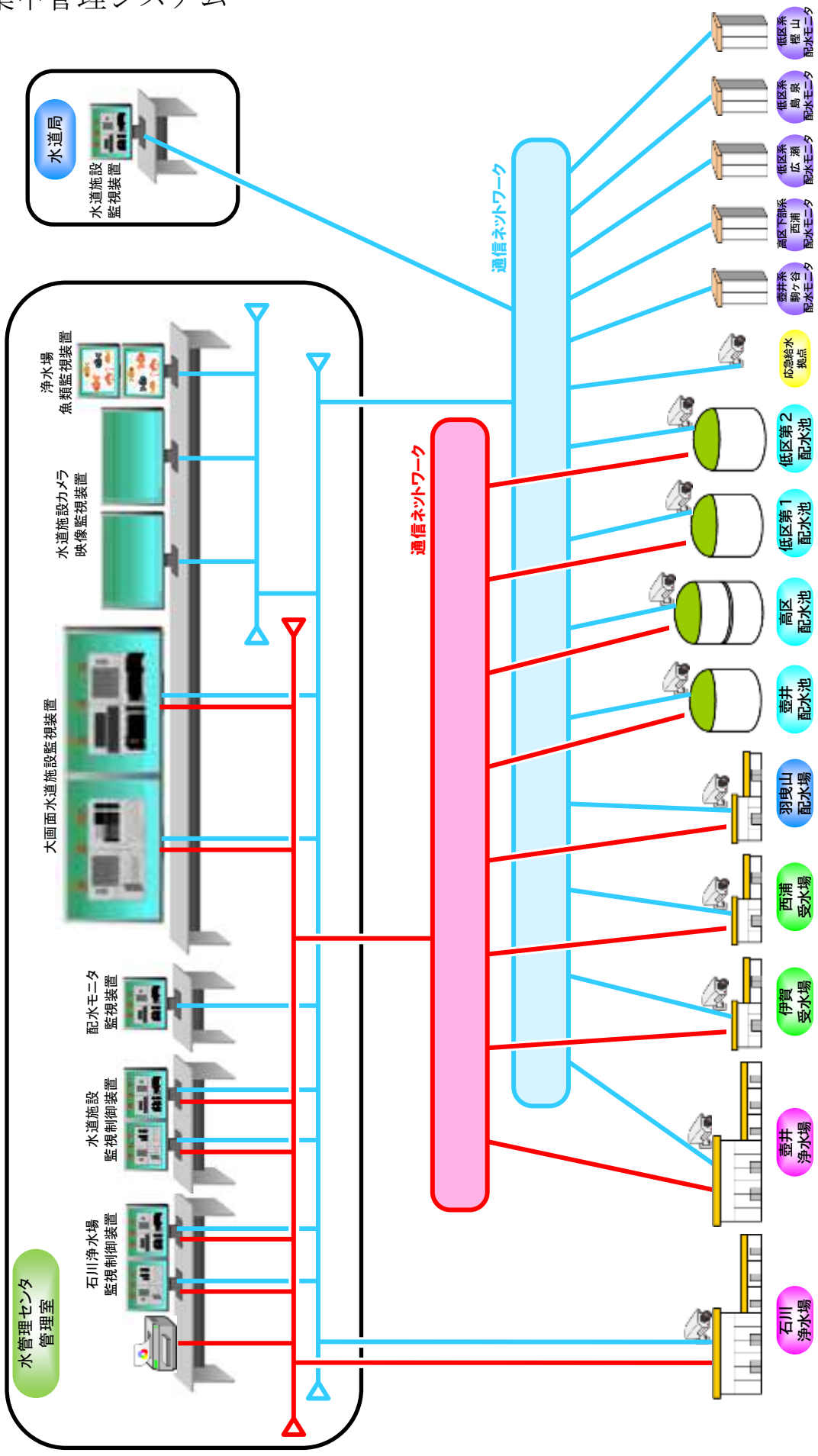
水道局
水道施設
監視装置
通信ネットワーク
通信ネットワーク
水管理センタ
管理室
石川浄水場
監視制御装置
水道施設
監視制御装置
配水モニタ
監視装置
大画面水道施設監視装置
水道施設カメラ
映像監視装置
浄水場
魚類監視装置
壺井系
駒ヶ谷
配水モニタ
高区下部系
西浦
配水モニタ
低区系
広瀬
配水モニタ
低区系
島泉
配水モニタ
低区系
檪山
配水モニタ
応急給水
拠点
低区第２
配水池
低区第１
配水池
高区
配水池
壺井
配水池
羽曳山
配水場
西浦
受水場
伊賀
受水場
壺井
浄水場
石川
浄水場

(1) 石 川 浄 水 場

施設概要　（平成２８年３月竣工）

１．位　　置　　羽曳野市古市３丁目１０番４号
２．施設能力　　１３，０００m³／日（最大取水量１２，５００m３／日）
３．水　　源　　伏流水（大和川水系石川）
　　許可取水量　最大　０．１５０m³／秒
　　一日最大　１２，５００m³／日
４．ポンプ設備　　取水ポンプ　３０kW・・・３台
　　送水ポンプ　７５kW・・・４台
５．急速ろ過池　サイフォン式急速ろ過方式・・・４池
　　鉄筋コンクリート造
　　（ろ過面積２９．６m² ろ過速度１１０m/日）×４池
６．紫外線照射装置　内照式管路密閉型・・・２基
　　低圧高出力アマルガムランプ×６本/基
７．浄水池　　鉄筋コンクリート造　・・・２池
　　有効容量　５９６m³
８．排水処理　　上向流移動床式砂ろ過器×２基　処理水：公共下水放流
９．非常用自家発電設備　原動機 ディーゼル式
　　発電機 ３φ３W６，６００V ３５０kVA

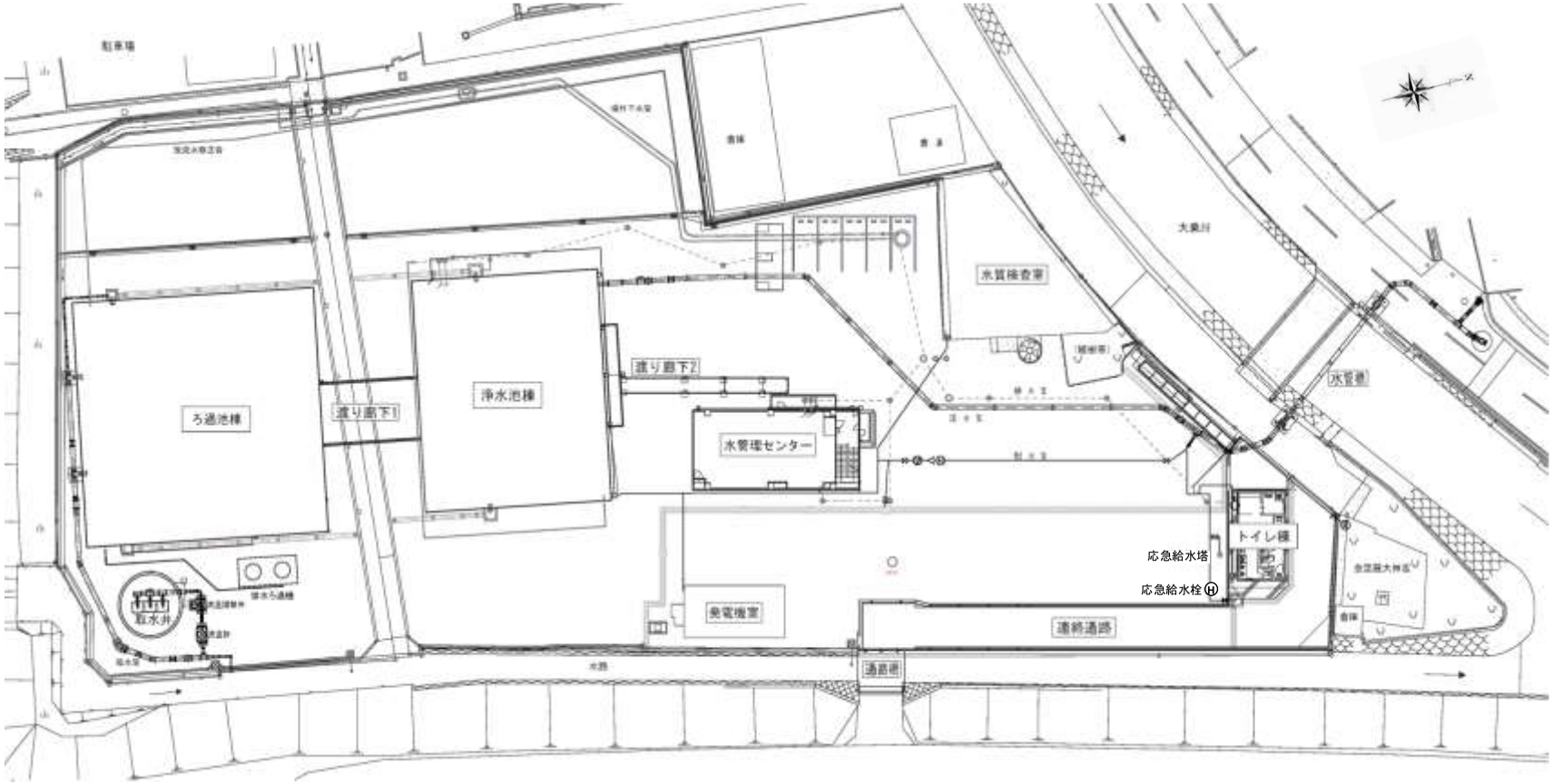

石川浄水場　水処理フロー図

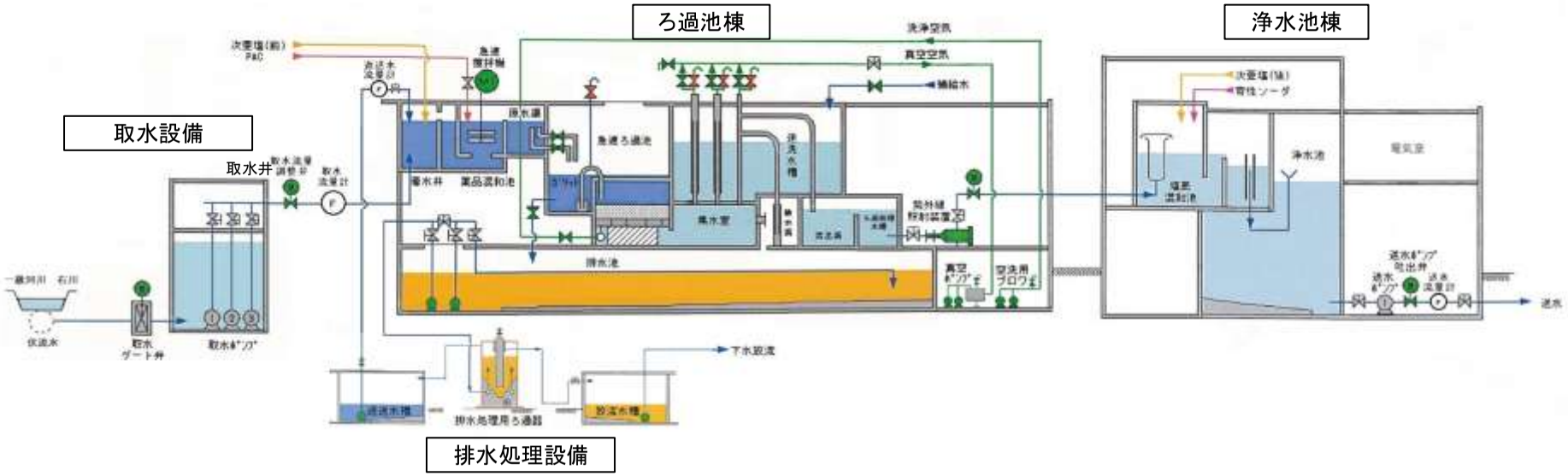

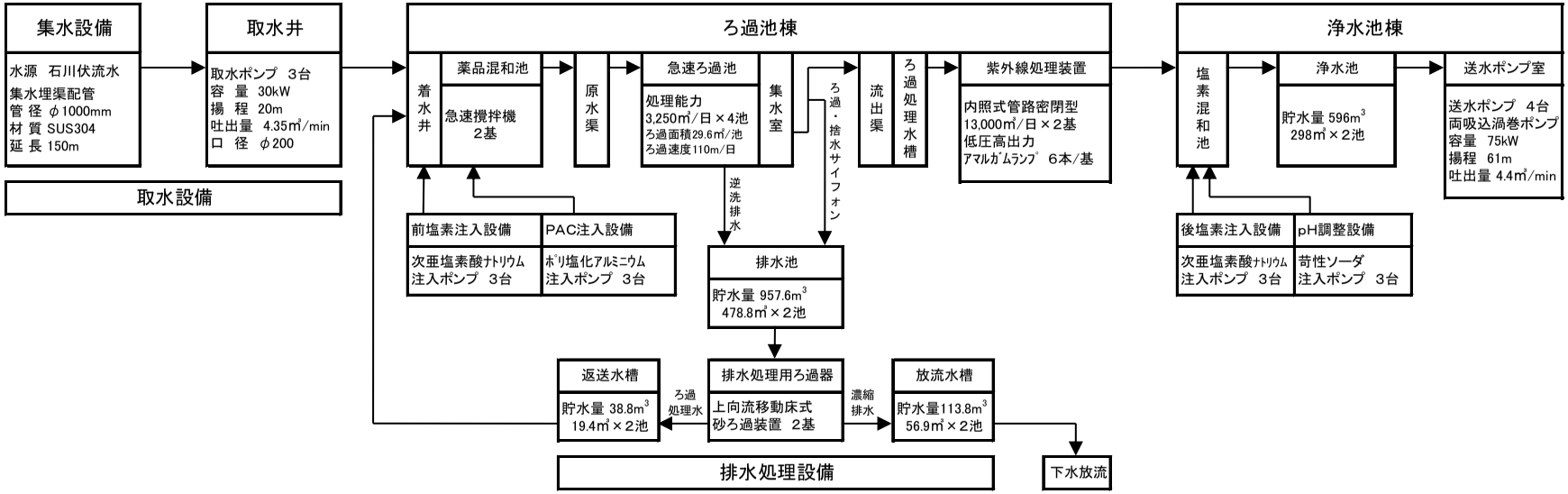

(2) 壺 井 浄 水 場

施設概要　（昭和４８年３月竣工）

１．位　　置　　羽曳野市壺井１５４番地の１

２．施設能力　　５，０００m³／日（最大取水量５，０００m³／日）

３．水　　源　　浅井戸　円形鉄筋コンクリート造・・・１井
（内径６ｍ　深さ１３ｍ）
伏流水（大和川水系石川）
許可取水量　最大　０．００８５m³／秒
一日最大　７３０m³／日

４．ポンプ設備　取水ポンプ　２２ｋＷ・・・２台
送水ポンプ　４５ｋＷ・・・３台、２２ｋＷ・・・１台

５．沈でん池　　横流式凝集沈でん池・・・２池
鉄筋コンクリート造
（長さ１８ｍ　幅６ｍ　深さ３ｍ）×２池

６．急速ろ過池　屋内ハーディンジ式・・・３池
鉄筋コンクリート造
（ろ過面積２２．３m²　ろ過速度　１２０m／日）×３池

７．浄 水 池　　鉄筋コンクリート造　・・・２池
有効容量　１９５m³×２池

８．排 泥 池　　鉄筋コンクリート造・・・１池
有効容量　２４０m³×１池

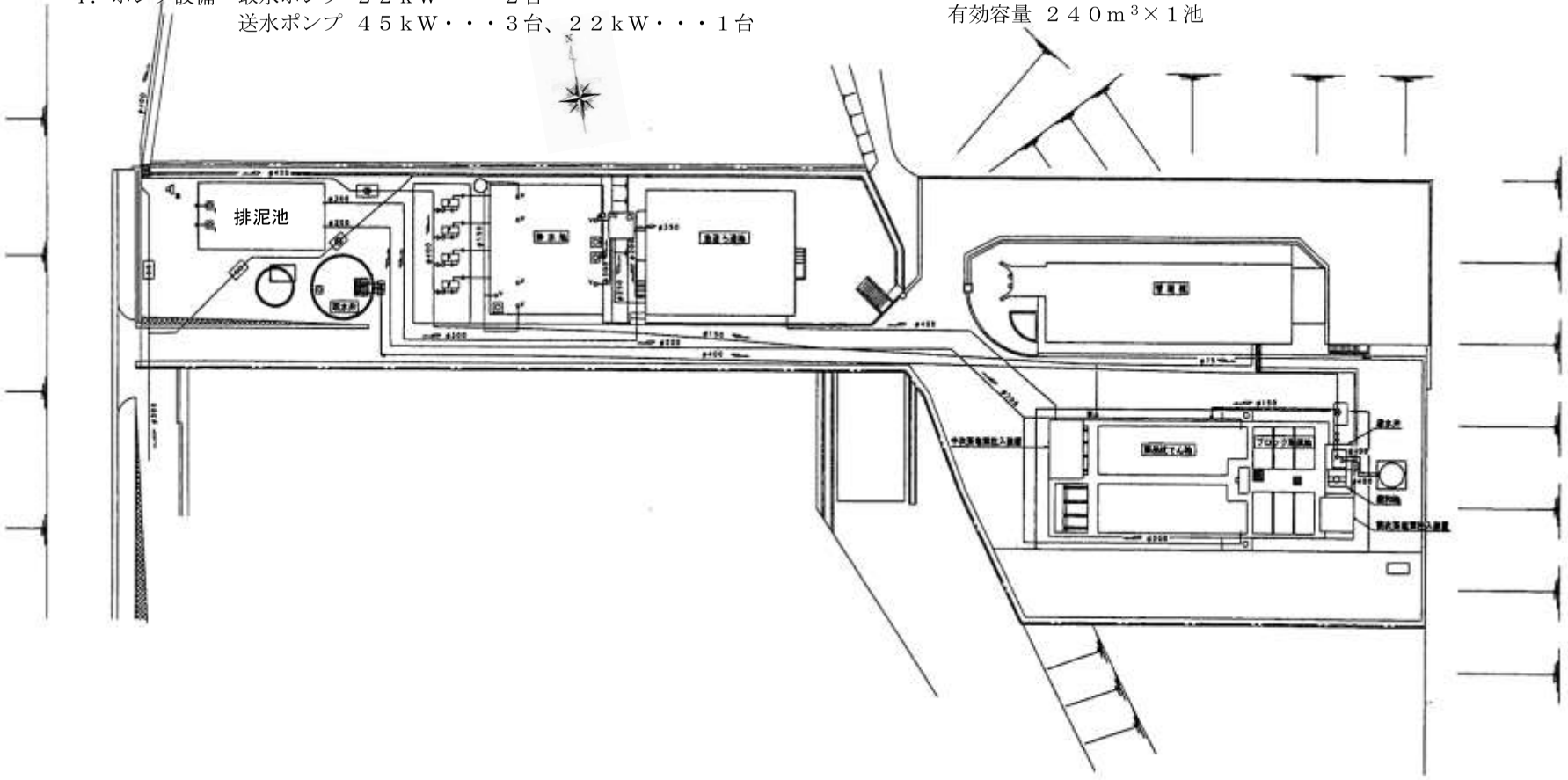

壺井浄水場　水処理フロー図

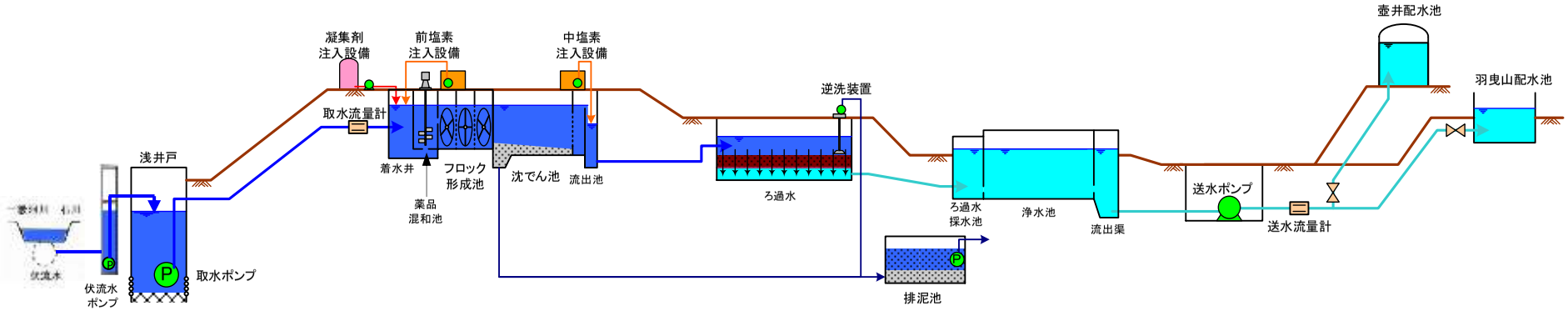

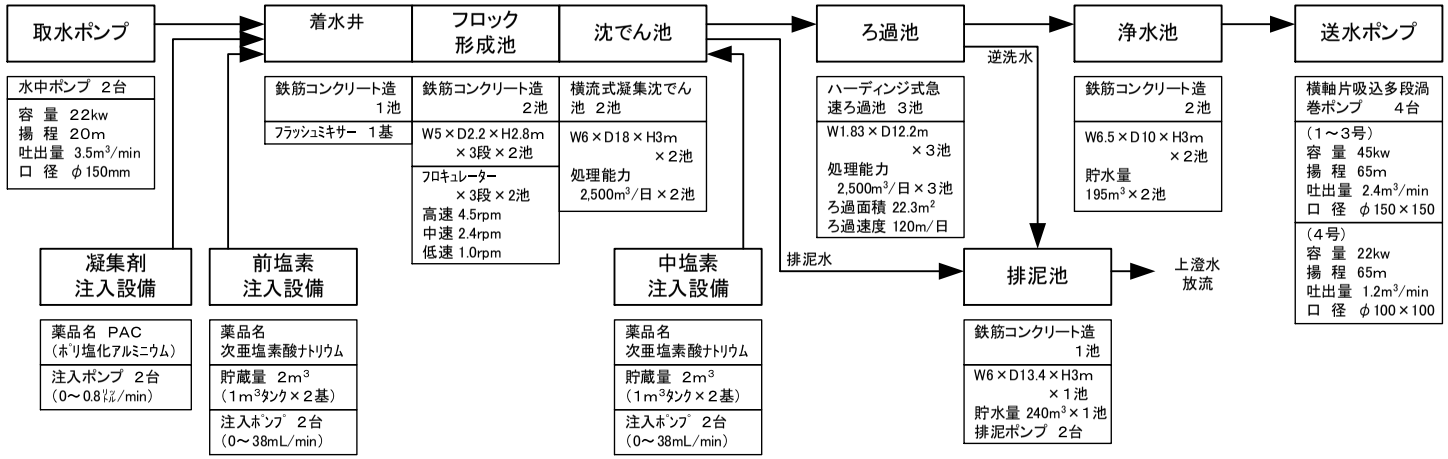

(3)伊 賀 受 水 場

施設概要　（昭和４２年３月竣工、昭和６２年７月改良）

１．位　　置　　羽曳野市伊賀３丁目１７番１０号
２．施設能力　　２６，０００ｍ^3／日
３．計画分水量　　９，２５０ｍ^3／日
４．ポンプ設備　７５ｋＷ・・・３台
　　４５ｋＷ・・・１台
５．受水池　　鉄筋コンクリート造・・・１池
　　有効容量３８４ｍ^3×１池

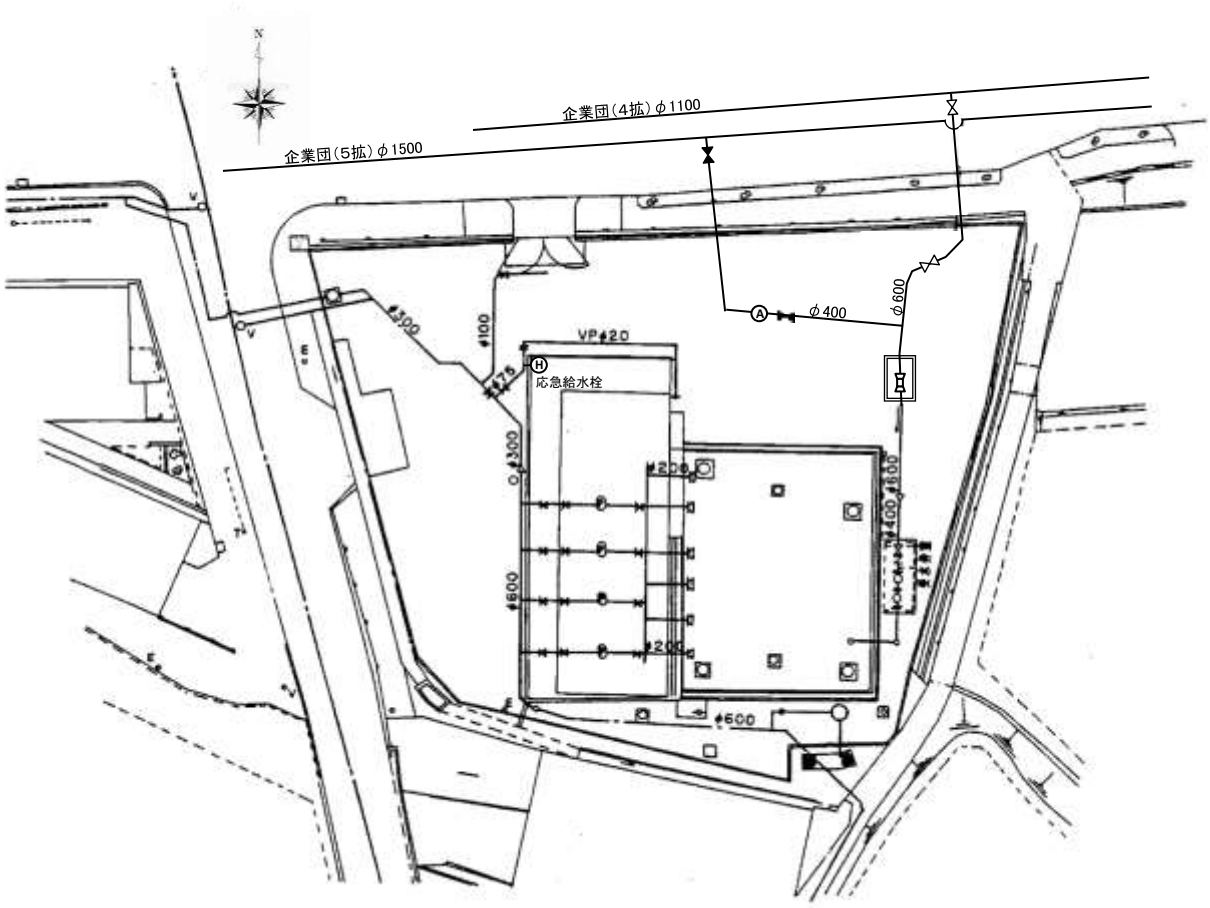

(4)西 浦 受 水 場

施設概要　（昭和５９年１１月竣工）

１．位　　置　　羽曳野市西浦６丁目４６５番地の３
２．施設能力　　３０，０００ｍ³／日
３．計画分水量　　１２，５００ｍ³／日
４．ポンプ設備　　７５ｋＷ・・・３台
　　４５ｋＷ・・・２台
５．受水池　　鉄筋コンクリート造
　　有効容量４８１ｍ³×２池
６．非常用発電設備　原動機　ディーゼル式
　　発電機　３φ３Ｗ　６，６００Ｖ　４００ｋＶＡ

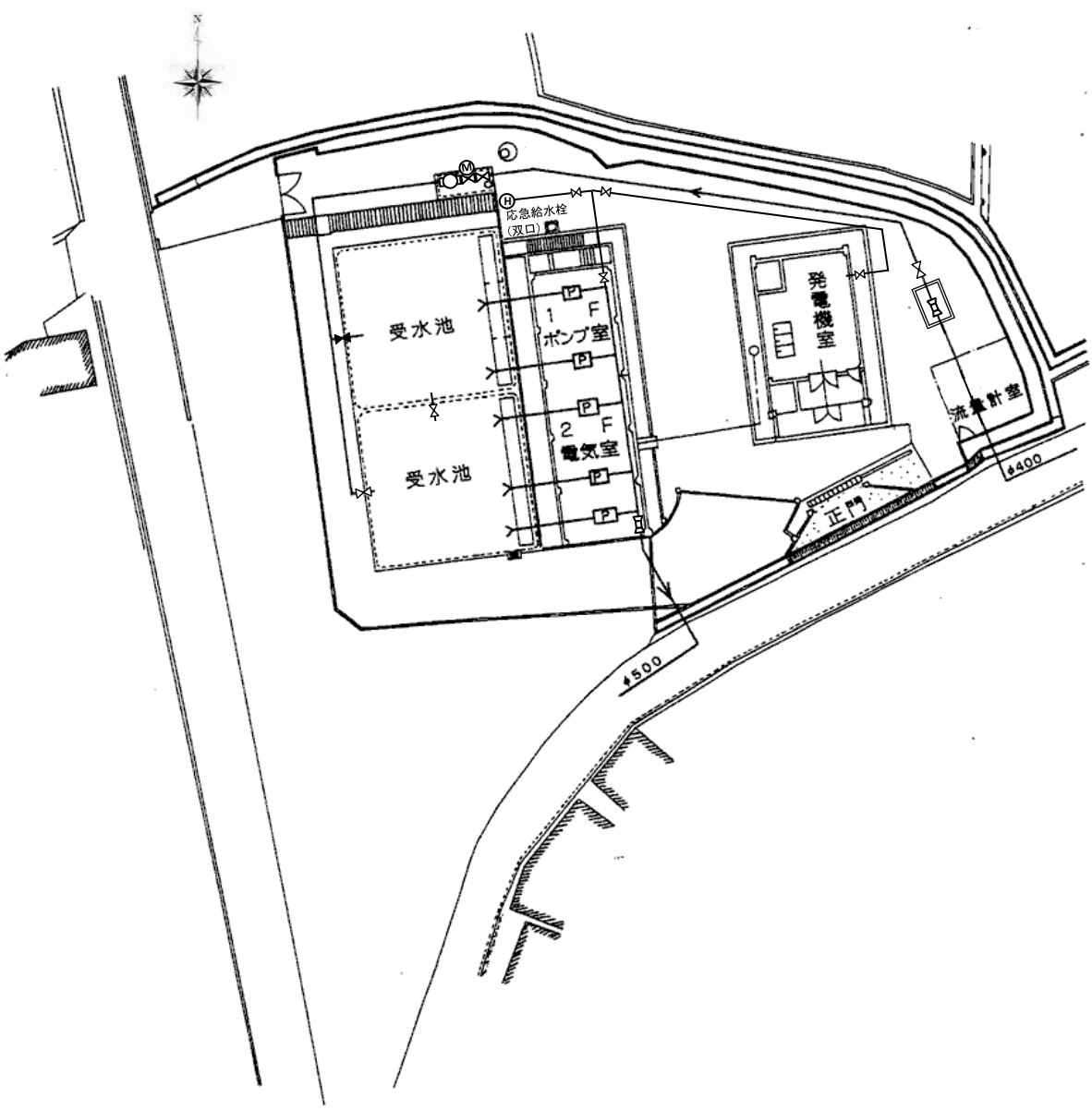

(5)羽 曳 山 配 水 場

施設概要　（昭和３９年３月竣工、平成２年１０月改良）

１．位　　置　　羽曳野市はびきの２丁目８番２０号

２．配 水 池　　鉄筋コンクリート造・・・１池

　　有効容量３，５００ｍ^3×１池

３．ポンプ設備　　低区送水　　６０ｋＷ・・・２台

　　高区送水　１１０ｋＷ・・・２台

４．非常用発電設備　原動機　ディーゼル式

　　発電機　３φ３Ｗ　６，６００Ｖ　５００ｋＶＡ

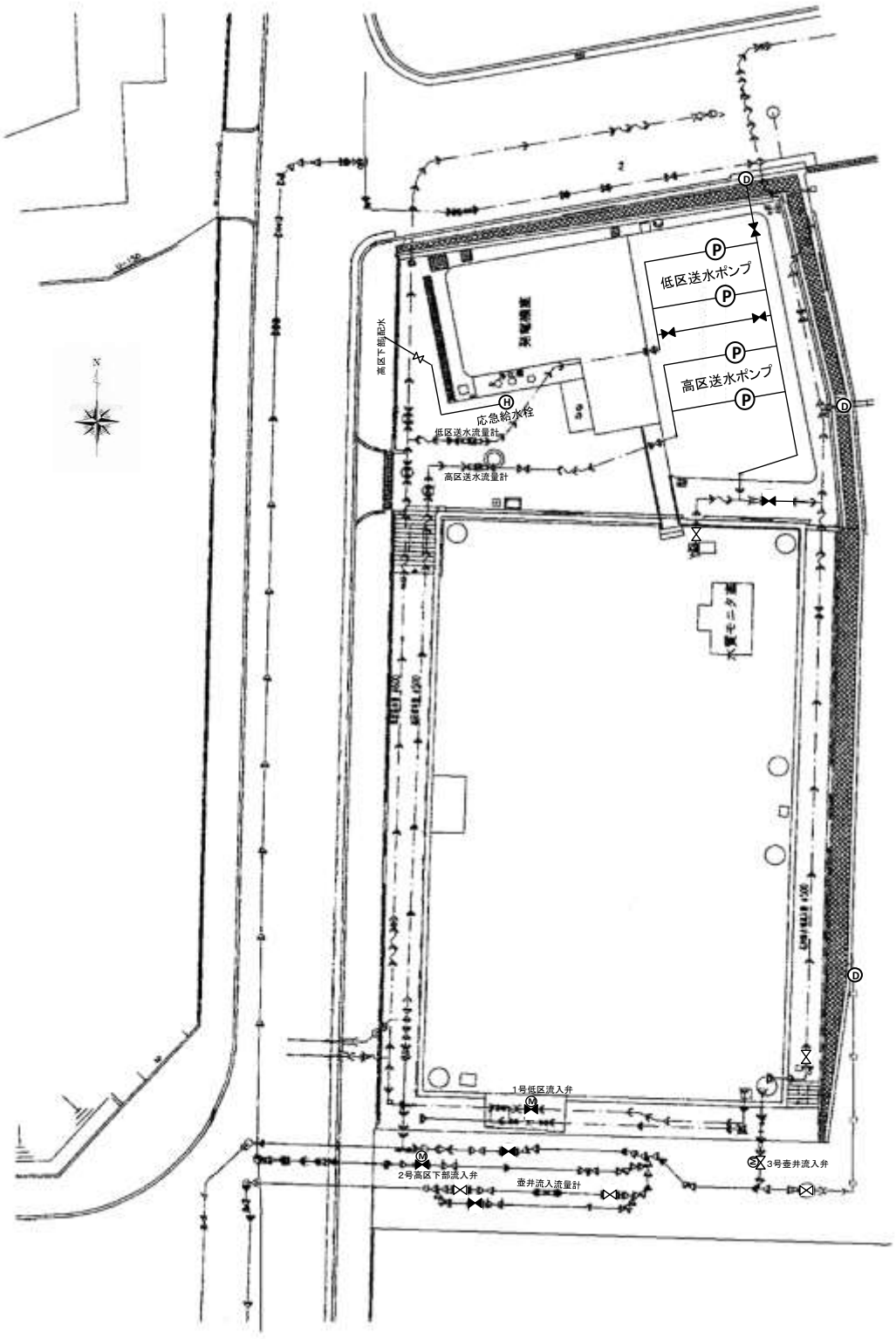

(6)壺 井 配 水 池

施設概要　（昭和４７年６月竣工）

１．位　　置　　羽曳野市古市２２７１番地の１１９

２．配 水 池　　プレストレストコンクリート造

　　直径２０ｍ　有効水深　９．６ｍ

３．有効容量　　３，０００ｍ^3

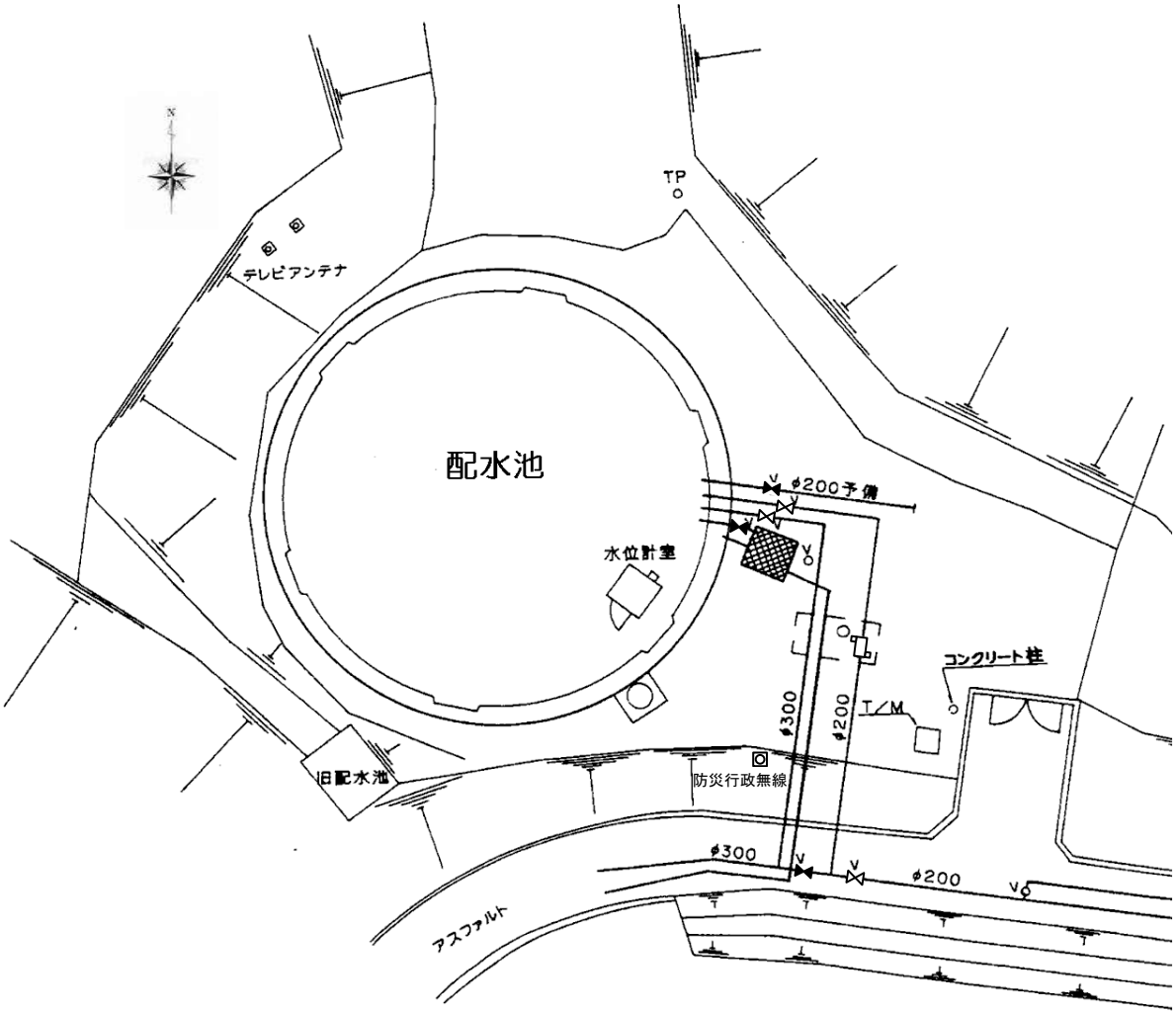

(7)高 区 配 水 池

施設概要　（平成１８年３月竣工）

１．位　　置　　羽曳野市羽曳が丘9丁目２９５－８６

２．配 水 池　　溶接構造ステンレス製円筒形たて型２層配水池

高区上部配水池（上層）直径１９．７ｍ　有効水深１０ｍ

高区下部配水池（下層）直径１９．７ｍ　有効水深１０ｍ

３．有効容量　　高区上部　３，０００ｍ^3

高区下部　３，０００ｍ^3

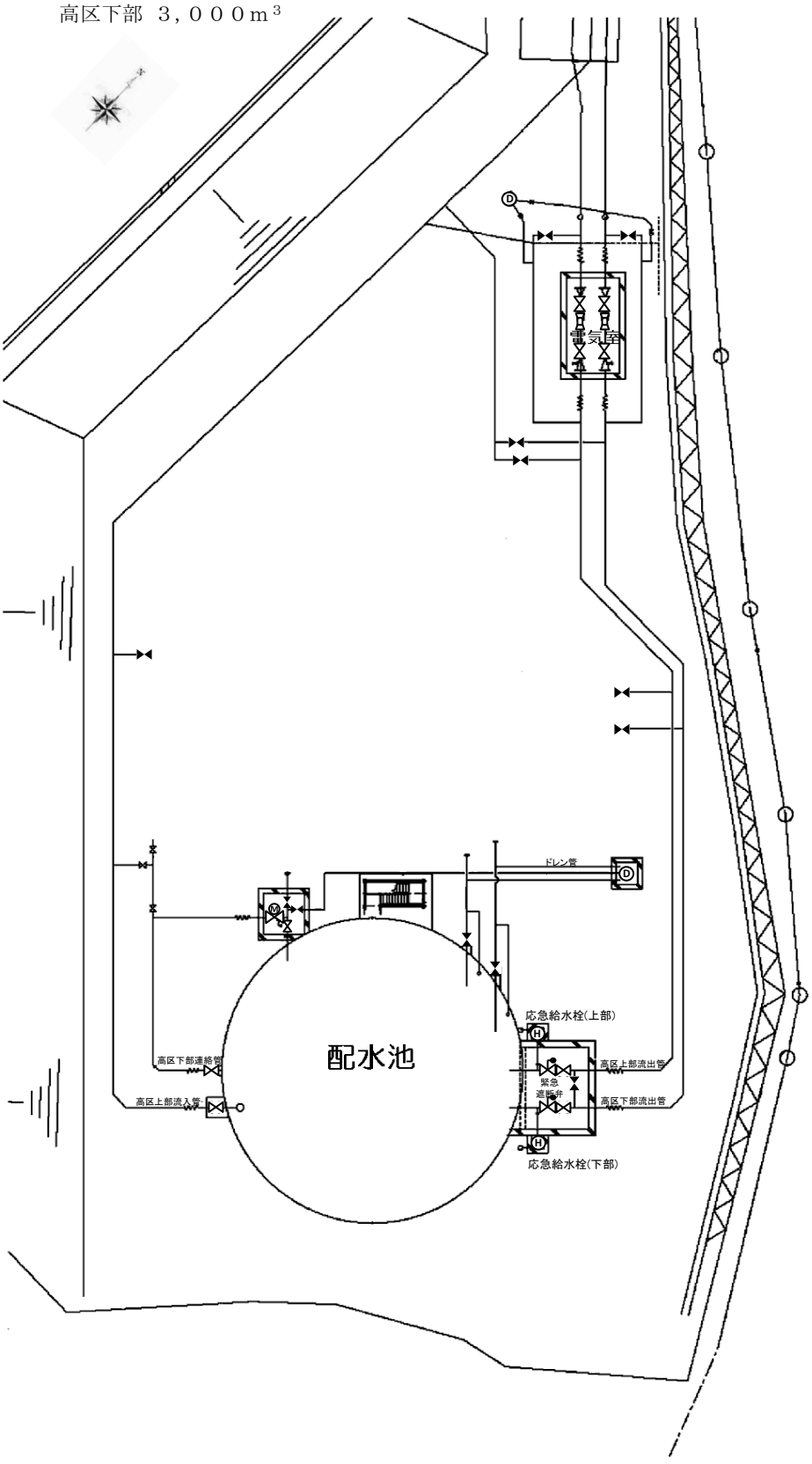

(8)低 区 第 1 配 水 池

施設概要　（昭和４９年１０月竣工、平成１２年３月改良）

１．位　　置　　羽曳野市西浦６丁目８１番地

２．配 水 池　　プレストレストコンクリート造

　　直径３０ｍ　有効水深　１５ｍ

３．有効容量　　１０，０００ｍ^3

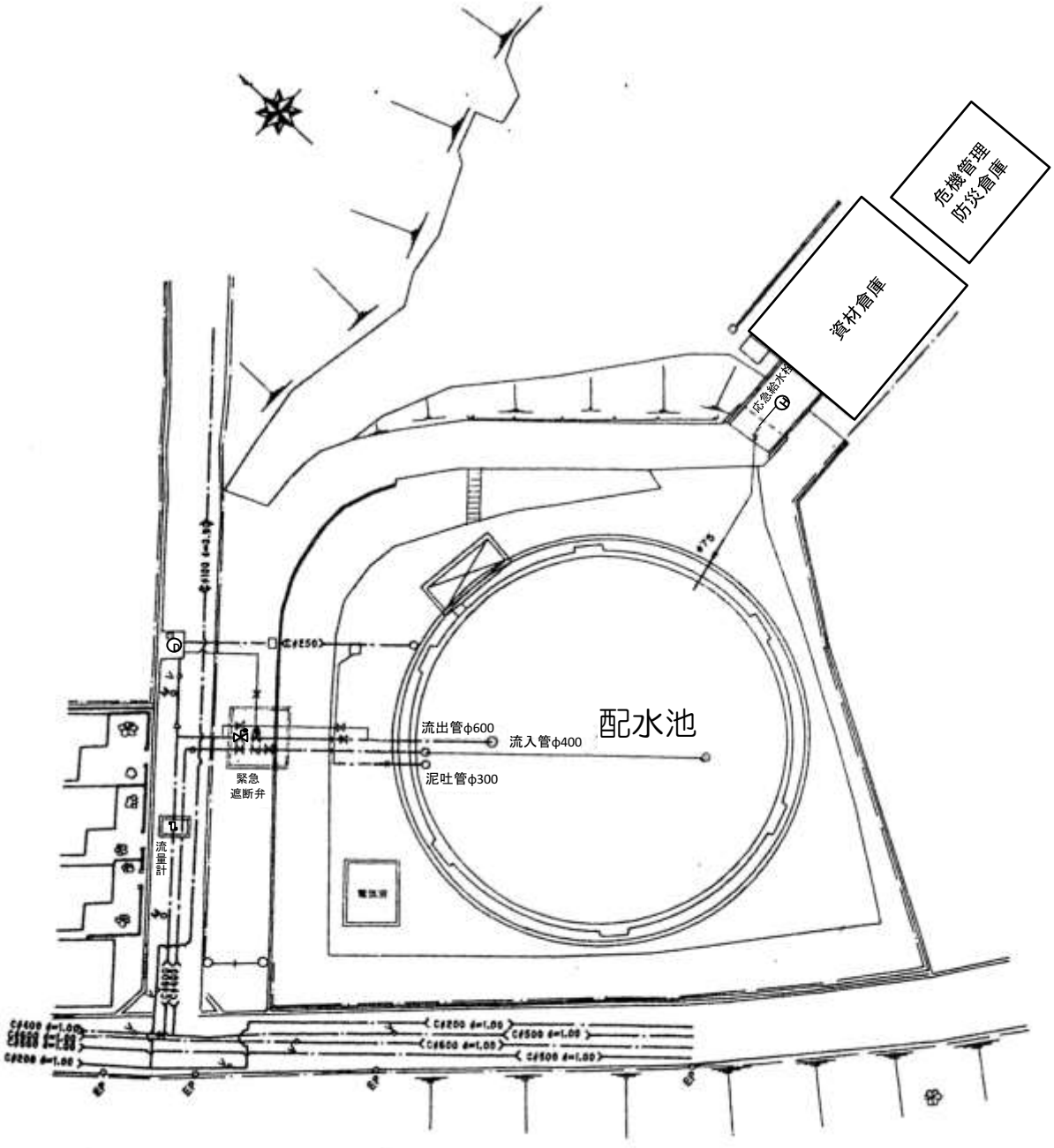

(9)低 区 第 2 配 水 池

施設概要　（昭和５８年８月竣工）

１．位　　置　　羽曳野市学園前１丁目５番１２号

２．配 水 池　　プレストレストコンクリート造

　　直径３４．１ｍ　有効水深　１１ｍ

３．有効容量　　１０，０００ｍ^3

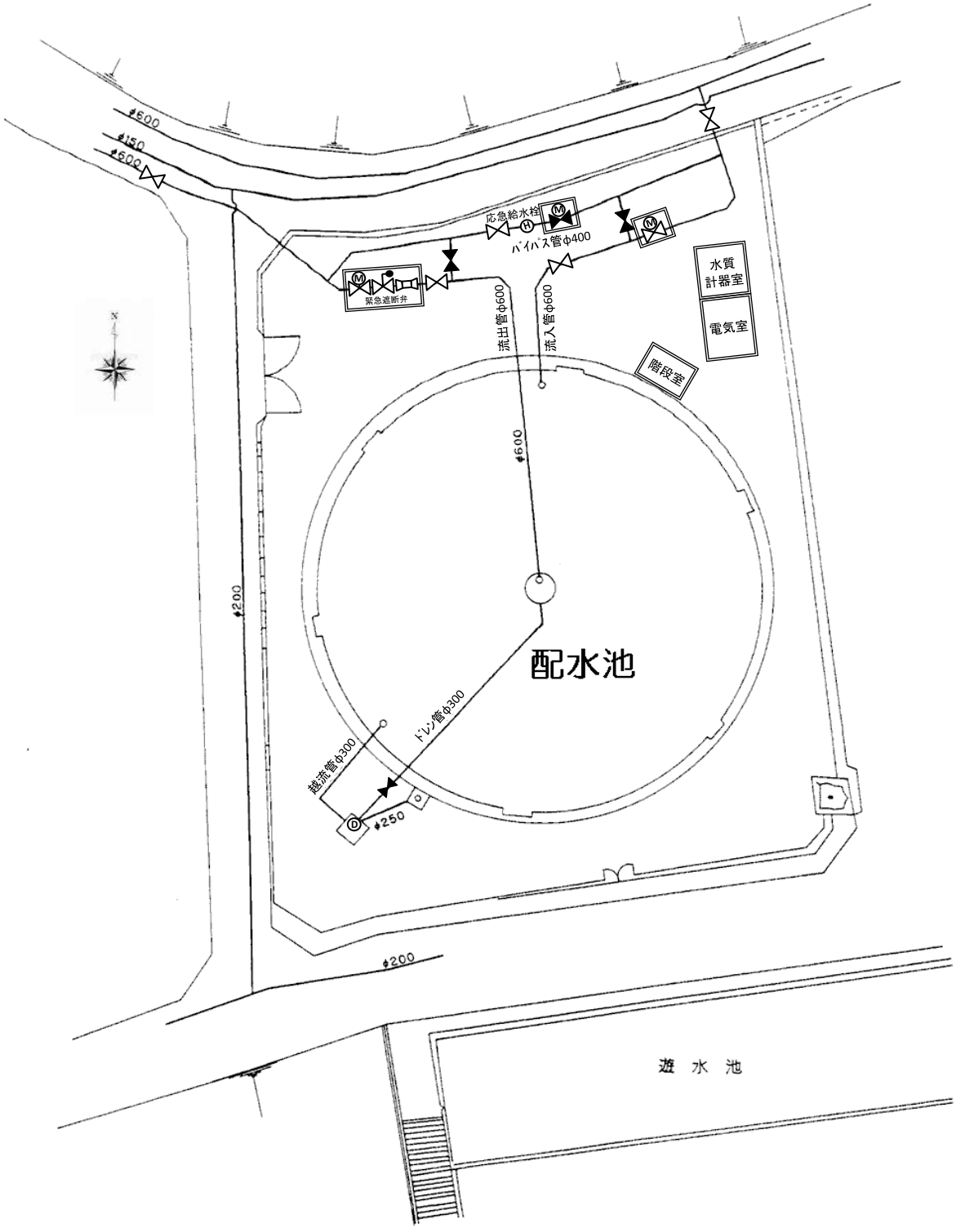

(10)応 急 給 水 拠 点

施設概要　（平成２３年１月竣工）

１．位　　置　　羽曳野市羽曳が丘西１丁目１番９号

２．給水施設　　応急給水塔　２基

　　応急給水栓　２基

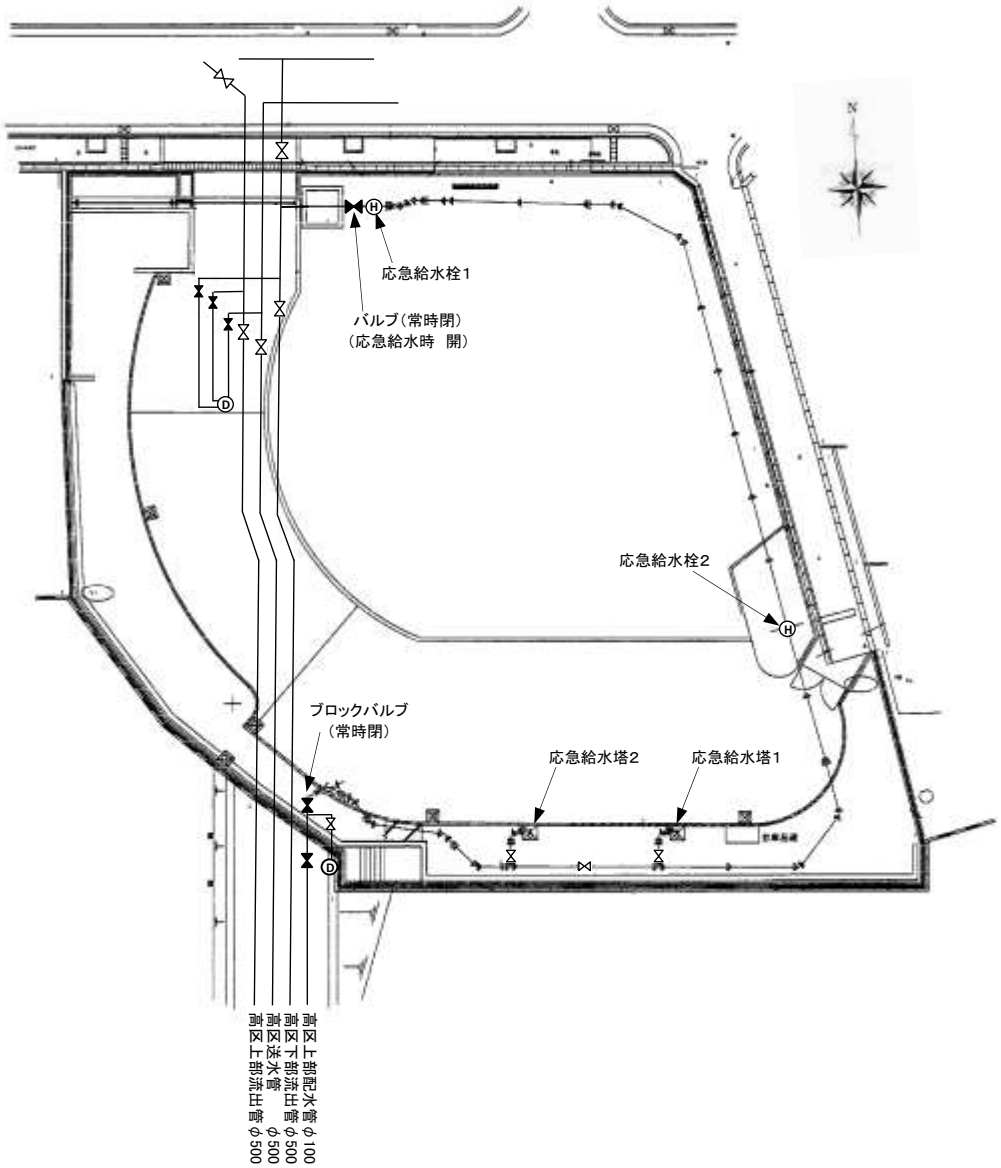

5. 導送配水管状況

区分 / 管種	口径 mm	H30年度末延長 m	R元年度新設 m	R元年度撤去 m	R元年度末延長 m
鋳鉄管	50以下	326.2	0.0	0.0	326.2
	75	96,251.2	2,893.8	1,293.0	97,852.0
	100	93,461.7	992.7	946.7	93,507.7
	150	60,535.8	541.2	471.9	60,605.1
	200	26,744.6	62.5	92.8	26,714.3
	250	839.7	0.0	0.0	839.7
	300	19,957.8	1.8	358.0	19,601.6
	350	4,943.5	0.0	0.0	4,943.5
	400	9,537.1	0.0	0.0	9,537.1
	450	19.7	0.0	0.0	19.7
	500	5,268.4	0.0	0.0	5,268.4
	600	9,086.9	0.0	0.0	9,086.9
	計	326,972.6	4,492.0	3,162.4	328,302.2
鋼管	50以下	1,151.6	0.0	3.1	1,148.5
	75	40.6	0.0	0.0	40.6
	100	25.1	0.0	20.1	5.0
	150	83.6	0.0	0.0	83.6
	200	229.5	0.0	0.0	229.5
	250	24.8	0.0	0.0	24.8
	300	419.3	0.0	0.0	419.3
	400	273.9	0.0	0.0	273.9
	450	6.6	0.0	0.0	6.6
	500	18.4	0.0	0.0	18.4
	600	24.6	0.0	0.0	24.6
	計	2,298.0	0.0	23.2	2,274.8
ステンレス管	100	25.8	0.0	0.0	25.8
	150	14.7	0.0	0.0	14.7
	200	88.7	0.0	0.0	88.7
	250	24.5	0.0	0.0	24.5
	300	20.4	0.0	0.0	20.4
	400	61.7	0.0	0.0	61.7
	500	45.7	0.0	0.0	45.7
	計	281.5	0.0	0.0	281.5
石綿	50以下	242.4	0.0	101.8	140.6
	75	408.4	0.0	0.0	408.4
	100	167.0	0.0	0.0	167.0
	125	10.0	0.0	0.0	10.0
	計	827.8	0.0	101.8	726.0
硬質塩化ビニル管	50以下	99,425.8	51.2	2,697.7	96,779.3
	75	11,949.0	0.0	249.0	11,700.0
	100	5,289.4	0.0	43.6	5,245.8
	150	608.3	0.0	0.0	608.3
	200	0.0	0.0	0.0	0.0
	300	44.4	0.0	0.0	44.4
	350	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	117,316.9	51.2	2,990.3	114,377.8
ポリエチレン管	50以下	12,057.9	1,053.7	0.0	13,111.6
	75	48.4	1.8	0.0	50.2
	100	1.5	0.0	0.0	1.5
	150	58.8	0.0	0.0	58.8
	200	26.9	0.0	0.0	26.9
	400	217.6	0.0	0.0	217.6
	計	12,411.1	1,055.5	0.0	13,466.6
FRP管	150	38.2	0.0	0.0	38.2
	200	45.0	0.0	0.0	45.0
	400	958.8	0.0	0.0	958.8
	計	1,042.0	0.0	0.0	1,042.0
その他・不明管	50以下	102.6	0.0	0.0	102.6
	75	70.5	0.0	0.0	70.5
	100	12.0	0.0	0.0	12.0
	150	189.9	0.0	0.0	189.9
	200	0.6	0.0	0.0	0.6
	250	7.9	0.0	0.0	7.9
	300	28.5	0.0	0.0	28.5
	350	2.6	0.0	0.0	2.6
	400	42.9	0.0	0.0	42.9
	500	0.0	0.0	0.0	0.0
	600	0.0	0.0	0.0	0.0
	不明	11.3	0.0	0.0	11.3
	計	468.8	0.0	0.0	468.8
総延長		461,618.7	5,598.7	6,277.7	460,939.7

導送配水管延長の推移

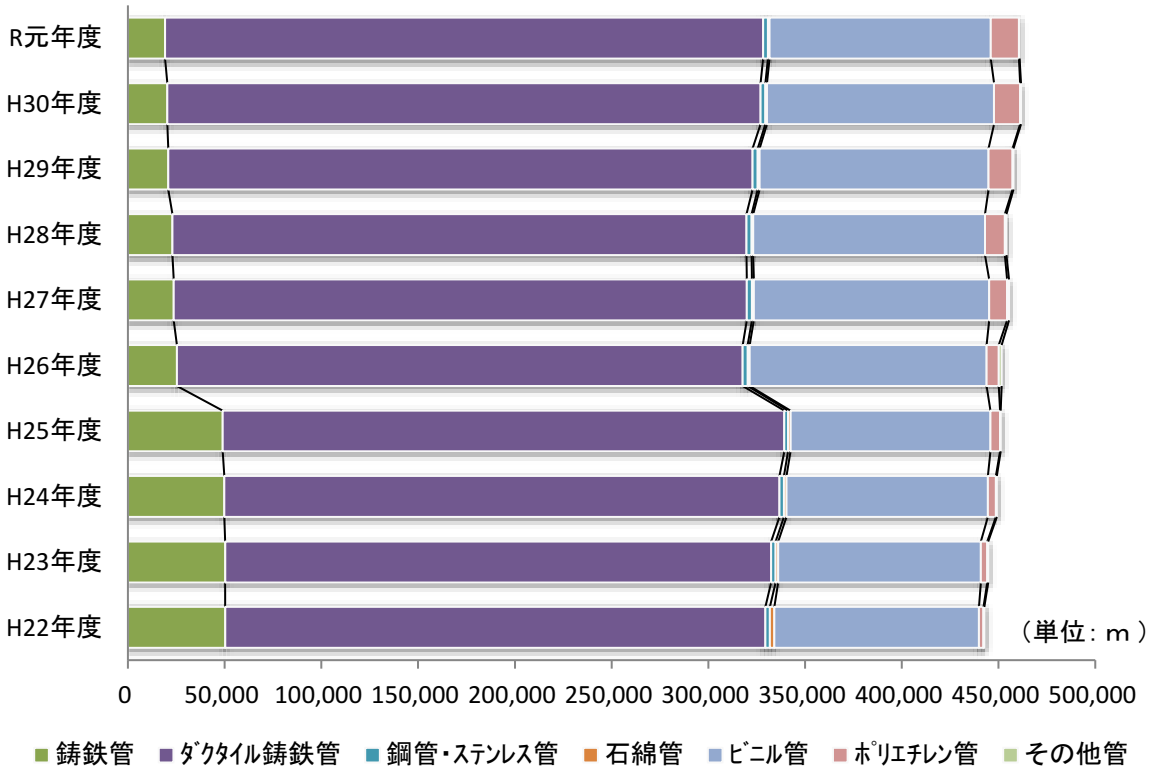

管路管理システム稼動イメージ

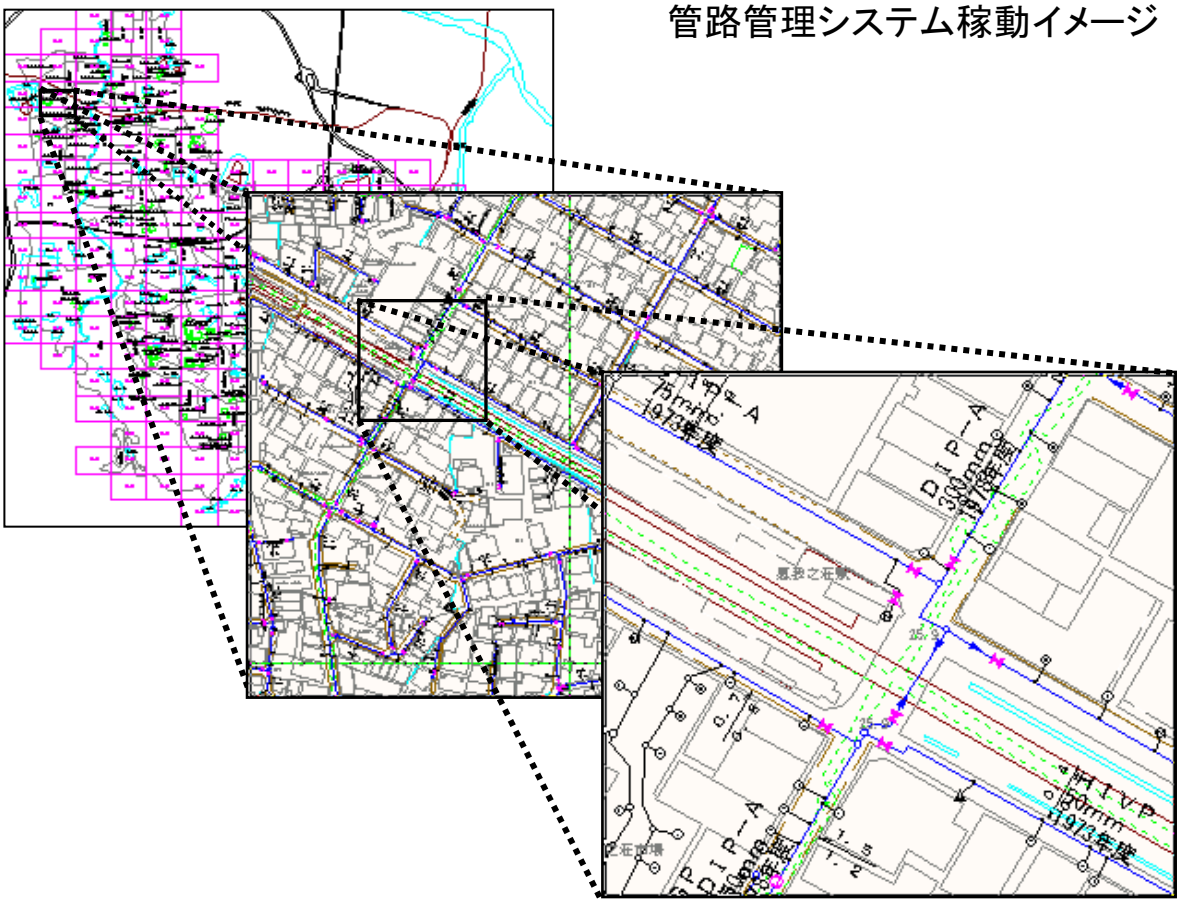

Ⅷ　資　　料

給水タンク車

広報 はびきの

（平成31年4月号より）

被害が発生しています！ ニセ水道局職員にご注意ください！

水道局職員を装い、『水道料金を請求する』『家庭用水道器具（浄水器など）の販売をする』『事前連絡の無い水質検査や宅内管の洗浄や点検をする』などのトラブルが発生しています。不審に思われた時は、身分証明書の提示を求めるか、水道局へお問い合わせください。

問 水道局
☎ 072-958-1111 内線 5040

（令和元年5月号より）

水漏れかなと思ったら

●道路～水道メータの間で水が漏れているときは・・・
水道局まで連絡してください。水道局または委託業者が修理対応します。

●宅地内で水が漏れているときは・・・
水道メータの横にある止水栓を止め、羽曳野市指定工事店に修理依頼してください。
※修理個所がメータより内側の宅地内の場合修理費用は必要です。なお、水道料金については減免制度が適用される場合もあります。不明な点がありましたら、水道局までお問い合わせください。

●簡単な宅内発見方法は・・・
家庭内のすべての蛇口を止めた後、水道メータのパイロットが回っている場合は、漏水しています。

問 水道局総務課
☎ 072-958-1111　内線 5015

（令和元年6月号より）

（令和元年7月号より）

水道局からのお知らせ

■鉛製給水管の取替え工事

家の新築・建て替え工事や給水工事などで昭和57年まで「鉛製給水管」を承認していましたが、水道を長期間使用しない場合、わずかながら鉛が溶け出すことがあります。通常の使用では問題はありませんが、安心して利用いただくため、朝や数日留守にした後など、使いはじめの水は、バケツ1杯程度(約10ℓ)を目安に、飲み水以外(トイレや洗濯など）に使用されることをおすすめします。水道局では、配水管の工事や修繕などにあわせ「鉛製給水管」取替え工事を行っています。水道法で定められた水質基準を満たした安全な水道水をご家庭までお届けします。

■被害が発生しています！！ ニセ水道局職員にご注意ください！

水道局職員を装って皆さんの自宅を訪問し、『水道料金を請求』『家庭用水道器具（浄水器など）の販売』『事前連絡のない水質検査や宅内管の洗浄や点検』などのトラブルが発生しています。不審に思われたときは、身分証明書の提示を求め、確認していただくか、水道局へお問い合わせください。

問 水道局 ☎ 072-958-1111 内線 5042

（令和元年８月号より）

羽曳野のおいしい水ができるまで ～石川浄水場見学会～

市内の小学校４年生の児童（12校・781人）が、石川浄水場を見学しました。児童らは、水道水ができるまでの過程をビデオやスライドで学び、実際に試薬を入れると水の色が変化する水質実験を体験し、初めての経験に興味津々の様子でした。その後の施設見学では、石川からの取水のしくみやろ過池、最新の紫外線照射装置、送水ポンプなどを見学し、浄水場でできたばかりの水を飲むと「おいしいね！」と笑顔いっぱいでした。最後は石川浄水場で作った『羽曳野のおいしい水』を家族へのお土産に持って帰ってくれました。水道局では、水道についての理解を深めていただくために浄水場見学の受入れを行っています。ご希望の方は、地域の団体やグループ等でご連絡ください。

【問合せ】水道局
☎072-958－1111(内線5013)

（令和元年９月号より）

水道局よりお知らせ

■水道メータ交換での宅地内作業にご協力お願いします

計量法で定められた有効期間(8年)満了までに水道メータ交換を無料で行っています。委託業者が事前に『お知らせとお願い』を配付し、宅地内のメータボックスで交換を行います。※交換作業の際15～30分間、水が止まります。※交換後、配管内に空気が混入して水が白く濁る場合がありますが、少し水を出して頂ければ解消します。

問 水道局総務課
☎072-958-1111　内線5015

■にせ水道局職員にご注意ください

水道局職員を装って自宅を訪問し、『水道料金を請求する』『浄水器などの販売をする』『事前連絡のない水質検査・宅内管の洗浄・点検をする』などのトラブルが発生しています。不審に思ったら、身分証明書の提示を求め、確認していただくか、水道局へお問い合わせください。

問 水道局工務課
☎072-958-1111　内線5040

（令和元年10月号より）

水道料金・下水道使用料の消費税について

消費税法の改正に伴い、令和元年10月1日から消費税率（地方消費税を含む）が8%から10%に改正されます。ただし、経過措置として、10月1日前から継続して上水道または下水道を使用されている場合は、12月検針から10%の適用となります。（※10月1日以降、新たに使用開始された場合は、10%の適用となります。）

問 ☎072-958-1111
水道局総務課総務担当　内線5015
下水道総務課業務担当　内線2361

（令和元年11月号より）

引越しのときは、早めに連絡を！ ～水道局からのお願い～

■**水道の使用を中止されるとき**…引越しで水道の使用を中止されるときは、料金の精算に伺いますので引越しの2～3日前までにはご連絡ください。ご連絡がない場合は、引き続いて料金がかかりますのでご注意ください。

■**新たに水道を使用されるとき**…水道を使用される2～3日前までには必ず使用開始のご連絡をください。

■**お支払いは便利な口座振替を！**…水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお届けの印かんを持参の上、直接手続きをしてください。

問 水道料金お客様センター ☎072-957-7770（直通）、☎072-958-1111（内線5021～5024（平日9:00～17:30、休日9:00～17:00）※祝日、年末年始は休業します。）

（令和元年12月号より）

羽曳野のおいしい水 ～水道水を飲もう～

水道水の安全性や料金について

日本の水道水の水質基準は、世界でもトップクラスで、水道法の規定に基づき『51項目の水質基準』に適合する必要があり、非常に厳しく安全確保に努めています。安全で安心な羽曳野の水道水もより一層ご利用いただけるよう安定した供給に努めてまいります。

水道水は安全で値段的にもお得です

■平均的な水道料金（1カ月で25㎥使用した場合）
ご家庭のお風呂1回あたり30円
500mlのペットボトル1本なら0.075円となります。

※水質基準および水道料金は市ウェブサイトにも掲載してます。

問 水道局総務課総務担当
☎072-958-1111　内線5013

（令和2年1月号より）

寒い冬 水道管も凍ります ～水道管にも冬支度を！～

水は気温がマイナス4度以下になると凍る性質があります。次のような場所（屋外で水道管が露出している、北向き、風当たりが強い）では、水道管の凍結や破裂にご注意ください。

【予防】保温材（発泡スチロール製）や布を巻き、濡れないようにビニール袋などをかぶせる。※浴槽などに少しずつ水を出しておくことなども効果的

【凍結したら】凍結した部分にタオルをかぶせ、ゆっくりとぬるま湯をかける。※破裂するので、熱湯は絶対にかけないでください。

【破裂したら】水道メータ横の止水栓を閉め、すぐに水道局までご連絡ください。

問 水道局　☎072-958-1111 内線5040

（令和２年２月号より）

こんな時は、水道局にご連絡を！

水道局　☎072-958-1111

■料金のことは【水道料金お客様センター】内線 5021 ～ 5024
○名義変更・住所変更時の手続き
○水道料金のお支払　○使用水量
○検針に関すること

■工事のことは【工務課給水担当】
内線 5040　○給水装置・受水槽（貯水槽）に関するご相談
○指定工事店に関すること

■漏水・水質のことは【工務課管理担当】内線 5042・5043
○漏水、水質に関する情報・相談

（令和２年３月号より）

引越しをされるときは お早めにご連絡を！

水道局からのお願い

◆水道の使用を中止されるとき

引越しにより水道の使用を中止されるときは、料金の精算に伺いますので引越しの２～３日前までには必ずご連絡ください。
ご連絡がない場合は、引き続いて料金がかかりますのでご注意ください。

◆新たに水道を使用されるとき

水道を使用される2～3日前までには、必ず使用開始のご連絡をお願いします。

＊お支払いは便利な口座振替を

水道局指定の金融機関もしくは郵便局で、預金通帳とお届けの印鑑を持参の上、直接手続きをしてください。

水道料金お客様センター　☎072-957-7770（直通）
●取扱時間：平日 9：00 ～ 17：30　㈯㈰ 9：00 ～ 17：00
※祝、年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日）は休業
水道局　☎072-958-1111（代表）水道料金お客様センター（内線 5021 ～ 5024）

羽曳野市水道局
Habikino City Waterworks Bureau

ホーム | サイトマップ | お問い合わせ
文字サイズ 中 大
サイト内検索

ホーム | 手続・料金 | くらしと水道 | 事業の紹介 | 水質関連 | 災害への備え | 事業者の皆さまへ

水道料金お客様センター
072-958-1111
月曜日～金曜日 9:00～17:30
土曜日・日曜日 9:00～17:00
窓口一覧

お困りのときは

新型コロナウイルス感染症に係る対策として、水道基本料金の減免(無償化)を実施中です。
本市では、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援するため、水道基本料金を減免しています。
>>詳しくはこちらをご覧ください。
【12月検針分をもって終了しました】

水道管の凍結および破裂にご注意ください！！
水道管は気温がマイナス4度以下になると凍る性質があります。
>>詳しくは凍結防止ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる水道施設・設備の衛生管理について
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関連し、事務所、商業施設及び学校園等では、貯水槽水道(簡易専用水道、小規模貯水槽水道)の使用量の減少や、長期間使用が中止されていることがあります。
水道使用量の減少や長期間使用を中止している場合は、貯水槽水道の適正な衛生管理をお願いします。
>>詳しくはこちらをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金・下水道使用料のお支払いが困難なお客さまへ
羽曳野市水道局及び下水道部では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な場合は、お支払いに関するご相談に応じますので、水道料金お客様センター(072-957-7770)までお問い合わせください。

水道水の安全性～水道水は安全にお飲みいただけます～
インフルエンザや新型コロナウイルス等のウイルスは、塩素による消毒効果があります。
羽曳野市水道局では、国の法令に定められた適切な塩素消毒を行って安全な水を供給しておりますので、水道水を介してウイルスに感染することはありません。

偽装水道局員にご注意ください！
水道局では、家庭用水道器具の販売、事前連絡のない水質検査及び工事を行う事は絶対にしておりません！
不審に思われたときは、身分証明書の提示を求め確認していただくか、水道局へお問い合わせください。
>>事前連絡のない水質検査

- 使用開始／中止／名義変更の手続きについて
- 料金早見表・料金計算シュミレーター
- 水道使用量等のお知らせ(検針票)の見方
- 水道の工事・修繕
- 断水情報
- 経営比較分析表

更新情報

2021年2月1日
2月更新分
- 水質検査結果
- 指定給水装置工事事業者一覧表

2021年1月4日
1月更新分
- 水質検査結果
- 指定給水装置工事事業者一覧表
- 関連法令

2020年12月1日

水道局からのお知らせ

2020年6月19日
「健康のため水を飲もう」推進運動ポスターを掲載しました。
健康のため水を飲もう課題

2020年1月22日
令和2年1月20日、和歌山市で応急給水活動を実施しました。
応急給水活動(和歌山市)

2019年8月21日
令和元年10月1日から指定給水装置工事事業者制度が「5年更新」に変わります。
- 給水装置工事事業者さまへ

関連法令
- 羽曳野市水道事業水道料金の未...
- 羽曳野市指定給水装置工事事業...
- 羽曳野市水道事業給水条例

ダウンロード

リンク

羽曳野市水道局
Habikino City Waterworks Bureau

大阪府羽曳野市誉田４丁目１番１号 TEL：072-958-1111 FAX：072-958-0494
Copyright(C) Habikino City Waterworks Bureau. All rights reserved.

TOP

○羽曳野市水道事業給水条例

制定 昭３８.３.２０ 条例２３１
最近改正 令元.９.４ 条例１８

第１章　総則
(目的)
第１条　この条例は、羽曳野市水道事業の給水に係る料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件について必要な事項を定め、もって適正な給水の保持に資することを目的とする。
第２条　削除
(給水装置の定義)
第３条　この条例において、「給水装置」とは、需用者に水を供給するために水道事業の管理者(管理者の権限を行う市長をいう。以下「管理者」という。)の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
(給水装置の種類)
第４条　給水装置は、次に掲げるものとする。
(1)　専用給水装置　１戸又は１箇所で専用に使用するもの
(2)　共用給水装置　２戸以上が共用で使用するもの
(3)　私設消火栓　消防用に使用するもの
2　管理者は、必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。
(権利義務の継承)
第５条　給水装置の所有権を継承した者は、その継承後に係るこれに付随する工事費及び修繕費に係る納付の義務も共に継承した者とする。
(同居人等の行為に対する責任)
第６条　給水装置の使用者又は所有者は、その家族、同居人及び使用人その他の従業者の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。
第２章　給水装置の工事及び費用
(給水装置の新設等の申込み)
第７条　給水装置の新設、改造又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
(新設等の費用負担)
第８条　給水装置の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。
(工事の施行)
第９条　給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の２第１項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。
2　前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事の施行をする場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
3　第１項の規定により、給水装置工事の施行をする場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
4　第１項の指定給水装置工事事業者の指定及び更新並びに第２項の設計審査及び竣工後の工事検査については、それぞれ第 33 条第１項の表に掲げる手数料を徴収する。
5　指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が別に定める。
(給水管及び給水用具の指定)
第９条の２　管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターま

での間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2　管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

第 10 条　削除

(工事費の算出方法)

第 11 条　管理者が施行する給水装置工事に係る費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1)　材料費

(2)　労務費

(3)　道路復旧費

(4)　間接経費

2　指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、前項第 3 号に掲げる費用を徴収する。

3　管理者は、第 1 項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

4　第 1 項及び前項に定める費用のほか、工事に係る費用の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の前納)

第 12 条　管理者に給水装置の工事を申し込む者及び指定給水装置工事事業者により工事を施行をしようとする者(以下この章において「申込者」という。)は、前条の規定により算出した費用の概算の額を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2　前項の規定による前納が、その納付の期日を 20 日以上過ぎてもなお行われないときは、管理者は、申込者が給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

3　第 1 項の概算の額は、工事の竣工後に精算する。

(給水装置所有権の移転時期)

第 12 条の 2　管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権の移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該工事の工事費が完納されるまでの間においても申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第 12 条の 3　管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、申込者が納付の期日を 20 日以上過ぎても納付しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2　前項の規定により、管理者が給水装置の撤去をした後、なお損害があるときは、申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第 13 条　管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2　前項の工事に伴う費用は、その特別の理由の原因となる者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第 3 章　給水

(給水の原則)

第 14 条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公営上その他のやむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することがない。

2　管理者は、前項に規定する場合により給水の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

3　第 1 項に規定する場合により給水の制限若しくは停止又は断水若しくは漏水による損害については、市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第 15 条　水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)
第 16 条　給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人を置かなければならない。
(管理人の選定)
第 17 条　次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。
(1)　給水装置を共有する者
(2)　給水装置を共用する者
(3)　前 2 号に掲げる者のほか、管理者が必要と認めた者
2　管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。
(水道メーターの設置)
第 18 条　給水量は、市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計算する。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。
2　メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。
(メーターの貸与)
第 19 条　メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。
2　前項の規定により保管をする者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
3　第 1 項の規定により保管をする者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害を弁償しなければならない。
4　水道使用者等は、第 1 項の規定にかかわらず、管理者の許可を得て、自己のメーターを使用する事ができる。
5　前項のメーターについて、管理者は、その設置後随時その機能を点検するものとし、不良と認めたときは、その交換の指示をすることができる。
(水道の使用中止、変更等の届出)
第 20 条　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。
(1)　水道の使用をやめるとき。
(2)　用途を変更するとき。
(3)　消防演習に私設消火栓を使用するとき。
2　水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。
(1)　水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
(2)　給水装置の所有者に変更があったとき。
(3)　共用給水装置の使用戸数に異動があったとき。
(4)　消防用として水道を使用したとき。
(5)　管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
(私設消火栓の使用)
第 21 条　私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。
2　私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要する。
(水道使用者等の管理上の責任)
第 22 条　水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水に異状があると認める場合又は給水装置のうち配水管の分岐から市のメーターの間に異状がある場合にあっては、管理者に修繕その他必要な処置を請求するものとし、市のメーターから宅地内の給水装置に異状がある場合にあっては、指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。

2　前項の修繕に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3　第1項の規定による管理を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条　管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2　前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章　料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条　水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2　共用給水装置又は同一のメーターによって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条　料金は、1月について、次の表に掲げる額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額を当該表に掲げる額に加えて得た額(1円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額)とする。

種別	用途	基本料金											
		使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金
計量制	一般用	8 m³	円 635	9～10 m³	円 130	11～20 m³	円 160	21～40 m³	円 200	41～100 m³	円 260	101 m³以上	円 310
	湯屋用	200 m³	円 1万	201 m³以上	円 60								
	臨時用	1 m³	円 400										

2　前項の用途の適用の基準については、管理者が別に定める。

(料金の算定)

第26条　料金は定例日(料金算定の基準としてあらかじめ、管理者が定めた日をいう。以下同じ。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、管理者が必要と認めるときは、2月以上一括し、又は定例日を変更して点検することができる。この場合の水量は、各月において均等とみなす。

(使用水量及び用途の認定)

第27条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1)　メーターに異状があったとき。

(2)　料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。

(3)　使用水量が不明のとき。

(4)　共用給水装置により水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第28条　月の中途において水道の使用を開始し、又は終了したときの料金は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1)　使用水量が基本水量の2分の1に満たないとき　第25条第1項の料金の2分の1の額

(2)　使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき　1月分とみなして、算定した金額

2　料金算定の基準となる月の中途で、用途に変更のあったときの料金は、基準となる月の日数の 2 分の 1 を超えるものに係る用途によって算定する。この場合において使用日数が、月の日数の 2 分の 1 に等しいときは、変更後の用途について算定する。

(多用途に使用するときの料金)

第 29 条　1 の専用給水装置を 2 以上の用途に使用する場合の料金は、管理者がその用途の適用を定めて算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第 30 条　工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2　前項の概算料金は、水道の使用を終了したときに精算する。

(料金の徴収)

第 31 条　料金は、2 月ごとに徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、1 月ごとに徴収することができる。

2　水道の使用を中止し、若しくは給水装置を廃止し、又は給水を停止したときは、その都度料金を算定して徴収する。

(納付料金の過不足の取扱い)

第 32 条　納付料金に過不足があるときは、納付後であってもその差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回徴収の料金で精算することができる。

(手数料)

第 33 条　手数料は、次のとおりとし、申込者からこれを徴収する。

区分	種別及び単位		金額
設計手数料	給水管口径　30 ミリメートル未満	1 件につき	8,800 円
	給水管口径　75 ミリメートル未満	1 件につき	10,500 円
	給水管口径　75 ミリメートル以上	1 件につき	12,300 円
設計審査手数料	給水管口径　30 ミリメートル未満	1 件につき	5,300 円
	給水管口径　75 ミリメートル未満	1 件につき	7,000 円
	給水管口径　75 ミリメートル以上	1 件につき	9,700 円
竣工検査手数料	給水管口径　30 ミリメートル未満	1 件につき	21,100 円
	給水管口径　75 ミリメートル未満	1 件につき	23,700 円
	給水管口径　75 ミリメートル以上	1 件につき	26,400 円
道路占用申請手数料	国道・府道等の占用申請	1 件につき	16,700 円
	市道の占用申請	1 件につき	1,800 円
指定給水装置工事事業者に関する手数料	指定	1 件につき	10,000 円
	証書の交付	1 件につき	2,000 円
	証書の再交付	1 件につき	2,000 円
その他の手数料	私設消火栓の消防演習の立会	1 回につき	10,500 円

2　手数料は、管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3　前項の納付の期日を 20 日以上過ぎても納付しないときは、管理者は、申込者が申込みを取り消したものとみなす。

4　第 1 項の表に掲げる手数料であって、既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(料金及び手数料等の軽減又は免除)

第 34 条　管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金及び手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第 4 章の 2　工事負担金及び分担金

(工事負担金)

第 34 条の 2　給水の申込み、開発行為その他の理由により、必要が生じた配水施設の新設、移設又は撤去の工事に要する費用(以下「工事負担金」という。)については、その原因者(以下この条において「申込者」という。)に負担させるものとする。

2　工事負担金の額の算定方法等については、管理者が別に定める。

3　申込者は、工事負担金を管理者が指定する期日までに前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

4　前項の期日を 20 日以上過ぎてもなお納付しないときは、管理者は、申込者が第 1 項の申込みを取り消したものとみなす。

(分担金)

第 34 条の 3　分担金は、次の表に掲げる額に、消費税率を乗じて得た額を当該表に掲げる額に加えて得た額(1 円未満の端数が出たときは、これを切り捨てた額)とする。

メーター口径	分担金の額	
	新設工事	増径工事
20 ミリメートル	188,000 円	同一場所に係る、既設給水装置の増径工事申込者から徴収する分担金の額は、新設工事の分担金の額から既設口径の分担金の額を差し引いた額とする。
25 ミリメートル	530,000 円	
40 ミリメートル	1,290,000 円	
50 ミリメートル	2,100,000 円	
75 ミリメートル	4,980,000 円	
100 ミリメートル	9,330,000 円	
150 ミリメートル	22,600,000 円	
200 ミリメートル以上	管理者が別に定める	

2　分担金は、給水装置の新設工事及び増径工事の申込者から徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

3　前項に規定する額のほか、メーター口径が 13 ミリメートルの分担金(既設給水装置の増径工事する場合に限る。)は、150,000 円の範囲内で管理者が定める。

4　第 1 項の規定によりがたい特別な場合における分担金は、管理者が別に定める。

5　分担金は、給水工事の申込みのときに徴収する。ただし、管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。

6　前項の規定により管理者が指定した徴収の期日を 20 日以上過ぎてもなお納付しないときは、管理者は、第 1 項の申込者が給水工事の申込みを取り消したものとみなす。

7　第 1 項から第 4 項までに規定する分担金であって既に納められたものは、還付しない。ただし、管理者が、特に必要と認める場合は、この限りでない。

第 5 章　管理

(給水装置の検査等)

第 35 条　管理者は、水道の管理上、必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置の指示をすることができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)
第 36 条　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質基準に適合していないと認めるときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
2　管理者は、前項に規定する者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。
(給水の停止)
第 37 条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。
(1)　水道の使用者が、第 11 条に規定する工事費、第 22 条第 2 項に規定するの修繕費、第 25 条第 1 項の料金又は第 33 条第 1 項の手数料を指定した期日内に納付しないとき。
(2)　水道の使用者が、正当な理由がなく第 19 条第 5 項又は第 35 条の指示に従わないとき。
(3)　水道の使用者が、正当な理由がなく第 26 条の規定による水量の点検又は第 35 条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
(4)　給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発してもなお、これを改めないとき。
(5)　給水を濫用したとき。
(給水装置の切り離し)
第 38 条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。
(1)　給水装置の所有者が、90 日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用がないとき。
(2)　給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。
(過料)
第 39 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000 円以下の過料を科することができる。
(1)　第 7 条の承認を受けないで、給水装置の新設若しくは改造又は撤去をした者
(2)　正当な理由がなく、第 18 条第 2 項の規定によるメーターの設置、第 26 条の規定による水量の計算、第 35 条の規定による検査又は第 37 条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
(3)　第 22 条第 1 項の規定による給水装置の管理を著しく怠った者
(4)　第 25 条第 1 項の料金又は第 33 条第 1 項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正の行為をした者
(料金を免れた者に対する過料)
第 40 条　市長は、詐欺その他不正の行為によって第 25 条第 1 項の料金又は第 33 条第 1 項の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科することができる。
第 6 章　貯水槽水道
(水道事業者の責務)
第 40 条の 2　管理者は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。
2　管理者は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。
(設置者の責務)
第 40 条の 3　貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 の規定に基づき、その水道の管理をし、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2　簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道の管理をし、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第 7 章　補則

（委任）

第 41 条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

めっちゃおいしいやん!
おおさかの水

水道局（市役所別館）

令和二年版　水道事業年報

令和３年２月発行

羽曳野市水道局

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田４丁目１－１
羽曳野市役所別館　総合福祉センター4Ｆ
電話　072‐958－1111　　FAX　072‐958‐0494
E-mail　soumu.suido@city.habikino.lg.jp
URL　http://www.habikino-waterworks.jp/index.html